

平成25年第374回定例会

# 矢吹町議会会議録

平成25年3月8日 開会

平成25年3月18日 閉会

矢吹町議会

## 平成25年第374回矢吹町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (3月8日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	5
組合議会報告	5
会期外付託案件調査報告	6
町政報告及び施政方針	8
議案の上程、説明(議案第4号～議案第38号)	20
散会の宣告	27

### 第 2 号 (3月11日)

議事日程	29
本日の会議に付した事件	29
出席議員	29
欠席議員	29
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	29
職務のため出席した者の職氏名	30
開議の宣告	31
一般質問	31
薄葉好弘君	31
鈴木隆司君	36
藤井精七君	45
熊田宏君	50
安井敬博君	60

佐藤幸市君	70
散会の宣告	73

第 3 号 (3月12日)

議事日程	75
本日の会議に付した事件	75
出席議員	75
欠席議員	75
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	75
職務のため出席した者の職氏名	76
開議の宣告	77
一般質問	77
青山英樹君	77
総括質疑	91
議案・陳情の付託	94
散会の宣告	95

第 4 号 (3月18日)

議事日程	97
本日の会議に付した事件	97
出席議員	98
欠席議員	98
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	98
職務のため出席した者の職氏名	98
開議の宣告	99
議事日程の報告	99
議案第4号、議案第5号、議案第19号、議案第20号、陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決	99
議案第6号、議案第7号、議案第11号～議案第14号、議案第21号、議案第22号、陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	102
議案第8号～議案第10号、議案第15号～議案第18号、陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	106
議案第24号～議案第31号の委員長報告、質疑、討論、採決	109
議案第23号、議案第32号～議案第38号の委員長報告、質疑、討論、採決	114
会議時間の延長について	119

日程の追加	1 1 9
同意第 1 号の上程、説明、採決	1 2 0
議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
閉会中の継続調査の申し出について	1 3 2
議長発言	1 3 2
閉会の宣告	1 3 2
署名議員	1 3 5

平成 2 5 年 3 月 8 日（金曜日）

（第 1 号）

## 平成25年第374回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成25年3月8日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町政報告及び施政方針

日程第 5 議案の上程

議案第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号・第25号・第26号・第27号・第28号・第29号・第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号・第36号・第37号・第38号

(町長提案理由説明のみ)

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(15名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
16番	栗崎千代松君		

欠席議員(1名)

15番 吉田伸君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教 育 長 栗 林 正 樹 君	代表監査委員 佐 藤 昇 一 君
企画経営課長 藤 田 忠 晴 君	総 務 課 長 水 戸 邦 夫 君
税 務 課 長 井 戸 沼 寿 量 君	町民生活課長 会 田 光 一 君
産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長 圓 谷 誠 君	都市建設課長 藤 田 豊 君
上下水道課長 円 谷 清 茂 君	教育次長兼 学校教育課長 陳 野 秀 敏 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 円 谷 一 雄 君	生涯学習課長 兼中央公民館 館 長 近 藤 尚 一 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 須 藤 源 太	主 幹 兼 局 長 補 佐 菊 地 利 雄 兼 次 長
----------------	-----------------------------------

---

### ◎開会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第374回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） これより会議を開きます。

会議に先立ち報告いたします。15番、吉田伸君より本定例会を欠席する旨の届け出がありました。

日程に入ります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（栗崎千代松君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

11番 角田秀明君

12番 柏村栄君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 議場の皆さん、おはようございます。

第374回矢吹町議会定例会が、本日3月8日招集になりましたので、それに先立ちまして、3月6日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程案などについて議会事務局長から説明を求め、協議しました結果、会期を本日3月8日から3月18日までの11日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案等は19件であります。

次に、陳情については3件の提出があります。

そのほか、8件の補正予算関係議案及び平成25年度各会計の当初予算関係議案8件については、一般会計と特別会計に分けて、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置、構成して審議をすることにいたします。



なお、各委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆さんのお手元に配付してあるとおりであります。第1日目の本日は、諸報告並びに町政報告及び施政方針を行い、日程第5で議案第4号から第38号までを一括上程して、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

第2日目の9日は土曜日、第3日目の10日は日曜日で休日のため休会といたします。

第4日目の11日月曜日は、通告のあった議員から順次一般質問を行い、第5日目の12日火曜日は、前日に引き続き午前10時から一般質問を行い、総括質疑をして議案の付託を行います。また、午後1時から各常任委員会を開催いたします。

第6日目の13日水曜日は、午前中は中学校の卒業式のため休会とし、午後1時30分から予算特別委員会を開催いたします。なお、お手元にある議案付託表には、13日の会議時刻が午後1時となっておりますが、午後1時30分に変更をお願いいたします。

第7日目の14日木曜日も、前日に引き続き予算特別委員会を開催いたします。

第8日目の15日金曜日は、報告書作成のため休会といたします。

第9日目の16日は土曜日、10日目の17日は日曜日のため休会といたします。

第11日目の18日月曜日は、午後1時から本会議を開き、各委員会に付託した議案及び陳情案件の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行い、今定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等の提出があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

なお、今議会は恒例により、最終日本会議終了後の午後6時から、観音湯において、町管理職との懇親会を開催いたしますので、皆さんのご参加をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日3月8日から3月18日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月8日から3月18日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程については、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

---

## ◎諸報告

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、去る1月28日開催されました東西白河地方議会議員研修会の席上、自治功労者として、特に西白河地方町村議会議長から同会の副会長としての功績により柏村栄議員、及び9年以上の在職で吉田伸議員が表彰されましたので、ご報告いたします。

それでは、表彰されました柏村栄議員への伝達を本席において行います。

事務局長から名前をお呼びいたしますので、演壇前にお進みください。なお、伝達終了後、受賞者の記念撮影をいたしますので、しばらくお待ちください。

なお、吉田伸議員については欠席しているため、後日伝達いたしますので、ご了承願います。

事務局長。

〔表彰状伝達〕

○議長（栗崎千代松君） それでは、再開いたします。

本定例会の議案書、例月出納検査結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会における議案書等の写し及び請願文書表、陳情文書表、会期外付託案件報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### ◎監査報告

○議長（栗崎千代松君） 次に、例月出納検査の結果について、代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうからは例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、平成24年度11月分を12月26日に、12月分を1月24日に、1月分を2月25日にそれぞれ行いました。水道事業会計につきましては、平成24年10月1日から12月31日までの第3四半期分を1月25日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者並びに上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。その結果、各会計ともに出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

---

### ◎組合議会報告

○議長（栗崎千代松君） 次に、私から平成24年12月26日に開催されました平成24年度第4回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会についてを報告いたします。

定例会において提出されました議案は、3件であります。主な内容は、平成23年度一般会計歳入歳出決算の認定及び平成24年度一般会計補正予算、水道用水供給事業会計補正予算であります。全議案原案のとおり議決されました。

次に、平成25年2月27日開催されました平成25年度第1回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会についてを報告いたします。

主な内容は、平成25年度一般会計当初予算及び平成25年度水道用水供給事業会計予算であり、全議案原案の

とおりの議決されました。

なお、概略については、お手元に配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、組合議員からの報告を終結いたします。

---

### ◎会期外付託案件調査報告

○議長（栗崎千代松君） これより、会期外に行われました委員会の調査報告を各委員長から順次求めます。

最初に、議会運営委員会からの報告を求めます。

議会運営委員会委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 報告いたします。

第372回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議会運営委員会所管事務調査結果報告書。

1番から6番までは記載のとおりであります。

7、調査経過。

本町の議会活性化方策については、前期議会において、平成24年2月22日付で議会活性化等調査特別委員会の最終報告がなされたところである。

しかしながら、調査、検討された5項目は、いずれも方向性を唱えるに過ぎず、改革を実施するには詳細を詰める必要があり、今任期初めに再度特別委員会を立ち上げたことと、昨年度地方自治法の一部改正に伴い通年議会制や政務活動費等の具体的取り組みについて今後検討する必要があります。

一方、議会運営については休止することなく、毎定例会の運営等を審議しており、会議の公平で公正な運営に努めていく必要があります。

そのためにも地方自治法の一部改正等も視野に入れつつ、必要に応じ改革が実現できるものから実施するべきとの認識に立ち、今回会期外付託調査として茨城県町村議会議長会の推薦のあった大洗町議会を訪ね、現地研修を行いました。

大洗町議会は、6年前の議長選挙を契機に積極的な議会改革を進め、最終的には大洗町議会基本条例の制定を経て、議会報告会の開催及び一問一答方式の導入、議員報酬の実質的引き上げ等、先進的に実施しております。

特に、町民に対する議会傍聴への働きかけには感心させられました。町内の主なところに質問議員の名前、質問する内容、予定時間を印刷した案内広告を掲示するとともに、質問議員によるダイレクトメールの発送により、傍聴者数の増加に努めております。

また、傍聴者のアンケートへの回答をいただいて、議会の活性化の参考にするなど、議会改革に積極的に取り組んでおり、矢吹町議会として学ぶべき点が多くありました。

今後の議会改革及び議会運営委員会のあり方について、改革すべきは積極的かつスピード感を持ちながら実現すべきとの認識を新たにいたしました。

次に、茨城県の地域活性化をリードする事例として、鹿島港の洋上における風力発電事業について視察研修を実施しました。事業者である株式会社ウィンド・パワーを訪問し事業概要の説明を受けるとともに、風力発電施設も視察してきました。

特徴としては、地元茨城県内の企業であること、国内初の本格洋上風力発電所で風車を7基直列に設置し、その後8基を追加設置しました。現在、商業ベースの採算性も確保されております。

また、地元である株式会社日立製作所と富士重工業株式会社の共同開発により開発された、国内最大規模の大型風車との説明でした。

以上で報告を終わります。

○議長（栗崎千代松君） 次に、議会広報編集委員会からの調査報告を求めます。

議会広報編集委員長、10番、熊田宏君。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

第372回矢吹町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました案件について調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

報告書の1番から5番までは記載のとおりでございますので、ご一読お願いし省略させていただきます。

6、調査結果。

研修前日の6日に大雪注意報が出される中、研修地である八潮市に向かいました。午前11時半に市役所に到着、市役所玄関では関係職員の歓迎を受け、丁寧に会議室に案内されました。

今回の研修では、地域外広報編集委員会の広報の編集方法、着眼点、市民への啓発方策等について調査し、研修を通して相互交流がございました。

当市は現在、広報の配布を新聞折込みによって行っており、紙面構成から印刷業務までを新聞社への委託により行っていて、タブロイド判により発行しています。以前は、町内会、行政区により配布していた経緯がありますが、全戸に回るまでに2週間程度の日数が必要であり、町内会に加入していないと届かないことから、新聞折込みに変えたとのことでありました。毎回発行時に委員会でもテーマを協議し、それを新聞社に伝えてきたものを確認するという工程であり、編集委員会の作業時間は本町ほど多くないとのことでした。

また、広報紙の表紙については、委員長がテーマに合わせて写真を撮り、記事に合わせたイラストを織り込んでいたとのことで、合理的な広報紙の発行を行っていました。タブロイド判は大量の情報が載せられるため、年間を通してのさまざまな話題を議会広報紙に織り込み、議会活動と融合させることにより、市民に親しまれるような形で編集されていました。例えば、近年開通したつくばエクスプレスの開業により、浅草まで10分という利便性が備わり、徐々に若年人口の増加と東京のベッドタウンとしての存在がまちににぎわいを創出していること、一昔前の田んぼと畑の風景から急激な変化の途上にあること等を前面に押し出していることが挙げられます。

また、地方自治法に基づく職員の派遣制度により、震災後本町に派遣をいただいた同市の3名の職員（派遣職員3名のうち1人はインフルエンザにより出席はできませんでした）を招き、同行した一人一人の議員は、感謝の気持ちを参加派遣職員に伝えさせていただき労をねぎらいました。派遣職員からは感想として、指名さ

れたときは矢吹町がどこにあるのかすらわからなかったが、町の人たちと交流ができてよい思い出になった、震災の家屋調査等貴重な経験ができたと話されておりました。

また、研修の2日目に東京都墨田区復興記念館を見学してきました。これは委員会での研修協議の中で、今後の福島県の復興を考える上でも、関東大震災の惨禍を後世に伝えるべく建築された復興記念館を視察することで参考になるのではないかとのお考えから今研修の中に織り込んだものです。

関東大震災は、大正12年9月1日の午前11時50分、突如として大規模な揺れが発生し、死者9万9,000人、負傷者10万3,000人、行方不明者4万3,000人、倒壊家屋12万8,000戸の被害を東京の下町にもたらしました。震災後の復興は、災害後直ちに着手したことは、事態がいかに窮迫しており、当局の献身的な昼夜兼行の努力があったかがうかがえるものでした。会館の中にはセピア色の写真の大惨事と、火災により焼けただれた家電製品が展示されており、今さらながらに震災の悲劇を感じ、震災に対する備えと人間のさずなはいかに大切かを思いながら、委員一同復興に取り組む姿勢を新たにしました。全てにおいて意義深い研修でありました。

以上のとおり報告させていただきます。このような貴重な研修をさせていただきました皆様に、改めて感謝申し上げます。以上です。ありがとうございました。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、各委員会からの報告を終結いたします。

次に、会議規則第121条第1項の規定により、議員派遣について報告いたします。

議員派遣の報告については、お手元にお配りした報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告は終了いたします。

---

### ◎町政報告及び施政方針

○議長（栗崎千代松君） 日程第4、これより町政報告及び施政方針を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、改めましておはようございます。

第374回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、栗崎議長を初め議員の皆様には感謝申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

初めに、東日本大震災の義援金の支給についてであります。国・県及び町の義援金につきましては、住家が半壊以上の被害を受けた世帯を対象に平成23年5月から申請受け付けを開始し、同月25日に第1回目を配分、本年1月31日まで合計44回の配分をいたしております。

これまでの配分世帯、配分総額は、全壊466世帯、大規模半壊146世帯、半壊1,214世帯、計1,826世帯で、配分総額は15億4,329万9,968円であります。

町義援金につきましては、これまでご支援いただきました総額が1月31日現在で6,367万2,003円であり、1月31日の第44回までの住家被害における配分額は5,722万4,000円、商工業事業者への配分額は488万円であり、配分総額は6,210万4,000円となっております。

次に、県南・会津・南会津地域給付金給付事業の完了についてであります。東京電力福島第一原子力発電

所の事故によりこうむったブランドイメージの低下、風評等による被害の回復を目的とし実施された給付事業が平成24年12月10日をもって受け付けを終了し、平成25年1月15日に最終の支払いを完了いたしました。

申請状況につきましては、申請書発送件数6,773件に対し、申請受付件数6,687件で、98.7%となっており、残り86件については、居どころが不明な方や受け取りを辞退された方となっております。

なお、これら給付状況の内訳につきましては、18歳以下の方が3,375人、計3億3,750万円、妊娠されていた方が253人、計2,530万円、その他の方が1万4,607人で計5億8,428万円となっており、合計では1万8,235人、総額9億4,708万円となっております。

次に、自主的避難等に係る損害に対する追加賠償についてであります。東京電力による追加賠償の請求書類が2月13日より郵送が開始され、2月18日に受け付けを開始したところであります。追加賠償の内容につきましては、18歳以下の方及び妊娠されていた方が8万円、その他の方が4万円となっており、全体で1万8,413人の方が対象になると見込んでおります。

なお、2月18日より役場1階相談室において、東京電力職員が常駐する相談窓口を設置し、手続の方法や相談等の受け付けを実施しております。

次に、東京電力への損害賠償請求についてであります。東京電力福島第一原子力発電所の事故により、地方公共団体として本町がこうむった損害について、平成25年2月4日白河合同庁舎において東京電力に対し損害賠償請求書を手渡し、迅速な対応を強く求めてまいりました。

請求の内容としましては、事故発生日から平成24年3月31日までの期間とし、子供の安全確保を初め健康管理事業や食の安全・安心の確保、風評被害対策など、原因者である東京電力が負担すべき費用、総額1,494万7,032円について早期の支払いを強く求めるものであります。

なお、今後も事故に起因する損害については、引き続き東京電力に対し漏れなく請求してまいります。

次に、中長期的な災害派遣職員についてであります。東日本大震災発生以降、多くの自治体のご協力により職員の皆様を派遣いただいております。三鷹市を初め、宮崎県川南町、埼玉県八潮市、愛知県豊田市、山梨県甲府市、北海道足寄町、福岡県小竹町と延べ25名の方々に、主に道路、上下水道、農地等の災害復旧業務にご尽力いただき復旧に努めてまいりました。特に、現在も派遣をいただいている三鷹市、川南町、八潮市、豊田市、甲府市には、これまでのご支援の御礼と今後の派遣要請等をしてまいりました。

次に、住宅等の面的除染事業についてであります。昨年7月13日付で策定した矢吹町除染実施計画に基づき、柿の内・田内両地区への面的除染事業の取り組みを開始しました。柿の内地区につきましては、住宅等を中心とした面的除染に取り組む前段として、住民の方々からの同意書の取得をほぼ終了し、2月中旬には仮置き場造成工事と汚染土壌の管理工事、2月末には住宅のモデル除染、3月中には住宅の面的除染の発注を予定しております。

また、田内地区につきましては、地区住民からの同意書の取得をほぼ終了し、現在田内地区から推薦をいただいた仮置き場候補地の測量設計作業を実施しております。3月中には住宅のモデル除染、住宅の面的除染、仮置き場の造成工事につきましても発注する予定となっております。

次に、ホットスポット除染事業についてであります。住宅等の面的除染に先立ち、局所的に空間放射線量が高い箇所の除染を行うことを目的に、昨年8月1日から申し込みを開始したホットスポット除染事業につき

ましては、2月末現在19件の申し込みがあり、放射線量測定の結果、4件が除染の基準となる放射線量を上回り、雨どい下等の除染作業を実施したところであります。

次に、放射線外部被曝検査の結果についてであります。昨年に引き続き実施しましたガラスバッジ線量計による外部被曝検査について、中学生以下の子供及び妊婦に対し6月1日から11月30日までの6カ月間、2,070名に対し実施いたしました。測定結果につきましては、0.0ミリシーベルトが396名、0.1ミリシーベルト517名、0.2ミリシーベルト1,103名、0.3ミリシーベルト47名、0.4ミリシーベルト6名、0.5ミリシーベルトで1名といずれの方も健康に影響が及ぶ数値ではなく、安心できる結果でありました。

なお、比較的高い結果が出た方については、その原因の調査と必要な対応をしております。

次に、放射線内部被曝検査の結果についてであります。東京電力福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性セシウムなどにより、体内に蓄積された放射性物質からおおむね一生の間に受けると思われる放射線量を推計するため、ホールボディカウンターによる内部被曝検査を、6月26日から12月27日の間、妊婦及び4歳から20歳までの方2,409人を対象に実施いたしました。いずれの方も1ミリシーベルト未満の結果であり、健康に影響がない数値でありました。

次に、米の放射能全袋検査についてであります。矢吹町の生産者が生産された玄米の検査結果については、2月7日現在21万9,232袋が検査され、このうち検出下限値未満が21万9,214袋、25ベクレルから50ベクレルが18袋となっております。一部において25ベクレルから50ベクレルの袋がありましたが、食品衛生法等による基準値100ベクレルを大きく下回っております。

今回の全袋検査により矢吹町の米が安心・安全であることが科学的に証明されましたので、今後は検査結果の周知を図るとともに、関係機関と協力し矢吹産米のPRに努めてまいります。

次に、公共施設等の災害復旧状況についてであります。集会施設につきましては、新町集会所建築工事が昨年11月の着手後順調に進捗しており、3月末までに完成する見込みとなっております。その他集会施設につきましては、これまで緊急性、緊急かつ比較的被害の大きい田町、大和内、柿の内及び大畑の4集会施設において修繕作業を実施しており、残りの集会施設につきましても新年度において順次修繕作業を実施し、早期復旧に努めてまいります。

町道につきましては、明許繰越の承認を受けました78路線事業費約4億500万円のうち、町道松倉・大池線を初めとする60路線が1月末までに完了しております。残り18路線のうち、1路線については年度内完了を目指し鋭意施工中であります。17路線については、他の災害復旧事業と関連しており先行して復旧することができないため、平成25年10月末の完了を目指し進めてまいります。

また、単独事業分の537カ所、工事件数96件、事業費約7,200万円について、工事の発注件数が59件となっており、未発注の37件については現在測量設計等の作業を行っており、年度内完了を目指し進めてまいります。

公園につきましては、明許繰越の承認を受けました5カ所事業費約4,000万円のうち、ひまわり公園を初めとする4カ所が1月末までに完了しており、残り1カ所大池公園については、他の災害復旧事業と関連しており先行して復旧することができないため、平成25年6月末の完了を目指し進めてまいります。

町営住宅につきましては、明許繰越の承認を受けました国庫補助事業分の町営大林住宅、大久保住宅の2団地37戸、事業費約550万円について復旧工事を鋭意施工中であり、年度内完了を目指し進めてまいります。

河川につきましては、明許繰越の承認を受けましたあゆり川沿川の堤体ブロック等の被災箇所5カ所、事業費2,386万7,000円について、3カ所については年度内完了を目指し鋭意施工中であります。残り2カ所については、他の災害復旧事業と関連しており先行して復旧することができないため、平成25年12月末の完了を目指し進めてまいります。

農用地等につきましては、明許繰越の承認を受けました平成23年度発注の補助災害100地区、約5億7,000万円について、2月末現在で進捗率約80%であり、年度内及び平成25年度早期の完了を目指し鋭意施工中であります。本年度発注の補助災害95地区、約2億5,000万円については、昨年7月に全地区の発注を行い、作付米及び平成25年12月の完了を目指し鋭意施工中であります。単独災害の約300地区、約1億5,000万円については、2月末現在で約120地区を発注し、現在鋭意施工中であり、今後緊急性等の優先順位を勘案しながら関係受益者等の調整を行い、平成25年度末の完了を目指し事業を推進してまいります。

公共下水道施設については、明許繰越の承認を受けました田町・大池線を中心とした下水道本管被害延長10キロメートルのうち、3月まで管渠工事9.5キロメートルの完了を見込んでおります。残る管渠工事0.5キロメートル及び舗装復旧工事については他の災害復旧事業と関連しており、平成25年9月末の完了を目指し進めてまいります。

農業集落排水施設につきましては、明許繰越の承認を受けました大和久、寺内、本村、三城目地区の下水道本管被害延長4.5キロメートルの管渠工事について、年度内の完了を見込んでおります。残る舗装復旧工事については、他の災害復旧事業と関連しており、平成25年9月末の完了を目指し進めてまいります。

水道施設につきましては、繰越報告をいたしました水道本管等の施設200カ所のうち、3月末で進捗率約95%を見込んでおります。また、下水道工事関連水道本管移設工事については、昨年8月より18件の移設工事を発注し年度内完了を目指し進めてまいりましたが、3月末の進捗率は90%を見込んでおります。残る復旧工事及び舗装復旧工事は他の災害復旧事業と関連しており、平成25年9月末の完了を目指し進めてまいります。

西山墓園災害復旧事業につきましては、震災の影響により被災した墓地76区画と園内通路60メートルの災害復旧工事であり、平成25年1月に工事を発注し3月末の工事完了を予定しております。

ここまで、東日本大震災、原子力災害関連について報告申し上げます。

矢吹町の力強い復興のため、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。私からの町政報告とさせていただきます。

次からの21項目については項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第374回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

町民新年会の開催について。

まちづくり懇談会の開催について。

行政区活動支援事業について。

工業統計調査の実施について。

東京矢吹会役員会について。

消防団活動関係について。

火災の発生について。



新矢吹方式による交通安全防犯活動について。  
平成25年産米に関する生産調整について。  
農業政策関係説明会の開催について。  
アクティブ株式会社福島矢吹事業所の開設について。  
特定健診・特定保健指導について。  
インフルエンザ予防接種について。  
町道整備事業関係について。  
臨時地方道整備事業について。  
道路等の県管轄事業について。  
道路の除雪について。  
中学生海外派遣事業について。  
矢吹中学校改築事業について。  
成人式について。  
さわやか詩集表彰式について。  
以上であります。

続きまして、平成25年度施政方針を述べさせていただきます。

本日ここに、第374回矢吹町議会定例会を招集し、平成25年度の予算案を初め、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

東日本大震災から間もなく2年が経過しようとしており、ここに改めまして東日本大震災により被災された町民の皆様、そしていまだに避難生活を強いられている皆様に心からお見舞いを申し上げます。

平成24年度は、まちづくり総合計画と復興計画の連携による早期復旧・復興を目指す政策を、大きく展開した1年でありました。特に放射線量の影響に対する町民の安全・安心の確保のため、昨年7月に矢吹町除染実施計画を策定し、本町復興の大前提である除染に取り組むとともに、妊婦や子供の健康不安を解消するため、ガラスバッジを2,105人に配付を行い、外部被曝検査の測定を実施し、ホールボディカウンターによる内部被曝検査を2,409人に実施いたしました。その結果、いずれの方も健康に影響がない数値でありました。

また、平成24年産米の全袋検査を約22万袋行い、全てが食品衛生法等による基準値100ベクレルを大きく下回っており、矢吹町の米が安心・安全であることが科学的に証明されたことから、この結果を広く周知するとともに、さらに矢吹産米のPRに努めてまいります。

新年度平成25年度においては、国による地域主権体制が進められる中、新生矢吹町の創造に向けた、東日本大震災からの復興を確実に推進する責務とともに、さらに住民サービスの向上、新たな地域づくりと地域活力の実現を積極的に行ってまいります。

厳しい財政状況にありながらも、住民の安全で安心した生活の確保と、将来の夢を実現し復興を確実に実現するため、第5次まちづくり総合計画の6本の柱に、復旧・復興枠として、「復旧・復興のために」を加えた7本の柱で多面的な取り組みを行い、さらに集中と選択による事業の実施と、徹底した内部管理経費の削減を

継続し、行財政改革の推進を目指します。

また、平成25年度は後期基本計画、平成23年度から平成27年度の3年目を迎え、計画に位置づけられた主要事業、事務事業の確実な実現を目指し、計画期間における事業内容をし、スケジュール等について見直しを含め再確認します。

あわせて第5次矢吹町まちづくり総合計画を補完する計画として、矢吹町復興計画においても社会情勢の変化、国・県等の制度に対応するため、7事業を追加し、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指した取り組みを実施します。

そのため、平成25年度実施計画策定に際しては、事業内容、事業費の精査を行うとともに、計画期間内での復旧・復興に向けた効果的な展開を目指し、事業の全体を計画書にあらわします。

日本経済は依然として景気の低迷が続いており、地方公共団体においても財政状況は厳しいものと自覚しなければなりません。そのような中、限られた人材資源、財源の中、町民の負託に応えられる町政を確実に進め、町民目線に立った行政を目指し、知恵と工夫によりこれまで以上に効果的・効率的な事業とする内容、手法、スケジュール、事業費等の精査に努める必要があります。

平成25年度は引き続き東日本大震災からの復旧・復興を最優先とし、復興計画の最重点課題として位置づけた農地部分を最優先とした震災からの復旧、除染計画に基づく町内全域の除染、原子力損害賠償紛争審査会において決定された中間指針の撤回、中心市街地・復興・街づくり推進事業、防災体制の再構築を構成する事務事業の実施、に力点を置き、まちづくりの基盤固めを図るとともに、基本構想において基本理念とする6つの分野と復興を7つの柱として、政策実現のため新たに位置づけた事務事業と復旧・復興に位置づけられた事業が並行して進められ、町民の皆さんに目に見える復興が具体的に伝わり、将来の明るさ、豊かさが実感できる行政運営を展開します。

それでは、まちづくり総合計画に基づく基本的な考え方及び主な事業についてご説明申し上げます。

第5次まちづくり総合計画後期基本計画では、5年間の重点政策を位置づけるとともに、優先順位が高い事務事業は主要事業として、具体的な年次計画を立てております。

平成25年度は自治体経営の基本として、財政運営の健全化を図りながらまちづくり総合計画に基づいた行政運営を確実に実施し、計画、予算、行政評価を機能的に活用した成果重視の事業選択、事業展開を図ってまいります。

平成25年度当初予算における主な事業については、次のとおりとなっております。

「「人」…すべての町民の一人ひとりが輝き、みんなが健康で元気なまちをつくります」の基本目標においては、健康づくりの推進については、ヘルスステーション設置運営事業に取り組み、科学的根拠に基づいた筑波大学ウェルネス運動システム事業を推進し、ヘルスアップ教室を実施し、一人一人に適した運動プログラムの提供を図り、各年齢層に応じた健康増進事業に取り組み、健康で元気なまちづくりを目指します。

町民の健康づくりの第一歩はみずからの健康状態を把握し、生活習慣の改善が基本であり、健診の受診結果の個別データに基づく効果的な保健指導が健康づくりへつながることから、未受診者への働きかけを最優先事業とします。

予防接種は、インフルエンザ菌b型ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がんワクチンを公的予防

接種の対象とし、新たに定期接種に四種混合と不活化ポリオを位置づけ、従来の定期接種に追加し、感染症の疾病予防に取り組みます。

学習する機会の提供と支援については、生涯学習活動への関心が高まる中、町民講座充実事業において町民の多様化するニーズに応えるため、講座等の内容の充実を図り、いつでもどこでも誰でも生涯にわたり学べる事業に取り組みます。

芸術文化の振興については、真夏の夜の鼓動事業が夏の一大イベントとして定着しており、今後は魅力ある内容の充実を図るため、実行委員会と協議を行い継続的な実施を目指します。

また、あゆり祭は公園事業や企画展等内容の充実を図るよう検討実施し、より多くの参加が得られるよう努めます。

スポーツの振興については、中畑清旗争奪ソフトボール大会が30回目の記念大会を迎えるため、実行委員会と連携を図り取り組みます。

また、総合型地域スポーツクラブ設立に向け、具体的にスポーツ振興審議会、スポーツ推進委員等の会議で検討を重ね、体育協会との協議を進めます。

主な事業は記載のとおりです。

「「支えあい」…豊かな環境の中で、みんなが支えあい助けあうまちをつくります」の基本目標については、循環型社会の推進については、遠魂運動を柱に人、心、物、自然環境等を愛し、大切にしながら運動の展開に取り組みます。

また、循環型社会の構築とリサイクル推進のため、資源のリサイクルに取り組むPTAや育成会等に資源回収を奨励推進します。

自然環境の保全については、自然環境保全事業として地球にやさしい社会の実現に向けて、地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システム導入の促進に努めます。

また、合併処理浄化槽は、公共下水道、農業集落排水事業の計画地区外に点在する家屋について、個人向けの浄化槽整備に努めるとともに、普及啓発による整備率の向上に努めます。

総合運動公園用地の利活用については、これまで検討されてきた内容を基本としながら震災復興に資する利活用を加えた内容の検討を進めます。

高齢者等の日常安全安心の推進については、高齢者や障害者のバリアフリーと緊急通報システム及び高齢者に優しい住まいづくり補助などに継続して取り組み、民生児童委員協議会及び社会福祉協議会、ホームヘルパーと連携を強化し取り組みます。

地域コミュニティの推進については、協働のまちづくり推進ビジョンに基づき行政区活動支援事業等の充実を図ります。

主な事業は記載のとおりです。

「「子供」…地域の宝として子どもをみんなで育て、子供たちが心豊かに成長するまちをつくります」の基本目標については、幼稚園・保育園業務運営事業については、平成23年度に幼稚園・保育園に関する基本方針を策定し、平成24年度中に策定予定としている、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保を目的とした新たな幼児教育・保育体制を構築するため、幼稚園・保育園に関する基本方針案に

ついて、平成25年度は関係機関及び町民に説明し合意形成を図ります。

学力向上対策事業については、これまでの事業を継続し、小中学生の講習会や学習会のさらなる充実を図るとともに、学校教育指導主事配置により幼児教育から中学校教育向上や、教職員への指導を強化し学力向上を図ります。

特色ある子供教育推進事業については、小中学校による学力向上事業、部活動強化、育成事業、福祉ボランティア、体験学習等の地域交流事業、指導力向上事業などに交付金を助成する交付金制度を継続します。特に中学校においては、スポーツ・文化の面における優秀な人材を育成するため、部活動などを支援する人材の活用を支援します。また、小学6年生を対象としたブリティッシュヒルズでの研修を宿泊研修とし、新たな取り組みとして中学1年生の日帰り研修を行い、生で体験する英語学習の充実を図ります。

小学校や中学校において、学校図書館システムの利活用の促進と司書の配置による読書活動の強化を図ります。

小学校施設改修事業については、学校施設における地球温暖化対策が喫緊の課題となっているため、環境に配慮した施設としてエコスクールの整備が求められている中、昨年度に実施したスーパーエコスクール実証事業の成果報告をもとに、矢吹小学校の大規模改修の実施設計に着手します。

福祉分野での子育て支援については、少子化、核家族化、さらに震災による生活環境の変化により生ずる不安や孤独感を持つ親が、安心して子育てできるファミリーサポートセンターと子育て支援センターを継続して実施し充実を図ります。

また、虐待やネグレクト等を受けている要保護児童等が増加しているため、矢吹町要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携をさらに強化し、問題の共有化、共通理解等を図りながら事案の早期発見、早期対応に努めてまいります。

主な事業は記載のとおりです。

「「仕事」…みんながいきいきと働き、さまざまな仕事の中で経済的に自立していくまちをつくります」の基本目標については、既存の農業、工業、商業をより一層充実するため、地域活性化支援センターを組織し、効果的な事業を積極的に展開することにより、各事業の力の向上を図ります。その上で業種間の有機的連携を推進することにより、農業の6次化、企業間の連携を背景にした町内受発注を促進し、地域経済の活性化が図られるよう町内産業の振興及び効果的な地域経済対策を推進します。農工商分野の各種事業を通して、町内全域の産業振興を図り、働く場のあるまちを目指します。

本町の基幹産業である農業及び農村対策については、担い手である農家が希望を持ち、将来にわたって持続的で安定した経営が可能となるよう、新たな農業経営形態のための支援を強化し、風評被害に打ち勝つ強い農業づくりと安心・安全の農産物づくりを強く推進します。

風評被害やTPP加入問題等、農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。このため、本町は集落地域において協議を重ね、集落地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図となる、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）を作成し、より魅力ある産業として農業の確立を目指します。

新たな就農者への支援を強化継続し、基幹産業の担い手育成に努めます。

安全・安心な作物の供給のため、放射能検査体制の充実と積極的な情報公開と、見える化事業を引き続き積極的に実施し、安全性の確保に努め、風評被害の払拭を推進します。

商工業分野においては、既存事業者の事業継続、再開への支援、経営安定、事業拡大への支援を行うとともに、新たな企業立地による雇用受発注の創出による、地域経済の活力を引き出す原動力となる、優良で安定した企業を誘致するための積極的な活動を展開します。

主な事業は記載のとおりです。

「「くらし」…みんなが安心し、誰もが暮らしやすさを実感できる安全で快適なまちをつくります」の基本目標については、町民の安全で安心な暮らしを確保するため、防犯団体と交通団体等を中心に、関係団体が一堂に会し連携した新矢吹方式を継続し、地域安全活動の活発化、安全・安心のまちづくりの推進を図ります。

一方、災害に強いまちづくりとして、地域防災計画の見直しを進め、各種訓練の実施や地震災害時の資材備蓄、避難所看板の設置、消防団員の確保や消防敷材の整備を計画的に進め、災害への備えの充実を図ります。

また、西白河市町村と東京医科大学との協定に基づく寄附講座を開設し、医師を確保することにより県南地区の第2次救急医療体制の確保と充実を図ります。

幹線道路網及び町道の整備については、八幡町・善郷内線、羽鳥幹線水路、新町・弥栄線道路整備事業、神田西線道路整備事業、松倉・大池線道路整備事業の道路整備工事完了に努めます。また、都市マスタープランの見直しを行い、災害に強い生活基盤が整備された復興のまちづくりの推進に努めます。その他の生活道路整備については、現道を利用した簡易舗装を積極的に行い、日常生活道路の未舗装道路を解消し、生活環境の整備を行います。

町営住宅については、矢吹町町営住宅管理計画に基づき、計画的な維持管理や民間賃貸住宅の活用などの居住環境づくりを推進します。また、耐用年数を経過し、老朽化した住宅の取り壊しを行い、借地している用地の返還を行いながら、住宅維持管理費の削減を図ります。

生活交通については、近年の交通移動の手段として高速バスが注目を浴びており、その利便性の向上のため、東北自動車道矢吹インターチェンジ付近に1カ所、矢吹バスタップの設置に向けた取り組みを推進します。

また、復興道路として社会資本整備総合交付金を活用し、東日本大震災により被災した道路について復旧するとともに、幹線町道の景観形成を含めた拡幅等の整備を進めます。

主な事業は記載のとおりです。

「「構想実現のために」…構想実現のために、みんなで協力し、協働のまちづくりとまちづくり総合計画に基づいた行政運営を推進します」の基本目標については、重要課題とした財政の指針については、これまでに抜本的な行財政改革に取り組み、徹底した内部管理経費を削減し、平成23年度決算における実質公債費比率17.0%と財政指標の健全化に努めました。しかしながら、依然として地方公共団体の財政状況は厳しいものと強く自覚しなければならないことから、第5次行財政改革大綱及び新たな集中改革プランに基づきさらに効果的、効率的な行財政運営を目指して行財政改革に取り組みます。

行財政の根幹をなす財政運営については、将来の財政分析に基づき計画と連動した効果的、効率的な予算管理に努めます。

行政サービスの向上については、総合窓口の利用者の利便性が保たれるよう的確な町民サービスに努め充実

を図ります。さらに、利便性の向上を目指し、自動交付機、コンビニエンスストアでの証明書の発行等の有効性について検討を進めます。

また、税申告の機会拡大のため、地方税電子申告システムを稼働するとともに、税納付についても全税目においてコンビニ収納への適応を図ります。

国と地方の関係のあり方が改められようとする中、これらに対応すべき適正な職員の配置、能力を重視した人材登用と専門能力を持った職員の育成のため、人材育成計画に基づき研修制度の充実等により計画的かつ重点的に人材の育成を図ります。

急激に変化する近年の社会経済情勢や国の政策の変化は激しく、地方自治体はそれらの情報を的確に把握し、地域住民の生活の安全・安心の確保に努めなくてはならないため、住民に寄り添った行財政運営を行う必要があります。

行政が担うべき事務事業、必要な組織、職員数の見直しを図り、現状把握、課題抽出などを行い、新たな時代に対応できる自治体総合力を高めようと地域主権体制検討事業として取り組み、矢吹町地域主権体制整備推進計画を策定し、本町の地域の特性を生かした特徴ある地域づくりに努めます。

主な事業は記載のとおりです。

「「復旧・復興のために」…東日本大震災からの一日も早い復旧と、震災以前以上の復興に取り組みます」の基本目標については、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による被害について、矢吹町復興計画を策定し、計画的な復旧・復興に取り組んでいるところであります。

中でも最重点課題として位置づけた、農地部分を最優先とした震災からの復旧、除染計画に基づく町内全域の除染、原子力損害賠償紛争審査会において決定された中間指針の撤回、中心市街地・復興・街づくり推進事業を中心とする復興へ向けた取り組み、防災体制の再構築について重点的な取り組みを行います。特に除染計画に基づく町内全域の除染を引き続き取り組むとともに、農作物の放射能測定の実施、空間線量のリアルタイム測定等の情報提供を行い安全性の確認及びPRを図ります。

健康不安に対しては、子供・妊婦への積算線量計の配布を行い、継続した積算線量調査を実施します。また、原発事故による内部被曝線量を調査するため、ホールボディカウンター検査を行い健康管理の充実を図ります。

中心市街地の活性化については、中心市街地・復興・街づくり推進事業による復興へ向けた取り組みを検討し、活気があり人々が集う町並みづくりや観光事業について、中心市街地復興協議会等の民間活力や、覚書を締結した東京大学生産技術研究所の専門的知見を取り入れ、中心市街地の再生・復興を推進します。

空き店舗を解消するため、新たなにぎわいを創出する制度を確立し、活力ある商店街や通りの面的、線的な再生等の復興を多面的に検討します。

防災体制の再構築については、地域防災計画の見直しを軸とし、計画に基づいた耐震性など災害対応力の高いインフラの整備、緊急時の情報システムの確立や飲料水確保のための耐水性貯水槽の整備などに取り組みます。また、保健福祉センターを災害時における高齢者等の避難所と位置づけていることや、防災拠点整備として太陽光パネル等を設置し、災害時の防災体制の整備を進めます。

さらに、学校防災計画をもとに防災マニュアルの見直しや防災訓練の実施等による防災意識の高揚を高め、防災対策及び安全対策の強化を図ります。

災害公営住宅の建設については、地震により大規模半壊以上の被災を受けた世帯の意向に沿った建設の実施に向けた検討を進めます。

主な事業は記載のとおりです。

○議長（栗崎千代松君） 町長、ここで休議します。

では、ここで暫時休議いたします。

(午前11時05分)

---

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午前11時17分)

---

○議長（栗崎千代松君） 施政方針の続きを求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、次に予算の概要について申し上げます。

国の平成25年度予算は、民主党から自由民主党への政権交代後、日本経済再生に向け大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢を一体とし、その第1弾として日本経済再生に向けた緊急経済対策及びこれを実行する平成24年度補正予算を決定したところであり、平成25年度予算は緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとしていわゆる15カ月予算として編成しています。

我が国の景気は弱い動きを続けており、海外経済の状況が改善するとともに穏やかに回復していくことが期待されています。

このような状況を踏まえ、我が国経済を再生させ誇りある日本を取り戻すため、震災からの復興を目に見える形で前進させるとともに、政策の基本哲学を縮小均衡の分配政策から成長と富の創出の好循環へと転換し、長引く円高、デフレ不況から脱却し、イノベーションや新しい事業の創出により成長力が強化され、雇用と所得が拡大していく強い経済を築くこととしています。

これを受け平成25年度地方財政計画では、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税の総額は減額となったものの、一般財源総額を平成24年度と同水準を確保したことや、東日本大震災分として復旧・復興事業の地方負担分や地方税の減収分等を全額阻止するための予算の確保等を図っています。

しかしながら、高齢化に伴う医療や年金、介護、子育てなど社会保障関係経費は、毎年度増加を続けており、人口構成の大きな変化、雇用基盤の変化、家族形態等の問題に直面しており、今後も依然として地方を取り巻く厳しい財政状況は続くものとされています。

それでは、我が町の平成25年度予算の概要を一般会計を中心に説明申し上げます。

予算の規模は、上下水道事業会計を除いた一般会計及び特別会計の総額で133億6,806万8,000円、対前年度17億7,344万8,000円、15.3%増となりました。一般会計の予算規模は93億4,300万円で、前年度予算比15億5,600万円、20.0%の増となっております。

歳入の根幹である個人町民税につきましては、農業所得等で改善が見込まれるものの、昨年同様に景気低迷

の影響が個人所得にも及ぶものと見込まれ、大幅な回復は見込めない状況であります。

また、固定資産税につきましても、土地や償却資産において評価替え、課税標準額の減少や、課税免除や軽減措置等により減額を見込んでおります。

町税に次いで主要な歳入科目である地方交付税については、国の地方交付税総額が3,921億円減額されることから減収が見込まれます。

国庫支出金につきましては、国の経済対策事業の交付金として、土地改良事業の地方負担分として地方元気交付金、農業基盤整備促進交付金、農村漁村活性化プロジェクト支援交付金や社会資本整備総合交付金の増により増収が見込まれます。

県支出金につきましては、福島第一原子力発電所事故に伴う除染対策交付金、太陽光蓄電池整備事業として再生可能エネルギー導入推進市町村支援事業補助金、県南地区の第2次救急医療確保のため地域医療再生臨時特例基金事業補助金や、放射性セシウムに汚染された農業系廃棄物処理等のため農業系廃棄物処理事業補助金により大幅な増収が見込まれます。

また、繰入金につきましては、震災復興基金や東日本大震災復興交付金の活用や財政調整基金を大きく取り崩す等など、町の復興を目指した財源確保の内容となっております。

歳入予算の主な内容を項目別に見ていきますと、町税が1.9%減の20億1,031万4,000円、自動車取得税交付金については、58.8%増の2,700万1,000円、地方特例交付金については、65.2%減の543万7,000円、地方交付税については、6.3%減の18億4,700万円、国庫支出金が、土地改良事業の地方負担分として、地域元気交付金の交付等により、37.2%増の11億5,355万4,000円、県支出金につきましては、福島第一原子力発電所事故に伴う除染対策交付金等により、151.1%増の24億6,418万2,000円、財産収入が町有地未利用財産売払収入により、140.8%増の1,485万7,000円、繰入金が財政調整基金繰入金の増額により、74.7%増の6億624万6,000円、町債が農業災害復旧事業債等の災害復旧事業の減額により、38.5%減の6億4,870万円などとなっております。

歳出予算の主な内容につきましては、施政方針冊子の22ページ以降の表のとおりですので、ここでは説明を省略させていただきます。

予算のさらに詳しい内容は、予算案と説明書等をごらんいただきたいと思います。

また、予算特別委員会におきまして、各担当課長からも詳しくご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、平成25年度の行財政改革の方向性について申し上げます。

これまで、財政再建3カ年計画改定集中改革プランの取り組み等の成果を引き継ぎ、平成23年度に策定した第5次行財政改革及び集中改革プランに基づき、行財政改革を継続して推進してまいります。行財政改革の取り組みについては、地域のさまざまな主体が行政と協働して新しい公共空間を形成するとともに、成果思考、住民満足度重視、競争原理の導入などニューパブリックマネジメントの基本原理を取り入れ、民間の発想を生かした行財政経営の転換を進め、町民ニーズに応じたより質の高いサービスを提供し、第5次矢吹町まちづくり総合計画による町の将来像の実現に向け必要となる改革の取り組みを再構築し、地域主権時代に対応する行財政基盤の確立を目指します。

次に、平成25年度の組織機構の考え方について申し上げます。



平成24年度の組織機構は、東日本大震災からの復旧・復興を放射線対策に重点を置いた体制でスタートしましたが、平成25年度も継続し特化しながらも、全体的な町民サービスの低下を招かないよう、町民の安全と安心の確保を、震災以前以上の活気あふれる矢吹町を目指し確実な復興に取り組むため、既設の組織機構のより効果的な運用を図るとともに復興の取り組みに力点を置いた組織機構の整備を行います。

また、地域主権改革が進められる中、東日本大震災からの復旧・復興に取り組みながらより住民に寄り添った行財政運営を行うため、行政として担うべき事務事業、それに必要な組織及び必要な職員数を見直す必要があることから、行政全般にわたる現状把握、課題抽出などを行い、真に必要な行政サービスのあり方について調査検討を進め、地域主権体制整備推進計画として取りまとめ、実施可能な早い時期に持続可能な自主・自立した行財政運営体制を目指します。

終わりになりますが、平成25年度はまちづくり総合計画及び復興計画に位置づけた事務事業を確実に推進し、「みんなで支え創造する私のふるさとさわやかな田園のまち・やぶき」を目に見える形で実現していく覚悟でございます。

矢吹町議会議員の皆様におかれましても、変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、町民の皆様にも町政に対するご理解、ご協力をお願い申し上げます次第でございます。

平成25年度当初予算案につきましては、何とぞ原案どおりご承認いただきますよう、ここにお願い申し上げます。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、町政報告及び施政方針は終了いたします。

---

#### ◎議案の上程、説明（議案第4号～議案第38号）

○議長（栗崎千代松君） 日程第5、これより議案の上程を行います。

議案第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第38号を一括して議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了承願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

初めに、議案第4号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

の施行に基づき、これまで地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則において、地方公共団体が行う国等に対する寄附金等の支出を原則禁止としていた条項が削除されたことに伴い、地域の自主性及び自立性を高めるため、町が国等に対して自主的な判断によって、寄附金等の支出ができるよう所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 矢吹町税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、納税環境整備に関する国税通則法等の改正に伴い、国税における全ての処分について理由を付記することとなったため、同様に矢吹町税条例も地方税の不利益処分や許認可を拒否する処分について矢吹町行政手続条例に基づき理由を示すこととするため、所要の改正を行うものであります。

このほか、固定資産税の全期前納報奨金について、平成25年度にコンビニ収納を導入し納税環境を整備することに合わせ、平成25年度課税分より制度を廃止するための改正を行うものであります。

廃止の理由としましては、対象税目が固定資産税に限定されていることや、本制度の受益者が全期分を一括納付が可能な納税者に限られることなどを解消し、さらなる公平性の確保を図るため改正するものであります。

次に、議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の条項が改正されたことに伴う字句の改正であります。

次に、議案第7号 矢吹町火葬場使用料条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、平成17年11月7日に締結した矢吹町、泉崎村、中島村及び白河市火葬場協議会の管理及び運営に関する協定書に基づき、白河市が平成25年3月31日をもって、火葬場協議会を脱退することに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第8号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法及び公営住宅法施行令の改正に伴い、従来国により一律に定められてきた施設・公共物設置管理の基準が町の条例に委任されたことから、当該基準を独自に規定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第9号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による都市公園法の改正に伴い、都市公園の配置及び規模に関する基準並びに公園施設の設置基準を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法改正に伴い、公共下水道施設及び都市下水路施設の構造の基準を定めること並びに公共下水道施設に流入する水質基準を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号 矢吹町新型インフルエンザ等対策本部条例についてであります。本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布され、同法第37条において準用する第26条の規定に基づき、矢吹町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものであります。

この対策本部は、新型インフルエンザが発生し、緊急事態宣言が発せられた場合に本部を立ち上げ、基本的

対処方針に基づくみずからの区域に係る新型インフルエンザ対策を的確かつ迅速に実施するための組織として設置するものであります。

次に、議案第12号 矢吹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴い、これまで国の基準によって一律に定めることとされていた介護保険の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を市町村で定めるため制定するものであります。

次に、議案第13号 矢吹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてであります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴い、これまで国の基準によって一律に定めることとされていた介護保険の地域密着型介護予防サービス事業所の施設等の基準について市町村で定めるため制定するものであります。

次に、議案第14号 矢吹町暴力団排除条例についてであります。本案は、平成23年7月より施行された福島県暴力団排除条例に基づき、矢吹町及び矢吹町民としての暴力団排除の理念、責務等を規定するとともに、県条例では及ばぬ本町の事業推進あるいは本町施設の使用における暴力団排除の規定を設けるなど、安全・安心のまちづくりに寄与することを目的に、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第15号 矢吹町道路構造に関する基準を定める条例についてであります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の改正に伴い、町道の構造の技術的基準を定めるため制定するものであります。

次に、議案第16号 矢吹町道路標識に関する基準を定める条例についてであります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の改正に伴い、町道に設ける道路標識のうち、案内標識等の寸法を定めるため制定するものであります。

次に、議案第17号 矢吹町準用河川管理施設等の構造に関する基準を定める条例についてであります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による河川法の改正に伴い、準用河川の堤防や橋等の管理施設に関する構造基準を含め、町が管理する河川、水路の整備及び管理に関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。

次に、議案第18号 矢吹町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてであります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、町が管理する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるため制定するものであります。

次に、議案第19号 矢吹町復興計画の一部変更についてであります。本案は、昨年3月12日に議会の議決を受けた矢吹町復興計画に新たに復興事業を追加、改定するものであります。

矢吹町復興計画は、第5次矢吹町まちづくり総合計画を上位計画として、その目指す将来像の実現に向けた復旧・復興の取り組みを体系化し、第5次矢吹町まちづくり総合計画及び平成28年度からを計画期間とし策定

する第6次矢吹町まちづくり総合計画を補完する計画として、総合的に推進することとしております。

まちづくり総合計画に基づいた確実な行財政運営を徹底し、計画的かつ段階的な取り組みを進めるとともに、新たな事務事業はその都度追加、変更等をし、社会情勢、財政状況を踏まえた上で、より実効性が高い復興計画としてまちづくりを進めるものであります。

復興計画には震災復旧・復興に関する事務事業を全て掲載し、これらを追加、変更する場合は議会の議決案件とすることで、議会との強固な連携を図り、その内容を町民に公表しながら、町民、議会、行政が一体となったまちづくりを推進することが復興計画の基本的な考え方であり、

このような理由から、矢吹町復興計画に新たに復興事業を追加、改定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第20号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定の一部変更についてであります。本案は、平成18年度より町集会施設の管理運営を地元行政区の皆さんにお願いしておりますが、さきの震災により倒壊した新町集会所について、本年度末に再建することから、従前のおり地元の第3行政区を指定管理者として指定するため変更するものであります。

なお、指定管理期間については、本年4月1日から平成28年3月31日までの3年間とするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第21号 矢吹町福祉会館の指定管理者の指定についてであります。本案は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、かつ住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に創設された制度であり、本町においても平成18年4月から導入をしてきたところであります。

福祉会館の指定管理につきましては、平成18年度に導入後、2巡目となる平成22年度から平成24年度の3年間において、公益社団法人矢吹町シルバー人材センターを指定管理者として協定を締結いたしました。

しかし、最終年度の平成24年度は東日本大震災により施設が被災し大規模改修工事が必要となり、長期間にわたり使用することができなくなったため、指定管理期間を変更し、平成24年度については町で管理運営をしてまいりました。

昨年10月には、大規模改修工事が完了し施設の利用を再開したところであり、平成25年4月1日からの指定管理者の指定に向け各種調整を図ってまいりました。

福祉会館につきましては、これまで指定管理者の管理運営状況、利用者の利便性、管理運営の効率化が図られ、住民サービスの向上が図られていることから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募とし、その手續を進めてきたところであります。

今回、指定管理候補者との協定に向けた条件等の協議が整いましたので、議案書のとおり平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間を指定期間とし、福島県西白河郡矢吹町八幡町476番地1、公益社団法人矢吹町シルバー人材センターを矢吹町福祉会館の指定管理者に指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第22号 矢吹町、泉崎村、中島村及び白河市火葬場協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。本案は、平成25年3月31日をもって本協議会より白河市が脱退することに

伴い、地方自治法第252条の6の規定により、平成25年4月1日から矢吹町、泉崎村、中島村及び白河市火葬場協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び矢吹町、泉崎村、中島村及び白河市火葬場協議会規約を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第23号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1億1,641万9,000円を減額し、総額を107億5,533万9,000円とするとともに、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、町税3,535万8,000円、国庫支出金6,194万3,000円、諸収入8,603万1,000円、町債2,140万円をそれぞれ増額し、県支出金2億3,625万4,000円、繰入金8,952万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が県南・会津・南会津地域給付金事業等により1億1,662万7,000円の減額、民生費が東日本大震災による災害廃棄物追加処理に係る広域圏衛生費分担金等により2,917万5,000円の増額、農林水産業費が農地除染対策事業等により3,401万9,000円の減額、土木費が道路除染対策事業等により5,578万1,000円の減額、消防費が国の補正予算である日本経済再生に向けた緊急経済対策として取り組む災害対応力整備事業等により1億3,744万7,000円の増額、教育費が教育施設除染対策事業等により4,893万2,000円の減額となるものであります。

次に、繰越明許費補正の内容につきましては、放射線対策事業等の24事業について、年度内完了が困難なことから、総額20億4,352万1,000円を追加するものであります。

次に、債務負担行為補正の内容につきましては、国営土地改良事業隈戸川地区負担金は設定期間を、矢吹町公園指定管理料及び都市計画マスタープラン見直し業務委託料につきましては限度額を、それぞれ変更するものであります。

次に地方債補正の内容につきましては、地方道路等整備事業債1,400万円、消防防災施設整備事業債9,080万円をそれぞれ増額し、臨時財政対策債2,100万円を減額し、防災拠点施設整備事業債6,240万円を廃止するものであります。

次に、議案第24号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,226万7,000円を追加し、総額を23億3,040万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、使用料及び手数料10万円、国庫支出金1,831万4,000円、前期高齢者交付金613万円、県支出金272万4,000円、共同事業交付金974万2,000円、諸収入251万7,000円をそれぞれ増額し、国民健康保険税556万円、繰入金170万円を減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費1,818万5,000円、共同事業拠出金1,418万2,000円をそれぞれ増額し、総務費10万円を減額するものであります。

次に、議案第25号 平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ792万円を追加し、総額を4億6,620万3,000円とするともに、地方債補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料111万3,000円、国庫支出金3,748万円をそれぞれ増額し、繰入金2,307

万4,000円、町債760万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費792万円を増額するものであります。

次に、地方債補正の主な内容につきましては、災害復旧事業補助金の増額により災害復旧事業債1,230万円を減額するものであります。

次に、議案第26号 平成24年度矢吹町土地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳出予算の組み替えを行うものであります。

歳出の内容は、一本木第2宅地分譲地売買に伴い、予備費692万7,000円を減額し、土地造成事業費692万7,000円を増額し、矢吹町土地開発基金へ積み立てをするものであります。

次に、議案第27号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ117万円を追加し、総額を2億447万7,000円とするとともに、地方債補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、繰入金746万9,000円を増額し、町債630万円を減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費117万円を増額するものであります。

次に地方債補正の主な内容につきましては、公営企業災害復旧事業への国の震災復興特別交付税として一般会計繰出金の増額により災害復旧事業債940万円を減額するものであります。

次に、議案第28号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ653万7,000円を追加し、総額を11億6,955万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、支払基金交付金11万2,000円、繰入金2,820万4,000円をそれぞれ増額し、保険料686万円、国庫支出金1,128万7,000円、県支出金363万2,000円、財産収入4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費904万6,000円を増額し、地域支援事業費35万7,000円、基金積立金215万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第29号 平成24年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ83万3,000円を減額し、総額を1億2,292万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、使用料及び手数料1万6,000円、繰入金96万5,000円、諸収入19万9,000円をそれぞれ増額し、後期高齢者医療保険料201万3,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費38万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金44万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第30号 平成24年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、収益的収入につきましては、既定の額から8,000円を減額し、収入予算総額を4億6,332万6,000円とし、収益的支出につきましては、既定の額から90万円を減額し、支出予算総額を4億6,021万4,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、受託工事収益80万円、他会計負担金185万9,000円を減額し、手数料150万円、加入金60万円、雑収益55万1,000円をそれぞれ増額するものであります。

支出の内容につきましては、委託料169万円、路面復旧費41万円を減額し、修繕費100万円、消耗備品費20万

円を増額するものであります。

また、資本的収入につきましては、既定の額に392万4,000円を増額し、収入予算総額を1億2,194万4,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、国庫補助金392万4,000円を増額するものであります。

次に、議案第31号 平成25年度矢吹町一般会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ93億4,300万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成24年度当初予算と比較して20.0%の増額となっております。

内容につきましては、施政方針で申し上げましたとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、議案第32号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億9,771万6,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成24年度当初予算と比較して4.9%の増額となっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税4億8,191万9,000円、国庫支出金5億3,860万4,000円、療養給付費交付金6,774万6,000円、前期高齢者交付金3億6,297万円、県支出金1億362万5,000円、共同事業交付金2億5,237万4,000円、繰入金2億8,873万9,000円となっております。

歳出の主な内容は、保険給付費13億3,191万9,000円、後期高齢者支援金等2億8,513万円、介護納付金1億3,921万7,000円、共同事業拠出金2億5,237万6,000円となっており、これらで歳出総額の約96%を占めております。

なお、本案につきましては、矢吹町国民健康保険運営協議会より答申を受けた内容となっております。

次に、議案第33号 平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,190万9,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成24年度当初予算と比較して28.2%の増額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料1億834万3,000円、繰入金2億2,571万4,000円、町債1億3,060万円となっております。

歳出の主な内容は、総務費1億945万6,000円、事業費1億1,407万8,000円、公債費2億8,417万5,000円となっております。

次に、議案第34号 平成25年度矢吹町土地造成事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56万8,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成24年度当初予算と比較して92.4%の減額となっております。

歳入の内容は、繰越金56万8,000円となっております。

歳出の内容は、一般管理費56万8,000円となっております。

次に、議案第35号 平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億108万4,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成24年度当初予算と比較して5.1%の増額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料2,556万8,000円、繰入金1億3,353万5,000円、町債4,130万円となっ

ております。

歳出の内容は、維持管理費5,158万円、公債費1億4,425万4,000円、災害復旧費525万円となっております。

次に、議案第36号 平成25年度矢吹町介護保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,652万5,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであります。

歳入の主な内容は、保険料2億280万3,000円、国庫支出金2億5,050万9,000円、支払基金交付金2億9,322万6,000円、県支出金1億5,213万3,000円、繰入金1億7,779万7,000円となっております。

歳出の主な内容は、総務費3,764万3,000円、保険給付費10億920万1,000円、地域支援事業費2,887万5,000円となっております。

なお、本案予算は第5期介護保険事業計画3年間の第2年度の予算であり、平成24年度と比較しますと0.1%の増額となっております。

次に、議案第37号 平成25年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,726万6,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成24年度当初予算と比較して2.2%の増額となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料9,420万5,000円、繰入金4,244万2,000円となっております。

歳出の主な内容は、総務費584万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億3,087万3,000円となっております。

次に、議案第38号 平成25年度矢吹町水道事業会計予算についてであります。本案は、収益的収入につきましては、総額4億5,287万6,000円を計上し、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益が3億6,980万9,000円、他会計負担金を主とする営業外収益8,306万5,000円となっております。

収益的支出につきましては、総額4億6,490万円を計上し、主な内容は、受水費1億6,810万8,000円、減価償却費1億4,626万1,000円、企業債利息4,767万7,000円となっております。

資本的収支予算につきましては、収入額が、出資金2,678万3,000円、他会計負担金350万円など、合計3,038万3,000円に対し、支出総額は1億8,520万円となり、差し引き不足額1億5,481万7,000円は過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

資本的支出の主な内容は、工事請負費2,600万円、企業債償還金1億5,280万円を予定しております。

なお、上水道の収支予算は厳しい経営状況であります。水道経営健全化計画に基づき今後とも経費の軽減を図り、水道事業の使命である安全でおいしい水道用水の安定供給に努めてまいります。

以上、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

---

### ◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。ご苦労さまでした。

（午後 零時01分）





平成 2 5 年 3 月 1 1 日 (月曜日)

(第 2 号)

## 平成25年第374回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成25年3月11日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(15名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
16番	栗崎千代松君		

#### 欠席議員(1名)

15番 吉田伸君

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	長野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	藤田忠晴君
総務課長	水戸邦夫君	税務課長	井戸沼寿量君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	円谷政雄君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	圓谷誠君	都市建設課長	藤田豊君

上下水道課長	円	谷	清	茂	君	教育次長兼 学校教育課長	陳	野	秀	敏	君
会計管理者 兼出納室長	円	谷	一	雄	君	生涯学習課長 兼中央公民館 長	近	藤	尚	一	君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	須	藤	源	太	主幹兼 局長補佐 兼次長	菊	地	利	雄
--------	---	---	---	---	--------------------	---	---	---	---

---

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

2年前の3月11日午後2時46分ころ発生した東日本大震災は、死者、行方不明者が1万8,684人を数え、100年に一度しか発生しない想像を絶する未曾有の大災害をもたらしました。加えて、福島県は東京電力福島第一原子力発電所爆発事故による放射能の被害を全県にもたらし続けております。我々は、今、将来にわたり町民が安心かつ安全で平穏な生活を確かなものとするため、復旧・復興に努めているところであります。

震災で犠牲になられた方々のご冥福を祈るとともに、町民すべてが等しく復興の恵沢を享受することを誓い、1分間の黙禱を行いますので、ご起立の上、ご協力をお願いいたします。

黙禱、始め。

（黙禱）

○議長（栗崎千代松君） 黙禱終わり。ご協力ありがとうございました。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（栗崎千代松君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

---

◇ 薄葉好弘君

○議長（栗崎千代松君） 通告1番、3番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 薄葉好弘君登壇〕

○3番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴席の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

それでは、通告いたしました一般質問をさせていただきたいと思います。

一昨年（2011年）の3月11日東日本大震災から早いもので、きょうで丸2年を迎えましたが、震災とその後の原発事故の影響でいまだ震災前の生活に戻れないというふうな状況であります。このような状況の中で、最初に災害復旧工事の進捗状況について質問させていただきます。

災害復旧工事については、町長の平成25年度の施政方針にもありますように、農地部門を最優先として復旧・復興計画に基づいて進めており、現在も落札業者が土日も返上し急ピッチで工事が行われておりますが、特に、農用地等の災害復旧事業の進捗状況は、1月末で57%の進捗状況であると報告がありました。県でも昨年4月から12月までに500件が入札不調であり、復旧事業の増加による作業員と資材不足が深刻化していると

説明しております。

我が町も復旧工事がおこなわれている理由としては、機械、作業員、材料等の不足ということではありますが、実際に、現地調査による見積りの入札予定価格が現場の工事に入った段階で当初の調査状況より被害が大きい場合があって、工事がおこなわれてしまったということがこれまでにあったのかどうか。また、現地調査の時点で、見積りが低く復旧工事の見通しが甘かったということがなかったのかをお尋ねいたします。

次に、旧矢吹中学校D棟の今後の利活用について質問させていただきます。

矢吹中学校改築事業もことしの8月までには終了する予定であり、その後は旧校舎D棟についても改修工事が予定されており、社会教育施設として歴史資料館等へ転用されるようであります。

現在、震災等の影響で今まで利用できた町内の施設が利用できない状況があり、町民のコミュニティの場として、各種サークルや社会教育団体等が利用したいという声もありますので、具体的な今後の利活用についてはどうなのか。また、いつごろ利用できるのかをお尋ねいたします。

最後に、乳幼児対象の屋内遊び場の整備について質問させていただきます。

県では原発事故の放射線量の影響で、安心して屋外で子供を遊ばせられない状況が続いていることから、平成24年度より、屋内遊び場の確保事業として整備を支援しております。身近なところに屋内遊び場を整備し、親子のストレス解消と子供の体力向上を図ることを目的に整備支援事業を行っており、県内では、現在38カ所、きょう現在では40カ所です。県南では、白河市と西郷村の2カ所が整備され、親子の憩いの場として利用されております。町内の放射線量もまだ原発前には戻らない状況であり、乳幼児が屋内で気軽に遊ばせられる屋内砂場と、屋内遊具等が設置して遊べる施設がないために、近隣の市町村まで出向いて利用しているということです。

つきましては、県の調査によると、現在、ストレスと運動不足により肥満の子供がふえてきている状況でもありますので、今後は子供たちが屋内でのびのびと遊べる環境づくりを進めるため、屋内遊び場を整備する予定があるのかをお尋ねします。

以上、私から3点について質問させていただきますので、ご回答のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆様、おはようございます。

薄葉議員の一般質問の答弁の前に一言時間をちょうだいし、ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

さて、東日本大震災から本日で2年目を迎えることになりました。あの未曾有の大震災と福島第一原子力発電所の事故により被害を受けた多くの方々、特に、避難生活を強いられているの方々に対し、心からお見舞いを申し上げるとともに、犠牲になられた皆様のご冥福を改めてお祈り申し上げます。

今、復旧に向けきずなを深めながら町の復興再生に向け手を携えて努力をしている皆様方に対し、心からの敬意と感謝を申し上げます。

現在は、人々が輝きを放ち町並みも徐々に回復しつつあります。しかし、いまだ復旧・復興は道半ばであり

ます。美しいふるさと矢吹町を取り戻し、活力と子供たちの笑顔あふれる矢吹町を築き上げて、次の世代へ引き継いでいく責務が私たちにはあります。力強い復興が本格的に始まり、皆様の笑顔を、そして本町が目指すべき将来像であるみんなで支え創造する私のふるさと「さわやかな田園のまち・やぶき」の実現に向け、粉骨砕身で全力を尽くし、町民の皆様が安全・安心に暮らせる矢吹まちづくりを目指してまいります。

これら実現に向け、平成25年度は、まちづくり総合計画及び復興計画に位置づけた事務事業を確実に推進することで、復旧はもちろんのこと、復興が目に見える形であらわしていくことをお誓いし、東日本大震災から2年の節目における私からのご挨拶とさせていただきます。

それでは、3番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、災害復旧工事の進捗状況についてのおただしであります。事前調査で確認できる被災箇所設計及び積算に関しましては、現地測量、実施設計及び県の積算基準、基準単価の採用により適正に見積もりを行っていると考えております。ただし、事前調査では確認できない被災、特に、地中の埋設物、暗渠管及び堆積土砂に埋もれている箇所等の被災については、工事の進捗により新たな被災として確認される場合があります。その場合、速やかに設計変更を行い施工業者と協議、指示を行っております。また、軟弱地盤及び遊水対策等についても必要な対策として、地盤改良、排水処理等の追加工事について適時指示を行っております。

これらの追加工事については、速やかな施工会社との協議、調整により実施工程等の影響については最小限に抑えられており、復旧工事全体のおくれに対する影響はそれほど大きくはないと考えております。復旧工事のおくれは、農業施設関連以外も含め、町全体で約1,000地区、約35億円にも及ぶ膨大な仮設復旧事業費、さらには下請け等の作業員不足、資材、機材不足等が大きな要因であると認識しております。

現在、ことしの作付への影響を最小限とするために、災害復旧工事を鋭意施行中であります。今後も農業視察関連の災害復旧においては、できるだけ早期の事業完了を目指し、復旧の優先度を考慮しながら復旧事業に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、乳幼児の屋内遊び場の整備についてのおただしであります。町では第5次矢吹まちづくり総合計画に基づき、子供を安心して産み育てることができる環境づくりを行うため、平成21年度より、子育て支援センター「にこにこひろば」を保健福祉センター内に設置しております。町内にお住まいの就学前のお子様、いわゆる乳幼児とその保護者を対象に、親子の憩いの場として事業を行っております。

利用者数の推移としましては、開設した平成21年度が4,818名、4年目の平成24年度は約5,400名の利用が見込まれております。

事業の内容につきましては、子育て親子の交流の場を提供すること、子育て中の不安や悩みを相談しその不安などを解消すること、子育て講座を実施すること、子育て情報を提供することなどの各種事業を実施しております。

子育て講座については毎月実施しており、折り紙や縁日、紙芝居、運動会などの子供の遊び場や、講師を迎えての子育て講座を行っております。運営に当たりましては、町内のボランティア団体等の協力を得るなど、協働のまちづくりの観点から子育て支援を各種団体との共同で実施しているところであります。

議員おただしの乳幼児の屋内遊び場の整備につきましては、県内40カ所のうち比較的線量の高い県北、県中地区を中心に整備されております。本町では学校土の除染が進んでおり、都市公園等の線量も低いなど、屋外

の遊び場が確保されていることから、新たに屋内の遊び場を整備する予定は現在において具体的にはないものの、今後、中心市街地の復興と活性化施策の中で検討してまいります。

今後も子育て支援センター「にこにこひろば」の運営に当たっては、各種団体のご協力をいただきながら、利用者の視点に立った子育て施策を展開するとともに、子供を安心して産み育てることができる環境づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で3番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

それでは、答弁させていただく前に私も一言申し上げたいと思います。

東日本大震災2年目に当たり、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。町教育委員会も幼・保、小・中学校の環境整備並びに幼児、児童・生徒のすこやかな成長のための指導に一層努めてまいりますので、今後ともご支援、ご協力よろしくようお願い申し上げます。

3番、薄葉議員の質問にお答えします。

旧矢吹中学校D棟の今後の利活用についてのおただしであります。矢吹中学校D棟は、平成元年に矢吹中学校の増改築に係る事業により建設されたものであります。平成22年度に現在の新たな中学校校舎が建設されましたが、D棟については、平成23年度末に学校教育施設から社会教育施設に転用すべく文部科学大臣に申請しました。その時点の事業計画においては、歴史的に保存すべき古文書、歴史的な資料として価値のある公文書などを収集、整理、保存し、公開していくための歴史資料館的な施設の開設を検討するものとしておりました。

具体的な活用法については、歴史資料館的な役割を中心としながら、芸術文化などのサークル団体や、社会教育活動団体など多くの町民の皆様のコミュニティの場としての活用なども含めて、より効果的な活用のあり方等を現在検討中であります。

以上のことを踏まえ、十分な調査、検討を重ねた上で、より具体的な利活用内容や、利活用できる時期などを町民の皆様にお示ししたいと考えております。

なお、D棟の当面の活用については、歴史的に保存すべき古文書や民俗資料などが第二分庁舎、ふるさとの森、矢吹小学校などに分散保存されていることから、それらの資料、公文書等を集約し整理、保存作業を行うためにD棟の一部を活用する考えでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（薄葉好弘君） 2点ほど再質問をさせていただきたいと思います。

まず、屋内遊び場の件でございますが、現在、遊び場が設置されているというのは私も認識はしておりましたが、まず屋内の遊び場の中に屋内砂場と、あと今現在県で進めている事業については、かなり広いスペースで屋内の遊具等がさらにあるというふうなことで、そういうような砂場と、あと屋内で遊べる遊具等があつて、



もうちょっと広いスペースが現実的にも必要だというふうな親御さんが多くおりますので、その点でもう少しスペースを確保できて、砂場とか屋内遊具等ができるようなそういうふうな部分を検討していただけないかなというふうに思います。

白河市の例をとりますと、屋内砂場はプレハブで冷暖房完備というふうな状態になっておりますので、そういうふうな併設も含めてどうなのかを再度質問させていただきます。

あともう1点は、旧中学校のD棟でございますが、今お聞きしますと、歴史的な資料館というふうなことでございまして、D棟はスペースがかなりあるというふうなことで、1階と2階の部分で何室かをそういうような社会教育団体等の利用をしたいというふうな要望等もありますので、時期的な部分が大体の目安で結構ですが、協議、検討していつごろに具体的になるのか。今年度は無理で来年度、平成26年度以降だというふうな部分で、ある程度の時期等もわかれば答えていただきたいというふうに思います。

この2点よろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

屋内遊び場の施設の整備拡充というふうなお話でございましたが、確かに現段階で子育て支援センターのここにこひろば、ここに砂場とか遊具、そうした施設設備が充実しているのかというふうなことについては、そういう状態にはなっていない。

したがいまして、砂場、遊具等も含めて広いスペースをどうやって確保するかということについては、今後、協議を深め検討していきたいというふうに考えておりますし、今、白河市のプレハブでの対応というふうなそんなご提案もございましたので、大変参考になるご意見でもございますので、そうしたことも含めて協議を深めていきたい。長期的には、先ほど答弁させていただきましたように、中心市街地ということで、以前から町ではコミュニティセンターというふうな、さらには児童館というふうな、そういうことで提案がなされたものの実現に至っていないというところがございまして、そうしたことも含めてこの後の中心市街地の復興協議会の中でもそうしたことが盛り込まれておりますので、そうした中で議論を深めていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、今回の放射線の問題については長期にわたるだろうと、であるならば、町としてもそうした対応については十分とっていかねばならないということで、強く認識しておりますので、この点についても十分に検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

なお、いろいろな考え方も議員の皆様はお持ちでしょうから、そうした考えについてもお示しいただければ大変ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員の再質問にお答え申し上げます。

D棟は中学校の教室として8教室ございました。それから、会議室とでもいいですか、やや教室よりは狭い部屋が2部屋ございました。

それで、その活用については先ほども申し上げましたように、歴史資料館的なものを考えて文部科学省には申請をしましたが、それにあわせて町民の憩いの場といいですか、あるいはサークル活動等が行えるようなものにも活用できればということであるわけでございますが、さらにD棟の活用については、いろいろな方からこういうのにもこういうのにもという要請がたくさんありまして、そういうことも勘案しながら検討していきたいということが第1点でございます。

それから、ではそのようにするためにはどのような一部改修というのが必要かということもでございます。中学校と完全に遮断されておりますので、水道関係、それからトイレ関係、それから電気関係等も新たに今後考えていかなければならない。設備等です。それから、部屋の改修等をどうしたらいいか。外装はどうしたらいいか。駐車場はどのようにしたらいいかとかいろいろな課題がございます。そして、そういう課題を解決していくためには何としても予算が必要になってまいります。

では、この予算は町単独で本当にやれるかどうかということがございます。国・県の補助はないのかどうかということですね。そこは今調べている段階では大変厳しいわけでございますが、できればそういう補助を受けながら一部改修を図っていきたい。そういう問題などもございまして、歴史資料館的なものの開設も平成26年度は難しいというふうに考えております。

平成27年度以降に、そしてまたもう一つ3点目は、開設するとすれば人員を配置しなければならないという問題も出てまいります。すなわち、それも含めて管理をどうするかという問題です。そういうこともございますので、平成27年度以降に利用できるように努力をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力、よろしくお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

〔発言する者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 以上で3番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◇ 鈴木隆司君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告2番、5番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、おはようございます。

2番目ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、通告書に従いまして、私のほうは3点ほど質問をさせていただきます。

まず最初に、内部被曝検査と健康についてお伺ひいたします。

来年度決定しております20歳以上のホールボディカウンター実施の概要についての説明をお願いいたします。

それから、原発事故から今年度、妊婦及び4歳から20歳までのホールボディカウンターが実施されましたが、

原発事故から約1年半、それから来年度20歳以上の内部被曝検査が行われるということで、これは2年もたつてしまうということで、町民の中から、なぜもっと早く人体にかかわる重大な検査を早く実施できなかったのかという声が上がっております。

そこで、市町村会で取り組んできたこれまでの経緯についての報告をお願い申し上げます。

それから、この内部被曝検査、今のところ白河厚生病院1カ所で、白河、西白河地方全体の検査を実施するというので聞き及んでおります。この地区の検査人口は約11万人上るのではないかと私が思うわけですが、1カ所でこれだけの人数の内部被曝検査をスムーズにできるのかというような懸念がございます。この辺の説明をお願いいたします。

それから2番目、復旧の加速化及び除染についてお伺いいたします。

工期延長、年度繰越工事の現状と今後の加速化計画についての報告を求めます。また、幹線道路の工事長期化による商店街の打撃実態を町はどのように捉えているのかの報告を求めます。また、放射能数値がきわめて高いと予測される道路側溝の除染の実態、今後の対策について報告を求めます。

それから3番目、小学校の危険な冬季自転車通学についてお尋ね申し上げます。

まず最初に、町内各小学校の自転車通学の実態についての報告を求めます。また、雪の多い冬季間は大変危険な現状にあるとの町民の声が上がっております。この辺の町の認識はいかがなものでしょうか。答弁を求めます。また、私は冬季限定の通学バスの運行の進言要請をいたしますので、この辺の町の見解を求めてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、内部被曝検査と健康についてのおたがしであります。昨年9月5日県よりホールボディカウンターの受け入れに関する意向調査があり、放射線被曝の健康への影響を考慮し受け入れの意向を報告いたしました。県で実施する来年度のホールボディカウンター検査につきましては、18歳以下の子供と妊婦について継続して実施することとありますが、検査の対象とならない方々への対応を含め、同じ課題を抱える近隣市町村により、運営費や放射線技師等専門職員の配置、機器設置の場所等について詳細な検討をした結果、白河市西白河郡の市町村で白河厚生病院に委託し実施することとしております。

導入を予定しておりますホールボディカウンターにつきましては、キャンベラ社製の立立式であり、検査日は、月火水金曜日が午後1時半から5時まで、第二、第四土曜日については午前8時半から12時半までとし、1日50人の検査ができる体制を予定しております。

検査方法につきましては、立位で全身の内部被曝検査を実施し、1人当たり約5分で検査が終了し、放射線量を浴びることなく痛みを伴うこともない安全な検査となっております。また、検査のスタッフは放射線技師1名と事務員3名が検査に従事することとなり、予約の受け付け及び結果の送付については、各市町村で実施する予定となっております。

これら検査の開始時期につきましては、平成25年度の早い時期に開始できるよう現在調整をしております。

なお、白河厚生病院1カ所での検査に懸念はないかとのおたただしですが、西白河地方全体で人口が約11万人おりますが、18歳以下の子供に関しては県で継続的に実施する予定があるため、白河厚生病院での検査は19歳以上の方が対象となり、本町では年間1,500人の検査が可能となります。平成25年度は1台の検査機器で開始いたしますが、全町民ができるだけ早い時期に検査できるよう県に対して検査機器の増設を要望するとともに、全町民の安心・安全のため全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、工期延長、年度繰越工事の現状と今後の加速化計画についてのおたただしですが、東日本大震災並びに台風15号災害では、かつて経験したことのないまさに未曾有の大災害でありました。これまで町民の皆さんが安全で安心できる生活環境の確保を第一に復旧作業に全精力を傾けてまいりました。そして、一定の落ち着きを取り戻すことができましたのは、議員の皆様を初め、町民の皆様の深いご理解とご協力によるものと強く感じております。

議員おただしの災害復旧工事の現状につきましては、さきの町政報告において説明申し上げたところであり、内容が重複する部分もありますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

初めに、町道につきましては、平成23年度からの明許繰り越しの承認を受けました78路線、事業費約4億500万円のうち中畑・上敷面線を含む17路線について、年度内完了が困難なことから、平成25年10月の完了を目指して進めてまいります。

公園につきましては、平成23年度から明許繰り越しの承認を受けました5カ所、事業費約4,000万円のうち1カ所、大池公園について年度内完了が困難なことから、平成25年6月の完了を目指し進めてまいります。

河川につきましては、平成23年度から明許繰り越しの承認を受けましたあゆり川沿線の堤体ブロック等の被災箇所5カ所、事業費2,386万7,000円のうち2カ所について、年度内完了が困難なことから、平成25年12月の完了を目指し進めてまいります。

農用地等につきましては、平成23年度から明許繰り越しの承認を受けました平成23年度発生の主には地震災害100地区、事業費約5億7,000万円のうち30地区について、年度内完了が困難なことから、平成25年7月の完了を目指し進めてまいります。また、本年度発注の主には台風15号災害95地区、事業費約2億5,000万円について、年度内完了が困難なことから、春の作付米及び、平成25年12月の完了を目指し進めてまいります。

公共下水道施設につきましては、平成23年度から明許繰り越しの承認を受けました田町・大池線を中心とした下水道本管被害延長10キロメートル、事業費4億3,502万円のうち、管渠工事0.5キロメートル及び舗装復旧工事について、年度内完了が困難なことから、平成25年9月の完了を目指し進めてまいります。

農業集落排水施設につきましては、平成23年度から明許繰り越しの承認を受けました大和久、寺内、本村、三城目地区の下水道本管被害延長4.5キロメートル、事業費3億7,180万1,000円の管渠工事について年度内の完了を見込んでおりますが、舗装復旧工事については年度内完了が困難なことから、平成25年9月の完了を目指し進めてまいります。

水道施設につきましては、平成23年度から繰越報告をいたしました水道本管等の施設200カ所、事業費1億8,450万円のうち下水道施設の災害復旧工事の対象地区については、下水道工事の完了後でなければ着手できないことから年度内の完了が困難なため、平成25年9月の完了を目指し進めてまいります。

ここまでご説明申し上げました事業につきましては、作業員や資材等の不足により工期の延長が強いられている状況にあるほか、農用地等を優先していることによる事業間の調整と多面的な要因によるものであり、これまで以上の進捗管理の徹底と綿密な事業調整を図るとともに、常に町民の皆さんにとって最善の方策であるかを意識しながら、平成25年のできるだけ早い時期に、これら復旧が完了するよう関係機関と、さらに連携を密にしていきたいと思います。

これまで私は、平成24年度中に復旧作業を完了させたいと明言してまいりましたが、さきに説明したとおり、今年度末での復旧完了の見込みが立たない事業もあるのが現状であります。このような状況は大変残念であり、申しわけなく思っております。しかし、施政方針でも申し上げましたとおり、本年は復旧はもちろんのこと、復興も目に見える形としてあらわさなければならない待ったなしの年であると強く認識しており、町民の皆さんの負託に応えられるよう全力を尽くしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、幹線道路の工事長期化による商店街の打撃実態についてのおたただしであります。町では東日本大震災からの早期復旧を目指しておりますが、被災箇所が多く災害復旧工事の長期化により商店主を初め沿線にお住まいの方や、通勤、通学に利用されている皆様には大変ご迷惑をおかけしております。

復旧工事が長期化している大きな要因が2点ございます。

1点目は、下水道管の被災が予想以上に大きく、当初発注よりも施工延長が伸びていること及びそれに伴い水道管の移設等が原因であります。特に、田町・大池線では下水管が道路の中央に布設してある箇所があり、通行に支障を来すとともに、五差路付近では道路が狭い等の理由により工事が思うように進まず、工事が長期化したところでもあります。また、工事箇所では片側通行ということで通行の確保も十分ではなく、交通量の減少などにより、特に商店主の皆様になかなかご迷惑をおかけしましたことに対し、おわびを申し上げます。

2点目は、耕作機械や作業員の慢性的な不足であり、被災3県、近隣市町村の共通した問題であります。特に、本町ではことしの稲の作付に間に合うよう農地の復旧に全力を注ぎ、下水道や道路の復旧が手薄となっているためであります。

これらの要因については、幹線道路の復旧の延長が1キロメートルを超えているためでもあり、工区分けを図りながら順次舗装復旧を行い、本年10月末の完了を目指し進めてまいります。

具体的には、田町・大池線、田町団地から大池、北町・新町線、旧4号国道、一本木29号線、旧石川街道などの幹線道路であります。今後は工事を実施している沿線の状況を踏まえながら通行量を確保し、商店等に及ぼす影響を最小限とするよう施工方法の改善や、復旧作業の迅速な対応を心がけてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、放射能数値がきわめて高いと予想される道路側溝内の実態と対策についてのおたただしであります。昨年2月に矢吹町除染計画、7月には矢吹町除染実施計画を策定し、本計画に基づき順次小・中学校、幼稚園、保育園、野球場などの公共施設の除染、柿の内、田内地区の農地の反転工による除染を実施いたしました。住宅宅地等につきましても、現在、柿の内、田内両地区の面的除染事業を進めております。

平成25年度におきましては、矢吹町除染実施計画に基づく除染重点期間の2年目に当たることから、優先除染地区である4区五本松の除染に着手するとともに、町内のより詳細な空間放射線量の調査を実施し、その動向を踏まえながら新たに仮置き場を確保し、面的除染やホットスポット除染等、空間放射線量に応じた効果的

な除染を実施してまいります。町道の除染におきましても昨年実施した放射線低減クリーンアップ作戦での線量調査データや、平成25年度に調査を行う詳細な空間放射線量のデータをもとに、住宅の面的除染の進捗状況に合わせ除染作業を行ってまいります。

また、除染作業につきましては、通学路を中心に空間放射線量が比較的高い側溝や集水ます、道路脇の土砂等の撤去を行い、町民の皆様が安心して安全な生活が送れるよう進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、冬季限定の通学バス運行を進言、要請するとのおただしであります。冬季間、特に積雪時の歩行者、自転車の通行には、町内各所で交通の危険があり、遠距離通学をしている自転車通学の小学生については、交通事故の発生を心配しているところでもあります。しかし、議員が進言、要請されている冬季限定の通学バスを運行するには、新たなバスが必要になりますので、各小学校における需要状況、運行体制、経費、負担額等について調査し、バスの運行が可能かどうか検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 5番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

小学校の危険な冬季自転車通学についてのおただしですが、初めに、町内各小学校の自転車通学の実態については、善郷小学校を除く3小学校で、おおむね3キロメートル以上の地区の4年生以上の児童が自転車通学をしております。矢吹小学校は、滝八幡、柿の内、田内、五本松、井戸尻の5地区の21名で全校生の8.2%、中畑小学校は、松倉、長峰、平鉢、大畑、弥栄、大久保、文京町の7地区の51名で全校生の35.7%、三神小学校は、西原、明新の2地区12名で全校生の9.8%が自転車で通学しております。

次に、雪の多い冬季間の通学の状況についてですが、議員ご指摘のように、ことしは雪も多く歩道が整備されていない。除雪をしても車道を走行しなければならない等危険な箇所があり、保護者が自転車での通学を心配され車での送迎等を行っていること及び中畑小学区の保護者等から4年生以上の児童も通学バスを利用させてほしいとの要望があることも承知しております。通学バスの利用拡大については、現在、学校等と運行時間の問題等について検討協議しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 再質問をさせていただきます。

まず最初に、内部被曝検査ホールボディカウンターについてお尋ね申し上げます。

町長の答弁によりますと、人数的にも多少困難な面があるということで、県に対して検査機器の増設を今後とも市町村会で求めていくということですが、これを機器の増設ではなくて、地区の例えば西白河地方の南と北で2カ所にするとかそういうお考えはないか。私はそのほうがいいのではないかと思うのですが、機器の増設と同時に検査場所の増設と申しますか、ふやすということに対してのお考えをお尋ね申し上げます。

また、幹線道路の工事の長期化による商店街の打撃についてでございますが、田町・大池線それから北町・

新町線ですか、いわゆる矢吹町の幹線メイン生活道路に関しましては、今回の復旧工事が約半年にも及んでいるということなのです。それで、ここを通行する生活道路にしている人たちが、余りにも工事通行化で迂回をしているということで、かなり商店街に打撃があると。中には売上げが3割ぐらい減ったという声も聞かれています。これも改善していくということですが、私の考えでは、今のところこういう工事を見ていると1路線1社というような発注方法だと思うのです。それは場所によってこういう本当に生活の根源にかかわる幹線道路がその1路線に、例えば、2社、3社投入して工期を短くするというような導入方法はいかなものかということを提言したいのですが、それに対する町長のお考えを伺ってみたいと思います。

それから、除染に関しては、側溝のきわめて高い除染に関しては理解をいたしました。この復旧工事でかなりの数が明許繰り越し、その理由が人員不足、それから資材不足、機械不足ということでありまして、来年度本町も本格的な除染に入るわけです。施工側から見て今現在復旧工事で人員不足、資材不足、そういったことで工期が延長されている現状で、新たな除染について手が回るのだろうか。

それからもう一つ、これを監視、監督する町の職員、この復旧・復興で今手いっぱいな現状にあって、新たな除染に職員としても人数が足りているのか、なぜ私がこういうことを言うのかといいますと、除染に関してマスコミ報道でもあったとおり、原発地区周辺の国直轄除染で不適切な作業が行われているということがあったり、手抜き、見えない工事ですから手抜きがあったりということもあります。ですから、施工側としては人数がこれにかかわってくるし、町としてはそれを管理、監督する人員が本当に足りているのかというような懸念があるわけです。その辺について町長のお考えを聞いてみたいと思います。

3番目の自転車通学の実態についてですが、教育長のほうから各小学校のパーセントでの報告はあったのですが、これはちょっと人数的に伺ってみたいと思うのですがいかなものでしょうか。

○議長（栗崎千代松君） 人数、言っているよ。

○5番（鈴木隆司君） 言いました。失礼しました。

それから、ぜひことは冬雪が大変多かったですし、雪の降った日だけではなくて気温も低かったために通学路がわだちになって凍って、長い期間危険だったのです。ですから雪が降ったときだけではなくて、結構長期間にわたってわだちと道路の氷結で危険な状態が続いていまして、町民の方からこういった要請があったわけです。これを現状調査、検討していくということですが、ぜひこれは実現していただきたいということで、もう一度答弁をお願いいたします。よろしくお願いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

私のほうには3点ほど、ホールボディ検査、さらには幹線道路商店街の打撃に対する実態に伴って提案がございました。除染についても明許繰り越しが多い中で、本当に除染がきちっとできるのか、また、職員の対応も可能なかどうかというようなおたがいでございますが、まず1点目のホールボディ検査については、先ほども答弁させていただきました。人口数が11万人ということで、非常に全員に検査が行き渡るまでは相当の時間がかかるだろうと、ただ、特に心配される子供さん、妊婦さんに対しては今までどおりの検査体制が整って

おりますので、そうした心配については、多少は残るもののおおむね順調にできるのではないかと。

いわゆる18歳以上の内部被曝の測定については、私も先ほど答弁させていただいたように、さらに1台というように要望も西白河郡の市町村会の中で協議も進めておりますので、それらについて要望活動を強化しながら、なおかつご提案のあったことについても協議のテーブルにのせて協議を深めていきたいというふうに考えております。

2点目の幹線道路の商店街の打撃ということで、売り上げが3割減ったということで、私自身も商店街のほうに足を運びまして、どうですかということで話をしておりますが、特に中心市街地の旧奥州街道で言われるのは、やはり東邦銀行がなくなったのが案外非常に大きいですというような、道路の復旧のおくれの実態もございしますが、そうした多面的な要因に伴っての売り上げの減少ということも考えられる。しからばどうするのだということで、町の中心市街地の復興を急ぐとともに、さらには提案のあった内容等についても、できるかどうか協議も深めていきたいというふうに思っております。

なお、現在の発注の仕方、さらには提案のいただいた内容等について具体的にどういうことができるのかということについては、都市建設課長のほうから説明させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

除染については、本当に心配な状況でございます。当初、面的な除染もできるだけ年度内早い時期にということでしたが、先ほども話をしたように、いろいろな要素がございましておくれしてしまいました。これについては素直におわびを申し上げたいと思います。特に業者の数という点でも、除染については顕著となっております。

例えば、場所を決めるというところにも手間取ったということもございますが、いざ場所が決まっても今度は仮置き場の設計等について、業者のほうで委託をしてもなかなか仕事のほうを立て込んでおまして、早急にそういった実施設計ができない。さらには今度は具体的に事業を始めようとするときさまざまな問題が起きてしまったということで、排水量の問題だったり、地下に埋設されている水道管の問題だったりとかさまざまなものが出まして、おくれしてしまったことをおわび申し上げたいと思います。

平成25年度については、そうしたことについて新たに課題が浮き彫りになってまいりました。これを受けて先手先手ということで後手に回らないような対応をとっていく。職員についても、町民生活の放射線対策室の増員というものを、限られた職員数でございますが増員を図りながら、さらには東京電力の職員の支援を受けられないか、もしくは復興支援センターからの県の除染対策室の職員のご支援をいただけないかというような要望活動も現在しておりますので、そうしたことで職員数の人数の問題もクリアをしていきたいというふうに考えております。

除染については、さまざまな報道が新聞等でなされております。手抜きとか住民に迷惑のかからないよう、徹底した管理体制についても築いていきたいとそのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、平成25年度の4区、それから赤沢地区の除染のスケジュール等についても現段階でわかる範囲内で皆様のほうに町民生活課長より答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。



都市建設課長、藤田豊君。

〔都市建設課長 藤田 豊君登壇〕

○都市建設課長（藤田 豊君） それでは、5番、鈴木議員の質問にお答えいたします。

今、鈴木議員のほうから、早期完了を目指すためにということでのご提案がありました。

具体的には、1路線に数社を入れて早期完了をしたらどうかというご提案をいただきましたが、できれば今考えているのは、下水道のほうの管の埋設は大体になってきておりますので、その上の部分の舗装の復旧を今やろうとしているのですが、何社も実は複数の業社が1路線に入りますと、例えば、500メートルいった先にまた別な業者がやっている。また別な業者がやっているというと確かに日にちは短縮できるのですが、交通の流れや待機時間というのですか、片側ずつ施工するものですから、そういう等を考えれば、できれば1社にしまして工区を分けながら、例えば、一気に道路の路面を剥がして一気にやるのではなくて、短区間というのですかね、工区割をしながら、例えば300メートル、200メートルぐらいずつやったところを早期に完了して、次にまたいくというような手法でやったほうが一日も早くその部分は供用開始ができるのではないかというふうに考えております。

それで、今ご提案がありましたので、それに向けて施工の方法についてはさらに施工業者とも協議をしながら地域の皆さん、あと通学する子供たちの安全も図りながら、一日も早い復旧に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町民生活課長、会田光一君。

〔町民生活課長 会田光一君登壇〕

○町民生活課長（会田光一君） 4区それから赤沢の除染のスケジュールでございますけれども、現時点では詳細に決まっておりませんが、今の予定といたしましては、まず除染につきましては最初に一件一件の線量の調査を実施いたします。

この調査が終わった後に、具体的に仮置き場について決定されるわけでありまして、今現在4区、それから赤沢、五本松、このエリアにつきましては、重点除染区域ということで除染をすることが決定いたしております。そういうことにありますけれども、線量の調査をしながら仮置き場の決定をしていきたい。ご承知のように、仮置き場の場所が一番問題になっておまして、現時点では行政区単位での仮置き場を設置する。こういったことが除染実施計画で決められておりますので、4区については4区地内に地域の方々と協議をしながら設置をしていきたい。

これについては、当課としましては秋までには仮置き場を設置して、できれば除染事業に入ってまいりたいこのように考えております。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 鈴木隆司議員の再質問にお答え申し上げます。

特に今回の大雪では、子供たちは本当に登下校に苦勞しておりました。そして、多くの小学生が、あるいは中学生も保護者による送迎という実態がございました。そういうことからバスをもっと利用できないかという要請については、私どもも考えていかなければならないというふうに思っております。

それで、バスの利用期間についてですが、実施するとすれば、雪が降ったときだけというのではなく、やはり12月ころから2月、あるいは3月中ごろくらいまでは、バス利用をするという方向で考えていかなければならないというふうに考えております。

それで、実施できるかどうかについては、先ほどの町長答弁にもございましたように、新たなバスが必要になってまいります。要するに、全学年ということであれば新たなバスが、私どもの試算では4台ほどマイクロバスのようなものが必要になってくると、そうしますと、これに要する費用は600万円から1,000万円程度は必要になってくるだろうと。業者にも聞き取りなどを行っているのですが、この金額に幅がありますのは、実はこちらの条件の問題がありまして、なかなか私どもも明確にできないところがございます。

それは、1つには自転車通学者だけでよいのかという問題がございまして。現在のところおおむねその地区ごとに約3キロメートル程度というふうに自転車通学がなっているわけでございまして、では、徒歩通学の2.9キロの場合はどうかと、必ずそういう問題も出てまいりますので、ではバス利用をするのはどの地区の子供とするかというのは大変難しい問題でございまして。そういうこともありまして、私どものほうで条件をはっきり決めて業者に聞き取りがまだできていないのが現状でございまして。

それで、例えば、まず4年生までではどうかと、4年生であれば何とか今の幼稚園バスを工夫して、例えば回数をふやすことができるのか、コースを変えるとか、そういうことで若干この予算はふえますが、それは若干で済むということでございます。もちろん予算だけではなくて、子供たちの安全が第一でございますので、そういうことも考えると全学年とすればどうかなど検討して、いずれにしましても学校並びにPTA等と協議しながら平成25年度からは、今ほど申し上げました4年生までの実施がいいか、あるいは全学年としなければならぬかなど検討してまいります。

いずれにしても、平成25年度の冬場からは何とか少しでも、せめて4年生までぐらいはというふうには考えておりますが、今申し上げましたように、さらに学校、PTAと協議しながら検討していきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 以上で5番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

(午前11時05分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午前11時16分)

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告3番、14番、藤井精七君の一般質問を許します。

14番。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。

あの2年前の大震災を思い出すようなきょうのこの寒い天気でございますが、皆さん元気で頑張りましょう。それでは、通告に従いまして順次一般質問いたします。

今年度の職員の退職者数、また、採用者数、そして技能者の採用はということで伺います。

人は一時では育たず、職員の早期退職は町の大きな損失、その職員の早期退職という流れの堰は閉じられたのか。今月いっばいで退職する職員の方々に、ご苦労さまでしたと御礼申し上げます。

震災、原発事故、そして我々団塊世代の高齢化への仲間入り、役場の仕事も質も量もますます増大してきました。そして、そのもろもろの対応に技能者、専門的分野の職員が要求されてくると思います。施政方針の中で示されている、1、一人一人のすべての町民が輝きみんなで健康で元気な町をつくります。また、7の復旧・復興のために、東日本大震災から一日も早い復旧と、震災以前以上の復興に取り組みます。これは町長の施政方針の中にあつた主な仕事の内容のことでございますが、こういう中で、主な事業を見ただけでも、その事業実現のためにも専門的分野の職員が必要とされております。本年度の退職者数、そして次年度の採用者数、採用職員の傾向を伺います。

次に、本格的除染作業に取りかかるが、対応する職員数は大丈夫か。予算額は大きい。独立部署の設立が必要であると考えが伺います。

2011年3月11日東日本を襲った大震災が引き起こした原子力発電所の事故は、福島県を初め近県までに大きな被害をもたらし、先がなかなか見えない不安と苦痛を与え続けております。広島、長崎、チェルノブイリ、そして福島、放射線という目に見えない悪魔との戦い。私は2月24日、25日と小・中学校の同級会を開きましたが、返信の近況欄に、同級生の女性の言葉に、3月11日震災後放射能に振り回されています。生活の先が見えません。ストレスをどこに発散させればいいのかわかりません。ただ普通の生活がしたいです。私は何も悪いことはしていません。3月11日前の生活がしたいだけです。これは郡山市在住の同級生からのコメントでしたが、これは放射能の被害を受けている福島県民の気持ちだと思います。そうした気持ちを和らげる普通の生活を取り戻すためにも本格的な除染作業に入りますが、今まで震災家屋の解体等の仕事の量も相当あつたと思います。これからは除染関係の本格的な仕事、町民生活の守備範囲は相当広いものです。

私は、町民生活課放射線対策室で本格的に取り組まなければならない仕事の量、そして大きな予算、仕事の進捗状況を監督する職員、そして除染作業に必要な不可欠の仮置き場などに充たる技術者、技能職員、事務職的職員だけではなかなかさばき切れない仕事が相当数出てくると思います。こういう観点から見ますと、私は町民生活課からこうした除染対策室、これを独立して除染作業をスムーズに進めるためにも必要ではないかと思っておりますが、除染なくして町の復興なし。町長の考えを伺います。

次に、人の集まらない行政懇談会、寒い実施時期から暖かい時期にと思うが伺います。

私は、町政懇談会に地元三神と、中畑地区に出席してきましたが、思ってはいましたが思った以上に参加者

が少ない懇談会でした。野崎町政がスタートをした当時、実質公債費比率全国ワーストナインという、町民にとっては衝撃的な新聞等の報道がありました。また、中学校建設の話題と町長と懇談するそうしたいろいろな話題もありましたが、しかし、いかんせん会を重ねるほど参加者の減少はとまりません。

私は、2月の寒い時期、家からなかなか出られないと思います。そして、あの町政懇談会というよりは3月近くの実施ではなかなか予算が生まれ、そうした状況では町政懇談会というより幹部職員十数名引き連れての野崎町長の町政報告隊という感も否めません。今年度の事業実施報告、次年度の事業計画、そういう役場から出来上がった説明の中で懇談参加者から要望がなかなか出ないのは当然だと思います。そうした寒い時期から暖かい時期、まだ寒くならないそういう時期に懇談会を実施すれば、懇談会で出た要望、意見が取り上げられる。そして、予算に反映することができる。11月ころの実施なら町民の町政懇談会に対する見方も変わるかもしれません。今、議会のほうも議会活性化特別委員会のほうも議会報告会の開催に取り組んでおります。町政懇談会の参加人数を見て、人を集めることの難しさを各議員も感じていると思いますが、特別委員長、腹を据えて実施に向け進んでいますが、町長の町政懇談会に対する考えを伺います。

次に、平成25年度の水田の転作状況をどのように捉えているのか、また、町独自の転作者の支援も続けていくのか伺います。

きのう、私の集落でも昨年実施できなかった枯れ草焼きといいますが下草焼きを実施しました。各集落が実施したようで、燃え過ぎて困ったような集落もありました。昨年実施できなかったため農作業に支障を来し、また、害虫のカメムシなども相当被害が出ました。こうした枯れ草焼きの作業を皮切りに、農作業のほうも本格的になります。転作率の悪い福島県という中でも、その中でも県南地区、そして県南地区でも悪いのが矢吹町というのもここ2年、災いを転じて福となすという言葉がありますが、個別所得補償という名のもと、大豆の作付が数十ヘクタールありました。

私も一昨年はソバ、昨年は大豆の転作に取り組みました。2年連作は大丈夫ということで、本年も私は大豆の転作を実施いたしました。しかし、多くの転作田も大豆の3年連作は無理ということで、水稻の作付が実施されるようです。心配はあるもので、昨年は転作が多くて水の調整、処理に苦労しましたが、本年は転作の後遺症で水田の保水力が心配で、果たしてまたこの水が末端まで通水、これが本当に大変と思っております。

政権が交代して転作に対する政策等も変わってくると思いますが、1年水稻作付をして、また来年大豆をつくってみるといふ農家の人もいます。昨年は鮮やかな転作大豆の町、しかし、ことしは本来の姿、さわやかな田園のまち・やぶきの姿に戻ると思われますが、転作状況をどのように捉えているのか、また、町独自の転作者の支援は続行していくのかを伺います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、本年度の退職者数、次年度の採用予定者数及び技能者の採用についてのおただしであります。本町では、職員の定員適正化計画に基づき定員管理を行っており、平成25年度においては、計画職員数136名に対し、同数での行政運営を予定しております。

現在、災害復旧・復興事業遂行のため複数部署において欠員を生じさせ、事業化等への職員の配置転換、さらには姉妹友好市町村を初め、多くの自治体から派遣の支援をいただいている状況にあり、新採用職員を含め必要数の職員を確保し住民ニーズに的確に応える行財政運営が必要であると考えております。

しかし、一方ではスマートかつコンパクトな行政組織と定員適正化計画に基づいた定員管理を目指さなくてはならないことから、平成25年度も引き続き復旧・復興を第一の目標とした組織機構とする最小限の改変によって、効率的・効果的な組織運営と、少数精鋭の人材育成に努める所存であります。

議員おただしの平成24年度の退職者数であります。9月30日付で自己都合による退職者が1名、この3月末での退職予定者は定年退職者が1名、勸奨退職者が3名、自己都合による退職者が1名であり、今年度の退職者総数は6名であります。また、平成25年度の採用予定者は、一般行政職7名であり、退職者に対して実質的には1名の増員となりますが、これは土木職員の代替として採用するものであります。

技能職の採用につきましては、土木職員の採用試験を昨年度も実施し、合格者1名について平成24年度に職員として採用いたしており、今年度についても土木職員の募集をいたしましたが、採用試験への応募者が2名と少ない中、試験の結果、採用適格者がいなかったことから、新年度の採用については見送らせていただきました。

応募者が少なかった要因としましては、既に新聞、テレビ等でも報道されていますように、東日本大震災において、特に被害が甚大であった岩手県、宮城県、福島県の3県で土木職員が不足している状況にあり、さらに民間の建設会社や、県、他自治体等が土木職員を増員するために採用募集したことなどが大きな要因であると考えております。

このような状況から、平成24年度は土木職員の採用募集を実施しても人員の確保が困難であると判断し、採用募集については見送りましたが、平成25年度においては今年度と同様に土木職員の採用試験を実施したいと考えております。

また、東京都三鷹市、宮城県川南町、埼玉県八潮市、愛知県豊田市等の他自治体からの派遣職員につきましてもご支援を引き続きお願いし、当面の災害復旧工事担当技能職の確保に努めてまいります。

このように、土木職員や保健師等の専門職の採用計画については、社会情勢や将来動向を見きわめつつ、組織機構の見直し、職員定員適正化計画の見直し等と合わせ、今後も適正な職員数の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、除染事業対応職員数及び除染事業の独立部署の設立についてのおただしであります。町による放射能の除染作業については、生活空間を最優先にこれまでも幼稚園、学校施設、公共施設等を中心に関係各課等において実施まいりました。

本年度からは空間放射線量の高い地域による本格的な面的除染を実施することから、町民生活課内に放射線対策室を設置し体制の強化を図ってまいりました。放射線対策室では、矢吹町除染実施計画の総括を初め、当該計画に基づく除染業務の中心的な役割りを担っており、汚染土壌の仮置き場の確保や面的除染等に関し関係機関との協議を始め、職務遂行に当たっては相当な期間を要するなど、試行錯誤の状況でありました。

また、平成25年度以降も継続した面的除染とホットスポット除染など主体的な業務に加え、関係各課等がそれぞれ実施する道路、公園、公共施設等の除染業務を総括するなど、予算規模も大きく所掌業務がさらに拡大

することを踏まえ、議員おただしのとおり、さらなる体制の強化が必要であると考えており、福島市町村支援機構による業務委託や、技術的職員の配置を含め放射線対策室への人的補強に努めてまいります。さらに、除染業務の遂行に当たっては、原因者である東京電力や国に対しても引き続き人的、財政的支援の要請を強く求めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、まちづくり懇談会についてのおただしですが、ご承知のとおり、まちづくり懇談会は地域住民の皆様の要望や、町の主要事業等について町民の皆様へご説明申し上げ、ご意見とご理解をいただきながら各種事業に取り組むことで、町民の皆様へ寄り添ったよりよいまちづくりを進めることを目的に、矢吹町区長会のご協力をいただきまして、町と区長会の共催により開催いたしております。

今年度につきましては、2月26日から3月1日まで4日間の日程で、東日本大震災からの復旧と復興について、平成25年度除染実施計画についての2つのテーマにより開催いたしましたが、4日間の行政区長等を含む住民の方々の参加者は約100名と参加者数が伸び悩んでおります。

これまでまちづくり懇談会の開催については、10月から3月の間の4日間から8日間の日程で、土曜日や日曜日も含め開催し、参加される方へ配慮するなど開催のたびにさまざまな工夫をしておりますが、いずれも参加者数の増加に結びついていないのが現状であります。参加者数の推移を見ますと、平成18年度をピークに参加者数が低迷し、平成20年度からは約70名から100名程度となっております。

このように、まちづくり懇談会の開催のあり方については、これまでも参加者数をふやす方策に苦慮してきた経緯を踏まえ、区長会と協議をしながら今年度まで開催してまいりましたが、今以上に多くの町民の皆様に参加していただけるよう、議員おただしのよう、暖かい時期の開催を含め、開催テーマ等についても再検討するなど、区長会と十分に協議をしながら本事業の見直しに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、平成25年度の水田の転作状況及び町独自の転作者への支援策についてのおただしですが、平成24年度の町全体の転作状況を見ますと、大豆が8,294アール、ソバが300アール、飼料作物が57アール、飼料用米ホールクroppサイレージが1,415アール、エンバクが2,980アールとなっております。町では、これらの転作作物について町単独助成として、大豆、ソバ、飼料作物、飼料用米ホールクroppサイレージについては、10アール当たり1万円の助成を、エンバクについては10アール当たり5,000円の助成を行い、定着のための支援を行っているところであります。

しかしながら、その一方で産地化が進んだ大豆については、ことしで3年目を迎えることから連作障害による作付面積の減少が心配されております。JAしらかわに確認したところ、平成24年度には約68ヘクタールであったものが、連作障害への懸念や水利の問題から大きく減少する見込みであり、そのための対策会議が近々開催されるとのことでありました。

町といたしましては、連作障害や水利の問題を解決する手段として、地区全体を数ブロックに分け順次移動させるブロックローテーションを推進するほか、引き続き町単独助成として、平成24年度と同様の内容で支援を行うことで農業者個別所得補償制度を活用した所得確保のための大豆等の転作を推進してまいりたいと考えております。

今回の政権交代により、来年度からは農業者個別所得補償制度が経営所得安定対策として名称が変更となり、

米の生産数量目標の配分についても、平成25年産米より県内一律配分となったことで、平成22年産米では約4,334トンであったものが、平成25年産米については約5,616トンと大きく増加いたしました。このような状況から、本町においては、昨年多くの方が効果を実感したとも補償制度の活用や、新たな転作作物として備蓄米への取り組み等についても両JAと連携を図り支援を行いながら、基幹産業である農業の足腰を強くし、農業者の所得確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で14番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

14番。

○14番（藤井精七君） 2点ほど再質問させていただきます。

災害は忘れたころにやってくるということわざがありますが、今の日本列島を見ますと、災害は忘れないうちにやってくる。このような状況だと思います。職員の採用も将来を見越してのバランスのとれた採用が必要と思います。人は一時では育ちません。時間が必要です。経験という時間です。私たちは今生きる者は次世代につなぐためにも、いかに次世代の負担が少しでも軽くなるよう、そうして渡していかなければなりません。町民の一番のよりどころ、これは役場です。職員の助けが必要です。大きな使命を担う職員、今まで以上にバランスのとれた職員の採用が必要と思います。その辺の今後の職員採用の町長の考えを再度お聞きしてみたいと思います。

また、町政懇談会について再質問いたします。

さきの議会運営委員会の委員長の報告にありましたように、私たちは大洗町を視察研修してきました。大洗町でも矢吹町と同じような町政懇談会を開催しましたが、人が集まらなくなり、また、どうしても町長の御用聞き懇談会になってしまう。そういう議長の言葉がありました。そういう中で、議長から具申というか提案でやめたそうです。

町長は、町政懇談会を今後どのような考えで進めていくのか、私たち議会の特別委員会でも議会報告会、これを開催するのに参考になるような思いがあれば伺います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

職員の定員の問題、また、町政懇談会の問題ということで、2つの質問をいただきました。

まさしく藤井議員が言われるように、大きな問題だというふうに思っております。

職員の定員については、先ほどから話をさせていただいているように、職員の定員適正化計画に基づき、確実に町民の負託に応えられるよう努力をしていきたいというふうに思っております。

藤井議員のほうから将来を見越した採用、さらには町民のよりどころとなるべく、今まで以上にバランスのとれた採用をというようなそういう内容でございましたが、まさしく藤井議員の言われるとおり、私も同じように感じております。今後も町民の負託に応えられるよう職員の適正な人員管理に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

また、町政懇談会、他の市町村でも人が集まらない。千葉県の大洗地方、人が集まらないというようなそういう内容等についてもお聞かせいただきました。非常に大きな問題だというふうに思っておりますが、私自身はこの町政懇談会の位置づけについては、対話のまちづくりを標榜している私にとっても大きなウエイトを占めており、また、重要な対話の場だというふうに強く認識しております。ですから、先ほども話をさせていただいたように、以前は10月に開催したり、11月に開催したりというような、さらにはテーマについても区長さんと協議をしながら、どうしてということで町民のほうに発信していくかということについても十分に協議しておりますが、とうに人が集まらないことについては私たちも憂慮しております。

今後、具体的にどういうことが人を集めることにとって重要なのかというような、すぐにこれといった特効薬、参考までに聞かせてほしいということですが、そういう特効薬がないのだろうというふうに思いますが、ただ、今後もししたら人が集まるかということについては、十分協議を深めていきたいというふうに思っておりますし、また、ほかにそういった事例も参考にさせていただきながら人の集まる工夫、時期の問題も含めた人の集まる工夫をとってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

過去の人の集まり具合を見ても、当初の質問の中で11月ごろに開催してみてもどうかということで、町のほうでは10月、11月に開催したのが平成11年からの資料なのですけれども、ずっと平成17年ぐらいまでは10月、11月に開催しておりました。

しかしながら、残念ながら一番多いときでも平成11年度の140人で、少ないときには平成13年度の88人というような数字で、この当ても非常に対応に苦慮していたことが伺えます。こうしたことも参考にさせていただいて、人の集まる工夫を再度協議を深めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

なお、議員さんの考え方もございましたら、参考までにお聞かせいただければ大変幸いに思っております。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

〔発言する者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 以上で14番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。

（午前11時51分）

---

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

---

◇ 熊 田 宏 君

○議長（栗崎千代松君） 通告4番、10番、熊田宏君の一般質問を許します。  
10番。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 議場の皆さん並びに傍聴席の皆さん、こんにちは。

まず一般質問に先立ち、2年前の東日本大震災において犠牲になられました方々の御霊に哀悼の意を表させ



ていただきます。そして同じく、いまだに行方不明になっておられる方々の一日も早い発見をご祈念申し上げます。さらには、被災されました皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

この大震災を契機に復興するだけでなく、新たなまちづくりをさせていただくことが生かされた我々の使命であり、犠牲になられた方々の死を意義あるものにするものと確信いたします。私たちのふるさとの復興が、すなわち日本国の民族づくりになると思いますので、その思いを胸に一般質問に入らせていただきます。

同僚議員と重複する点もありますが、私なりに質問させていただきます。

まず1番、大震災以後のまちづくりについて、①災害公営住宅の建設を新たなまちづくりの核とすることにより、復興の起爆剤となり得ると思うがどのような取り組みをしていくのかということでお聞きします。

先ほども申し上げましたが、大震災の発生から2年がたちました。しかし、被災された皆様の生活は発生当時より落ち着きを取り戻しはしましたが、悪化していると申し上げても過言ではないと思います。それは、この後もまだまだ続くことが予想されます。

その例を具体的に申し上げますと、仮設住宅がそうではないでしょうか。厚生労働省は2月25日までに東日本大震災の仮設住宅について、現在は平成25年度末までの3年間となっている入居期間を1年延長し、平成26年度末までの4年間とする方向で検討に入りました。本県は東京電力福島第一原発事故の影響で災害公営住宅の整備が宮城県、岩手県の被災3県の中でおこなわれています。仮設住宅の入居期間の延長は、被災者が仮設住宅を出た後の住居となる災害公営住宅の整備がさきの理由でおこなわれているためであります。

被災3県でこれまでに完成した災害公営住宅は相馬市と、岩手県大船渡市の合計56戸にとどまっております。延長対象の仮設住宅は民間から借り上げているみなし仮設住宅も含めると、愛媛県を除く46都道府県の計11万9,000戸で計約30万人になります。本県で計画されている災害公営住宅は2,800戸ですが、うち建設用地を確保できたのは約1,600戸にとどまっています。これが全国及び県の災害公営住宅整備の現状であります。

さて、ここで本題に入りまして、矢吹町の災害公営住宅整備事業について伺います。

この事業は、東日本大震災により住宅を滅失し、自力での住宅再建が困難な方を支援するため、公的な賃貸住宅の建設を行うものであります。当町では、災害公営住宅整備事業を平成25年度から平成26年度の2カ年で実施予定であり、今定例議会に新年度予算として上程もされております。この事業をどう捉えるかが今後のまちづくりのかなめであります。今まで実施してきた過去の公営住宅整備と同じと捉えるのではなく、新しいまちづくりの大きなきっかけとなる起爆剤と捉えることにより、その波及効果は町の活性化のみならず、人口増加に寄与するものと確信するものであります。

この災害公営住宅整備事業においては、その住宅を散在させるのではなく、ある程度まとめて整備するか、1カ所にまとめることにより、現在の公営住宅のようなコミュニティをつくることができます。ここが重要です。そして、その隣接地に民間の分譲地を配置して、さらに大きい集落をつくってみてはどうでしょうか。既存の建物がある地域ではつくり得ない住みやすい新しいまちをつくることができます。

そして、災害公営住宅整備事業の実際の進め方についてであります。

今、復旧・復興に追われる現在の矢吹町の各課で、さらにこの事業に対応するのは職員の皆さんにかかる負担が増加し容易なものではありません。

実は、この災害公営住宅整備事業は民間業者がかかわることが可能になってまいります。それは福島県議会

の2月定例会において、河沼郡選出の小林議員の一般質問に対し渡辺土木部長の答弁で、敷地提案型買い取り方式の導入を検討していることを明らかにしたからです。敷地提案型買い取り方式とは、民間建設業者などが自社保有の土地等に災害公営住宅を整備し、完成後に県が土地を含めて買い上げるということです。県や自治体が民有地を所有する手間が省ける上に、まとまった広さの土地を確保しやすく整備がスムーズに進むことが期待できます。さらにこれにより整備した災害公営住宅と隣接して民間の住宅分譲をカップリングすることによって、さらに大きな集落をつくることが可能であります。災いを転じて福となすということわざは、震災後よく聞かれるようになりました。まさに今がそのときであります。

ここで、松下幸之助氏の言葉を一つ紹介させていただきます。

1960年の松下幸之助発言集1というやつに載っていますが、水害が起こった。そして一つの町がすっかり流されてしまった。そのお隣の町は何も被害はなかった。こういう場合がたくさんあります。ところが、10年後に流された町がどの程度発展するか、少しも被害のなかった町がどのように発展するかというと、これは大変な違いです。流れた町が例外なしに全部発展しているのです。火災もまたそうです。火災ですっかり消えてしまったところが全部発展している。これも例外なしです。そういう点を見ると、恵まれたと思ったところは実は恵まれていないのですね。悲惨な状態になった町が10年先には数倍の発展をするということは何が原因であるか。私は心の問題だと思います。物質的には何も問題はない。これは復興してやらないといけないぞという人々の心の働きによって変わってくるわけです。これは昔からたくさん実例があります。ということをお聞かせしております。

町長はまさに震災後、復旧だけではなく復興だというふうにおっしゃっておられます。よってこの災害公営住宅の建設に関しどのような姿勢で取り組まれるかお聞きします。

続きまして、②であります。中心市街地復興まちづくり推進事業は、行政、町民が一体となることにより実現可能だと考えるが、その取り組みはということでお聞きします。

本事業は、復興計画に位置づけられた最重点課題の一つになっている事業です。この事業に失敗は許されるものではなく、行政、民間、町民が一体となって取り組むことが求められますので、町長の答弁をお願いいたします。

③東日本大震災から学び天災時に備えたまちづくりのために、各公共施設にいかなる装備をするかが大事であるが、町長の考えはということでお聞きします。

被災地だからこそつくれる災害に強い町、災害に対応できる町をつくると、そのようなまちづくりをすることが求められています。これは、ひいてはこれから予測される各地の地震、天災に備えた自治体のモデルとなり得るでしょう。当町としては各公共施設にいかなる設備をするか、伺わせていただきます。

大きな2番、町民の生活と安心確保についてということでお伺いします。

①積雪時の除雪に関して、多くの町民から近隣市町村に比べ除雪が悪いと不満や苦情が出ています。現状と今後の取り組みを問うということでお聞きします。また、県道については、県にも苦情がたくさん寄せられるということでもあります。町として町民の生命と財産を守るためにこれにどう対応していくか伺います。

②町民の内部被曝の払拭不安の対策は、また、町内医療機関の医療体制の改善をということでお伺いします。

ただいまの町民の皆さんの関心事は除染並びに内部被曝についてがあります。児童・生徒に関してはガラス

バッチによる調査等が行われ、その不安はある程度解消されたというふうに認識しておりますが、しかし今後は町民の方が内部被曝に対する不安を持っている方が多数いらっしゃると思います。その取り組みについて伺います。

大きな3番、教育行政についてですが、教育長にお伺いします。

町内教育施設についてということで、①矢吹小づくり検討委員会の活動と今後の取り組み、他の教育施設への波及効果はということでお聞きします。

学校づくりは自治体の教育のベースづくりであると思います。その一つとして矢吹小づくり検討委員会が始まりました。今後、ほかの小学校または中学校にどのような影響を与えていくのかということでお聞きします。

最後になりますが、②町内小・中学校の学力の現状と、今後の目標並びにその具体的方法について伺うということであります。

全国学力テストについては、1年以上前に教育長に何度か続けて質問させていただきました。そのころは結果は公表しないということでありましたが、1年以上経過しましたので、教育長の心変わりがあって、公表してこういうふうに取り組むという具体的な方法を伺えればありがたいですので、その辺のご答弁、よろしくお願い致します。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。ご答弁の方よろしくお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 10番、熊田議員の質問にお答えいたします。

初めに、災害公営住宅の建設についてのおただしであります。災害公営住宅につきましては、災害で住宅を失い自力の住宅再建が難しい被災者を対象に、国の補助を受けて市町村が整備する住宅であります。住宅が全壊または大規模半壊し、応急仮設住宅及び借り上げ住宅にお住まいの方に対し、昨年10月に今後の住まいに関するアンケート調査を実施した結果、災害公営住宅に入居したいという意見があったことから、今後、町としてさらなる入居者の確認を行うための説明会、アンケート調査を5月ごろに行い、建設戸数の調査を進め災害公営住宅建設に積極的に取り組んでまいります。

また、今後のスケジュールとして、この意向調査に合わせ国による住宅減失戸数の認定査定を5月に受検するとともに、災害公営住宅整備計画を8月までに策定し、建設戸数、構造等の基本設計を行う予定であります。

なお、災害公営住宅の建設については、町外からの避難者及び町内で家を失った方の定住化が図られることによる人口増加に伴う町のにぎわいが戻るなど、震災復興の現時点の整備計画のスケジュールに基づき事務を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中心市街地復興まちづくり推進事業についてのおただしであります。本事業は、町はもちろんのこと商工会や商店街を初めとする商業団体や各商店主、そして町民の皆さんが一丸となって取り組んでこそ初めて達成できる事業であると考えております。町内の各商店会では震災からの復興を図るため、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金を受けて復旧に取り組んでおります。この事業は単なる震災からの復旧だけではなく、復興事業計画を策定し、認定を受け、復興に向けてグループが一丸となって商店街の活性化のためのソフト事業についても取り組む事業で、町内39店舗が参加しております。

取り組み内容としましては、商店会連合会が現在行っている事業、共通商品券の発行、スタンプ事業、軽トラ市、夏祭り等の各種イベントの継続はもとより、新たな事業として、買い物マップの作成、移動手段を持たない高齢者等に対し電話一本で欲しい物を届けるワンストップ事業、さらには食の通り、文化の通りの実現や、歴史的建造物の活用によるにぎわいの創出を計画しており、事業実施に向けて、独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置しました中小企業震災復興原子力災害対策経営支援センター福島の専門家に相談をしているところであります。

また、中心市街地の復興計画を検討するまちづくり合同会議にも商店会連合会の代表が参加し、情報の共有を図るなど危機感を持って取り組んでいるところであります。

町でもこれらの活動を支援すべく中小企業と復旧・復興支援事業補助金として、上乘せ補助をしてきたところでありますが、中心市街地の一日も早い復興に向け、商店会連合会を初め、商工会、中心市街地復興協議会などの関係団体がともに主体性を持って真剣に取り組んでいけるよう誘導してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、天災時に備えた各公共施設への装備についてのおただしであります。東日本大震災から本日でちょうど2年が経過いたしました。このたびの震災は、災害対策本部の運営手法を被害状況の情報収集、避難所の設営、災害関連情報伝達、給水等、ハード、ソフトを問わず、さまざまな面において我が町の防災体制の脆弱さを浮き彫りにした事象でありました。これら課題の解決へ向け、地域防災計画を筆頭に、各種計画の見直しや策定とともに、議員おただしの公共施設における災害への備え、すなわち当時不足していた水、食料、物資の備蓄や、施設の充実化等に取り組みを始めたところであります。

多くの課題解決に向けた取り組みに関しては、以下の4点であります。

第1点目は、飲料水確保についてであります。

100トンの飲料水を確保できる耐震性貯水槽を2基設置いたします。1基は本年末までに文化センター駐車場へ、もう1基については場所は未定であります。来年度末までにそれぞれ設置いたします。これにより生命を維持するのに最低限必要とされる飲料水3リットルで換算すると、全町民の約3日分を確保することが可能となります。この貯水槽を軸にさらなる貯水槽の増設を検討しながら車両による飲料水の配送等の給水対策、加えて、各地区独自の水源確保対策等を調査研究し、発災初期におけるスムーズな救済活動について万全の態勢を図ってまいります。

第2点目は、備蓄体制の強化についてであります。

有事の際の生命維持のための食料や日用品、道路等の応急復旧資材を備蓄する拠点として、来年度役場駐車場敷地に約220平方メートルの備蓄倉庫を建設いたします。これに加え、震災後に既に備蓄スペースとして利用している矢吹中学校体育館、また、間もなく改築が完成する新町集会所にも備蓄スペースを確保するとともに、その他学校、集会所を初めとする各種公共施設において同様の施設整備を図ってまいります。

第3点目は、避難所としての機能強化についてであります。

現在、教育委員会において、特に学校を中心とした教育施設における防災体制の強化を図るべく、矢吹町学校防災計画を策定しているところでありますが、その中で、地域の避難所としての機能強化についても検討がされております。

現在、地域防災計画において避難所として指定されている施設数は十分にあるものの、震災による損壊で当時避難所として使用することのできなかつた施設も若干存在したため、耐震性の工事を図るとともに、避難所として利用しやすい環境も整備してまいります。

さらには、国の補助制度を利用し、震災時において中心的な避難所として利用された矢吹中学校体育館に蓄電池を、また、障害者やひとり暮らし高齢者等のいわゆる災害弱者と位置づけられている方々の避難所拠点として利用された保健福祉センターに太陽光パネル及び蓄電池をそれぞれ整備し、災害時に発生の可能性が高い停電時の電源確保を図り、より一層の災害対応力を強化いたします。

なお、矢吹中学校体育館については今年度中に、保健福祉センターについては来年度中に設置完了の予定であります。また、避難所でないものの災害対策本部の拠点である役場庁舎においても、停電時の活動継続が可能となるよう、同様に太陽光パネル及び蓄電池の整備を検討いたします。

最後に、情報伝達体制の強化についてであります。

昨年8月に行政区長、消防団員等を対象に実施した防災行政無線調子状況のアンケートの結果を分析し、屋外子局の新設やスピーカーの調整を随時行い、難聴地区の解消を目指してまいります。また、屋内でも放送内容が把握できるよう、来年度には放送内容の携帯電話へのメール送信システムを導入するとともに、ジェイアラートシステムからの緊急速報メールへの自動転送システムを構築いたします。加えて、携帯電話をお持ちでない世帯に対しても屋内個別受信機、またはそれに類する手法の導入を検討し、屋外での難聴地区解消とともに、情報伝達体制のより一層の強化を目指してまいります。

以上、これら取り組みとともに、地域防災計画を初め、関係する各種個別計画、またはプランの見直し作業や策定作業を着実に推進し、復興計画における5つの最重点課題の一つである防災体制の再構築を実現してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、積雪時の除雪についてのおたただしですが、ことしは例年にない大雪のため、町道の除雪について町民の皆さんにご迷惑をかけたことにおわびを申し上げます。

町道の除雪につきましては、矢吹町建設協力会と連携し積雪量が15センチメートルを基準として除雪作業に出動する体制をとっており、通学路の除雪を優先に実施しております。除雪作業は、初めに国道、県道、そして幹線道路をつなぐ町道、通学路と順に実施していることから、それぞれ実施地区の作業時間には時間差が生じております。建設協力会に登録している業者の中には国道、県道の除雪作業も行っており、稼働台数に限りもあることから、昼夜に関係なく実施しているところであります。

ことしは例年になく雪が降り続いたことのほか、道路復旧のおくれにより路面が不平整であったことも起因し、例年どおりの除雪ができなかつたため町民にご迷惑をおかけしましたが、今後は天気予報などによる情報収集に努めるとともに、建設協力会との調整を図り、大雪時の対応を図り、町民の安全と安心の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、内部被曝の不安払拭の対策と医療体制の改善についてのおたただしですが、県では県民の放射線に関する健康の不安に対する対策として、平成23年6月から平成24年10月まで9万50人に対しホールボディカウンターによる検査を実施しており、預託実効線量は1ミリシーベルト未満9万24人、1ミリシーベルト14人、2ミリシーベルト10人、3ミリシーベルト2人となっております。

本町では、平成24年6月26日から12月27日までの間、各小・中学校、保健福祉センター等会場に、事故当時において18歳以下の子供と妊婦を対象とし、2,409人が検査を実施いたしました。検査結果といたしましては、全員が1ミリシーベルト未満であり、健康に影響を及ぼす数値ではなく、安心したところであります。

なお、平成25年度からの実施予定のホールボディカウンターによる内部被曝検査につきましては、鈴木隆司議員への答弁と重複いたしますので、詳細については割愛させていただきますが、白河市西白河町村会による広域的な運用を図りながら町民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、町内医療機関の医療体制の改善につきましては、県南地方における人口10万人当たりの医師数が137.9人と全国平均230.4人の59.9%にすぎない中、各病院が医療水準を維持するためにそれぞれの立場で努力をされております。県南地方の救急出動件数を見ます、平成22年度5,305人に対し平成23年度は5,862人と557人の増加となっており、当町においても平成22年度585人、平成23年度716人と131人増加しております。搬送人員の年齢の内訳としましては、65歳以上の高齢者が55%を占めるなど、高齢化社会の中で救急患者は年々増加傾向にあり、今後ますますふえ続けることが予想されます。さらに、県南地方の第2次救急病院の状況については、平成22年度より6医療機関から4医療機関に減少しており、救急病院の負担が増加しております。

このような状況から、白河市西白河町村においては、これら課題の解決のため私的医療機関の中でも救急搬送を受け入れる第2次救急病院に対して、医師の確保の支援をする必要があると判断し、東京医科大学の寄附講座を開設し、医師をあいた病院に派遣し救急医療体制の充実を図るため協議を進めております。

なお、白河病院においても私的第二次救急医療病院であるため、同様の支援をすべく協議を行っております。町といたしましては、これらの取り組みを早期に実現させるとともに、さらなる体制の強化を含め町民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で10番、熊田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 10番、熊田議員の質問にお答えいたします。

矢吹小づくり検討委員会の活動と今後の取り組み、他の教育施設への波及効果についてのおただしであります。矢吹小学校の改修計画につきましては、平成24年6月に文部科学省の事業でありますスーパーエコスクール実証事業の採択を受け、平成24年7月に矢吹小づくり検討委員会を設置し検討を行ってきたところであります。

矢吹小づくり検討委員会の活動についてであります。平成24年7月から平成25年2月までに5回の検討委員会を開催し、視察研修を行うとともに、目指す学校像と計画目標、教育施設機能の質的向上、エコスクール、防災拠点の検討を行っております。矢吹小学校の子供たちのために、よりよい学校づくりができるよう検討委員会以外にもワークショップや教職員意見交換会を開催し、また、温度や湿度、照度測定を行い、検討材料としております。この3月に6回目の検討委員会を開催し、基本計画を取りまとめ文部科学省へ提出することとなります。

今後の取り組みについてであります。矢吹小づくり検討委員会はスーパーエコスクール実証事業のために

設置いたしました。今後も検討委員会を継続し、平成25年度以降の実施設計や工事につきましても検討を行ってまいります。

整備の内容といたしましては、太陽光や風力発電、蓄電池、外断熱、照明器具のLED化、備蓄倉庫などの整備が考えられます。環境教育の一環として教職員や子供たちにも参画していただきながら、実施設計や工事を進めてまいりたいと考えております。

他の教育施設への波及効果についてであります。ゼロエネルギーを目指したスーパーエコスクールとするための調査や検討の方法、今後行う実施設計や工事の手法については、町内の学校施設はもちろんのこと、国内の学校施設のお手本になると思っており、そうなるように今後も取り組んでまいりたいと考えております。

全国で3つの自治体しか取り組んでいないスーパーエコスクール実証事業に取り組み、検討したこと、矢吹小学校以外の町内学校施設にも生かしていきたいと考えております。

次に、町内小・中学校の学力の現状と、今後の目標並びにその具体的方法についてのおたただしですが、まず小学校5年生と中学2年生を対象とした学力テストの結果についてですが、この学力テストは平成24年11月に実施され、平成25年1月28日に県教育委員会から結果が発表されたものであります。

小学5年生は国語、算数、理科の3教科、中学2年生は国語、数学、英語の3教科が実施され、福島県は平均正答率で小・中学校とも国語で全国平均を上回り、算数、数学が全国平均を下回り、理科、英語は全国平均をやや上回ったとの報道でありました。

矢吹町の結果は、小学5年生は平均正答率で3教科とも全国平均を上回っておりますが、中学2年生は3教科とも全国平均を若干下回っております。このような状況を踏まえ、今後の目標は小学校のさらなる学習能力の向上と、中学校では全国並びに県平均に追いつき追い越せるような、7割近い正答率が得られるように対策を実施してまいります。

具体的には、まず児童・生徒の意識改革を求めてまいります。これは学校だけではできませんので、保護者の協力を求めながら、テレビの視聴時間、ゲームの時間を決めること及びパソコン、スマホ、携帯電話などによる有害サイト、有害アプリへの接続をしないような指導をして、家庭学習の習慣の定着を一層図ります。

また、夏季講習会を継続して実施してまいります。平成25年度は小学校6年生の学級編成の工夫をし、より充実した内容で実施します。中学校3年生は受験に直結する学習形態を考えてまいります。

次に、教職員の研修を充実させます。確かな学力を身につけさせるために全校を上げて組織的に継続的に事業の充実を図り、特に応用力を育成してまいります。

また、今年度より議会の皆様のご理解をいただき配置していただきました指導主事をフル活用してまいります。今年度は、各学期に私と指導主事が幼・保、小・中学校、児童クラブ等の訪問を行い、子供たちの実態をより間近で把握するとともに、教職員の授業を参観し、指導助言等を進めてきております。このことにより、教材研究や授業の進め方に若干違いが出てきておりますので、今後も引き続き継続して指導してまいります。

さらに支援を要する子供たちへのきめ細かな教育のために、各学校への支援員の配置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの有効活用を図ります。スクールカウンセラーは、各学校で児童・生徒のカウンセリングを初め、保護者のカウンセリングを実施し、児童・生徒の心の安定を図ります。このことが学力向上に大きく関係してきます。

本町の子供たちの中には恵まれない環境の中で生活をし、学校へ登校している児童・生徒がおります。それらの子を支援するために、平成23年度より県より配置をいただいているスクールソーシャルワーカーを平成25年度も配置し、保健福祉課を初め、子供を取り巻く各関係機関との連携を図りながら、子供たち一人一人の具体的な問題とその対応のあり方について検討して、子供、保護者の支援と教職員のサポートに努めてまいります。

なお、学力テストの結果の公表につきましては、以前にもご答弁申し上げましたことと同様でございまして、町の結果並びに学校ごとの結果の公表につきましては控えさせていただきたいと存じます。

今後とも学力向上を目指して、鋭意力を傾注してまいりますので、ご理解とご協力、よろしくお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（熊田 宏君） 一般行政に関しまして、2点だけ再質問させていただきます。

1点目ですが、災害公営住宅の建設につきまして、先ほど県の敷地提案型買い取り方式についてお話しさせていただきました。現在、まだ8月になってみないと戸数や設計までもできないという段階であります。敷地提案型買い取り方式について現時点で町長としてはどうお考えかお伺いします。

2点目ですが、中心市街地復興まちづくり推進事業についてであります。いろいろソフト面の提案がありました。実際にお客様が行かれるときには車で行くことが多いと思いますので、駐車場をしっかりと整備するか、今、震災で歯抜けになっていますので、駐車場をしっかりと確保するか、またはお店をセットバックして駐車スペースをつくるか、いかにしても車に対する対応が大事だと思いますので、その辺のことをどうお考えか質問させていただきます。よろしくお伺いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、10番、熊田議員の再質問にお答えさせていただきます。

2点ございました災害公営住宅で、県の敷地買い取り型、現時点でどう町長は考えるのかと、また、中心市街地でソフト、ハード面で駐車場をしっかりと確保していただき、さらには建物をセットバックしてまでも駐車場確保をするのかというような質問内容だったと思います。

1点目の災害公営住宅については、町のほうで現在どうした形で災害公営住宅を建設するかということについて検討しております。2つほど検討材料ということで挙がっているのですが、特に災害の被災の程度の高い中心市街地の更地になっている部分、この部分について災害公営住宅の建設、さらには町道のバランスよい発展のために矢吹のみならず、三神、中畑地区に町有地を含めてそうしたところに災害公営住宅を建てるかというようなことで検討しておりまして、当然、そこに地主が存在すれば敷地買い取り型ということで、国の全額補助を受けながら災害公営住宅の建設ということも出てくると思われま。

なお、詳しい内容等については、今の時点ではまとまっておりません。第一段階、第二段階ということで、



年度を追って今後の調査、さらには国からのアドバイスも受けながら災害公営住宅の建設については積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

現時点でどういう形を考えているか詳しい内容等については、都市建設課長のほうから説明させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

中心市街地の復興計画の中で駐車場、さらには建物のセットバック、これについては同じような関連する形で考えていかなければならないというふうに思ひております。

昨年の11月に地権者住民説明会という形で旧奥州街道、田町・大池線、石川街道ということで、今考えている復興道路の関連についての説明会を開催させていただきました。その中でも、今、熊田議員がおただしのとおり、駐車場をしっかりと確保していこうと、緑地を確保していこう、ミニ公園を確保していこう、もちろん歩道も確保していこうというようなこと、それに伴ひまして、今更地になっている場所については、今後、自力再建ということで、商店主または住まいをお持ちの方については建物を再建していくのだろうと思ひますが、そうした方については、当然、セットバックの協力要請についても説明会の中できちっと説明してありますので、そうしたことを今後は地区住民の方に再度説明を申し上げながら協力を仰いでいって、復興道路の早期着手、早期完成を目指して頑張っていきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上答弁申し上げ、再質問に対するお答へとさせていただきますというふうに思ひます。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

都市建設課長、藤田豊君。

〔都市建設課長 藤田 豊君登壇〕

○都市建設課長（藤田 豊君） それでは、10番、熊田議員の質問にお答へいたします。

まず、今、敷地買取り制度とかのお話が出たのですが、実は今、町長も申したとおり、5月に国の災害査定というのをまず受けまして、それで戸数が確定いたします。その後に建設場所、具体的に言えば、町長も今申したとおり、地域の問題も含めて、どこの地域にどれだけのものを建てるかとか、そういう数の問題やら、あと構造の問題があります。3階建てとか2階建てとか1戸建てとかがありますが、それ等についてもこれから今現在具体的な計画は持ち合わせておりませんが、アンケート調査とかそういうものも含めて被災した方々のある程度の意向も考慮しながらその辺の場所の問題やら、戸数、あるいは建物の構造等の検討を進めてまいりたいということで進めているような状況でございます。

あともう1点、復興道路のおただしとかご質問なのですが、確かに今再建しようとする方々が具体的に相談に来ております。石川線沿いとかそういうところに店舗とか、店舗の具体的な建設をしたいなという方が大きい店舗なのですが、大きいとかすごく大きいのではないのですが、敷地を利用した2,000平米程度の敷地を利用した商店をつくりたいなというご相談も来ていたのですが、そういうときには、今確かに申したとおり駐車場の問題、歩道の問題等がありますので、復興道路に合わせたような形でセットバックをしていただいた商店の建設をしてほしいということで申し出をしております。

それで、その間、空けておいて砂利道にしておきませんので、重要な施設は建設しないで道路沿線はなるべく重要施設を建設しないような形での商店、むしろ再建の住宅を建ててほしいということでの申し出をしてお

ります。

あとは、既に建てた方で、既にセットバックをしていただいて建てた方も現実におりますので、今後とも後で手戻り等が生じないような形で町民の皆さんにはご協力の方、お願いをしながら復興道路の建設に努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

10番。

○10番（熊田 宏君） 最後に1点だけ質問させていただきます。

災害公営住宅もそうですが、そして中心市街地復興計画もそうですが、まさに復興道路、都市計画道路含めて1000年に一度のチャンスを得たというまちづくりのチャンスだと思います。

これから整備していく町は500年、1000年と残っていくかもしれませんので、当時の野崎町長がやったことはこうなった。そのおかげでこういう町ができたという歴史に名を残すか、汚名を残すか、大切な場面でありますので、震災後のまちづくりに対する町長の意気込みを今一度伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、熊田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

常日ごろから話をさせていただいております今回の被災については、本当に住民の皆様が困っている。しかしながら、町を抜本的につくり変えるそうしたチャンスでもあるだろうと、言葉については多少御幣があるものの、そういう見方もできるというふうに私も思っております。

今回、町をつくり変えるぐらいの大きなチャンスだろうというような受けとめ方のもとに、町では復興計画を策定し、また、この復興計画の素案づくりのためには多くの住民の方の意見をいただきたいということで、商工会の皆さん、まちづくり復興協議会の皆さん、職員の皆さん、そしてそれをコーディネートする東京大学生産技術研究所の皆さん、多くの住民、多くの専門的な知見を持った方々の力をかりながら、また、議員の皆様方の力添えを得ながら、そして一緒になってこの新生矢吹町をつくっていきたくとそのように考えておりますので、私の決意の一端を強く述べさせていただきながら答弁とさせていただきますというふうに思っております。

今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（栗崎千代松君） 以上で10番、熊田宏君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◇ 安 井 敬 博 君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告5番、1番、安井敬博君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。また、傍聴席にお集まりの町民の皆様方には大変

ご苦労さまです。

東日本大震災の発生3月11日から、同じ本日で11日ということで2年がたちました。改めまして、犠牲になられた方、そしていまだに復興の途上にある皆様方に、お見舞いを申し上げたいと思います。

本日は、大震災に関することで除染など、また、これからのまちづくり等に関して3点ほど質問をさせていただきたいと思います。同僚議員との質問と项目的に同じようなところもありますが、私なりの視点で質問させていただきたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

まず、一般行政に関しましての質問です。

1点目として、今、柿の内地区除染事業が進められております。

ここで本格的実施に先立ちまして、既に2カ所でモデル除染ということで、2カ所のご家庭の敷地内を除染する作業が始まっております。3月1日に私も同僚議員と一緒にこの場所を視察してまいりました。その場所の視察とともに、除染されて出てくる汚染土壌、それから枝打ちをした木など、そういった汚染した物質の仮置き場として搬入が予定されている場所、そこも見てまいりました。同じ柿の内地区に建設予定ということで議会でも予算の承認を得て進められているところでしたが、この場所3月1日現在、測量の実施の跡はありましたが、いまだに造成はされておられません。そして、立ち木の伐採もされておらず、これではモデル除染が始まっても、いつまでたってもこの汚染した物質が搬入されないのではないかという心配があります。この汚染された物質、今袋に詰められてこのお宅の庭先に山積みになっている状態です。この状態では除染をする前に比べて、汚染された土壌を集めているわけですから、空間線量も除染前よりも上がってしまっているという状況にあります。住民への追加被曝線量を下げるとして実施されているものが、このままでは余計に追加の被曝をすることになってしまいます。

仮置き場の建設が間に合わないという状況の中、仮置き場、この住宅から一旦運び出す場所も必要なのではないかということも考えましたところ、その仮置き場の場所を視察しましたところ、仮置き場が建設されている予定地と向かい側の敷地のほうにも測量の跡がありました。そこでこれは何だろうということて該当する地権者の方とお話ししましたところ、町からも仮置き場に使いたいというようなことで話が来たということてこの日に伺いました。

先ほどからもお話ししていますとおり、この仮置き場が決まらなると追加被曝がどんどん進んでしまいます。この見通しは一体どうなっているのか、仮置き場、仮置き場が建設されるということも私たち議員に対しても何も知らされておらず、こういった経緯はどういうところから来ているのか、また、これらに伴う追加費用が発生した場合には、町の持ち出しはどうなるのか、それとも国や県からはこの費用が担保されるのか、このような状況、町としてもいろいろと人員の不足の問題ですとか、それから先ほどから同僚議員からの質問にもありましたとおり、業者のほうの手配、資材等の手配が進まないのということもありましたけれども、このような状況をこのまま放っておくのかどうかということなども含めまして、町のお考えを伺いたいと思います。

続きまして、第2点、一般行政についての質問です。

これも先ほどから同僚議員の中からも出ております除雪対策についてということです。

ことは成人式当日の日に大変な大雪が降ったということで、町民の方の記憶の中にもそのことは残っているかと思いますが。そのようなこともあり、その後も一週間たってからまた雪が降りました。こういったことで

多くの住民から道路の除雪に関して提案ですとか、苦情ですとかが寄せられております。また、直接ではないにしてもあぶくま時報にもこのような意見の投書が掲載されておりました。

交通量の多い主要道路では当然先ほどの町長のご答弁にもありましており、建設協力会とも協力しまして大きな道路から順次除雪は進められているということでありましたが、この交通量が多いところではないところ、住宅地内の生活道路や自転車通学の学生が通る場所、県道や国道などの歩道に関しては除雪がされておられません。このような状況で、学生さんは自転車を降りて車道に出て歩かなくてははいけない。また、お年寄りなども車道に出て歩いているという状況が見受けられました。また、当町ではないですが1月15日の早朝には二本松市内で、大雪により国道の車道を歩いていたお年寄りが亡くなるという事故も起きています。また、転倒されてけがをされた方というのも町内初め、あちこちで私も直接知っております。

このような除雪対策、細かいところまでの除雪対策です。そういったことについては、現状としてどう考えているのか、今後の対策としてはどう考えているのかをお伺いしたいと思います。

続きまして、教育行政に関してです。

これはまちづくりへの子供の参画についてということで質問をさせていただきます。

昨年開かれたこども議会がきっかけとなりまして、来年度は、ブリティッシュヒルズでの6年生の宿泊での語学研修、そしてここ5年生と書いてありますけれども訂正させていただきます。中学1年生の日帰りでの語学研修が新たに加わることになりました。これは大変教育面からもよいということでもありますし、子供の社会参画という観点でも、このこども議会がきっかけになって町政を動かしたということで、大変すばらしいことだと考えております。

このような中、原発事故という未曾有の経験をした子供たちの中には、この震災の影響で自分たちの将来を心配したり、これから矢吹、そして福島、ここに大好きだから住んでいきたい。将来自分たちがこの除染や何かで役に立てばいいということで志を持っている子供たちも多くいます。実際にあちこちのワークショップや集会などに行きますとこういった声も聞かれました。

実際、先日、相馬高校の放送部が制作した演劇「今伝えたいこと（仮）」という、これは福島のテレビでも昨年放送されました。実際に舞台をやられたのは宮城県ですとか東京でやられているのです。なぜか福島県内では、周りの声とかそういったものを気にしてなかなかできなかったということですが、先月これが南相馬市で開催されました。こういったところで、実際にこの演劇をされた女子高生の方や先生の方ともお話を伺うことができ、この将来に対する不安の声やまた提案のようなことも聞かれました。

まちづくりの矢吹町復興計画の中でも未来を担う子供たちへの育成ということがうたわれておりますし、本日の冒頭の町長の答弁の中でも、未来を担う子供たちへ活力ある矢吹町を引き継いでいく責任があるということをおっしゃられております。

このような観点からも、やはり震災を経験した子供たちの声をまちづくりに生かしていく機会、こども議会だけではなく、これをもっと発展させた子供のまちづくりなどのワークショップを開催する。こういったことが重要ではないかと考えております。

実際に、車座会議でも高校生の意見が出ました。そういったものが反映されております。こういったものを一歩進めまして、実は、1989年に国連子どもの権利条約というものが採択されて、子供たちが社会づくりへ参

画できるようなことを進めていこう、子供たちの権利を奪わないようにしようということの条約が採択され、我が国も批准しております。

そして、2011年現在では、子供のまちづくりへの参画条例として26の市町村でこういった条例が制定され、また、個別の教育ですとか、まちづくりですとか、そういったものへの意見表明や参画の機会という個別条例も含めると100近くになっております。矢吹町もこのブリティッシュヒルズの研修の開催、こういったものをもう一步進めまして、ぜひ子供の権利、保護、そして社会参画への機会を拡充すること、こういったものをどう町としては考えているか、町長、そして教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上、3点についてご答弁をよろしくお願いたします。

○議長（栗崎千代松君） ここで暫時休議いたします。

（午後 1時58分）

---

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

---

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、柿の内地区の除染事業の計画と進捗、今後の見通しについてのおただしであります。柿の内地区の住宅地等の除染計画につきましては、8月7日の地区住民を対象とした説明会を初回に、町主催、行政区主催、合わせて4回開催し、9月15日の説明会において、区としての仮置き場の候補地が決定し、11月1日から仮置き場の測量設計、各家庭敷地内の空間放射線量の測定、同意書の取りまとめを順次実施してまいりました。

1月31日に柿の内行政区から推薦をいただきましたモデル除染2戸の除染業務の発注を行い、境町地内の1戸につきましては完了し、残る本郷町地内の1戸についても除染作業を行っております。

モデル除染により排出された汚染土壌等につきましては、当初、南町地内に建設を予定している仮置き場への搬入を予定しておりましたが、仮置き場内からの排水ルートを選定や設計書の作成に時間を要したことから、造成工事の契約が2月15日となり、現段階では搬入が困難な状況にあります。

こうした中、住宅地への影響を最小限にするため一日も早く地域住民の放射線に対する不安を取り除き、住宅地の除染を進めるために、仮置き場の近くに一時的に集積する場所、いわゆる仮仮置き場を設け、モデル除染や今後実施する本格除染により排出される汚染土壌等を住宅敷地内から撤去する計画を立てております。

なお、これらに要する費用につきましては、全額国からの交付金により対応できることとなっております。今後とも地域の皆様のご協力とご理解のもと、引き続きの仮置き場の設置、そして住宅地等の面的除染の着手に努めてまいります。

なお、仮仮置き場の設置についての経緯については、町民生活課長に答弁させますので、ご理解とご協力を

お願いいたします。

次に、除雪対策についてのおただしであります。初めに、町民の皆様及び議員の皆様ですが、自宅付近の道路の除雪についてご協力をいただき、感謝申し上げます。

熊田議員に答弁したとおり、町道の除雪については、矢吹町建設協力会と連携し、積雪量が15センチメートルを基準として除雪作業に出動する体制をとっており、通学路の除雪を優先に実施しているところであります。

除雪作業は、初めに国道、県道、そして幹線道路をつなぐ町道、そして通学路という順に実施していることから、それぞれ実施地区の作業時間には時間差が生じております。建設協力会に登録している業者の中には、国道、県道の除雪作業も行っており、稼働台数に限りもあることから昼夜に関係なく実施しているところであります。しかしながら、国道、県道では歩道を除雪しないことから、通りが頻繁な通学路、学校周辺の歩道については町が実施しているところであり、今後は国や県に対し歩道の除雪実施に向けた働きかけを行い、利用者の安全性の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、まちづくりへの子供の参画についてのおただしであります。まちづくり等に子供たちも参加し計画にかかわっていくことは、非常に大切なことであると考えております。

町では、これまでも教育委員会によるこども議会の開催や、中心市街地の復興に関して中学生のアンケート調査を実施し、こども議会では小学6年生の交流会の開催、その交流会から発展したブリティッシュヒルズでの外国語活動を実施、街路灯の整備、駅コミュニティプラザの防犯カメラの設置、海外への不要学用品等の支援と、子供たちの意見を取り入れるよう努めてまいりました。

私も先日開催された第1回矢吹町復興まちづくり車座会議に出席し、ワークショップに参加していた小・中・高校生の活動状況を見てまいりましたが、参加した小・中・高校生は真剣に活動し、自分の意見も積極的に発言しており、頼もしく感じてきました。子供たちがまちづくりの計画等に参加し、自分たちの意見等が実際に実現していくことにより、子供たちの社会的適任の自覚、自己肯定感の育成等の教育面だけではなく、子供たちが主体的に社会にかかわることで、町の活性化にもつながるものと考えております。

今後も子供たちが事業計画等に参加できる機会を提供していけるよう教育委員会と協議してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で1番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町民生活課長、会田光一君。

〔町民生活課長 会田光一君登壇〕

○町民生活課長（会田光一君） 1番、安井議員の仮置き場設置の経緯について答弁をさせていただきます。

仮置き場につきましては、当初設置について予定はございませんでした。ご承知のように、本来除染につきましては、仮置き場を設置、決定、造成後に面的除染を実施する。これが一番望ましい姿ではあります。当町といたしましてもこのような観点から当初計画をしてまいりました。しかしながら、仮置き場設置に至る経緯、あるいは仮置き場決定後の町内の排水ルートを選定、あるいは設計上の問題等々ございまして、町長が申しあげましたように、仮置き場の造成工事の発注が2月15日にまできてしまった。

そういったことを踏まえまして、町としましては柿の内地域に住んでいらっしゃる方々の一日も早い放射能

被害からの克服、低減を目指すために、仮置き場ができていなくても何とかして除染を進めて、地域の方々の健康被害から守ってまいりたい。このような考え方から仮置き場というものを考えてきたわけであります。

この件につきましては、議員の皆様方にも仮置き場を設置する旨のお話を申し上げてきたというふうに私は認識、理解をいたしておりますけれども、この仮置き場の関係につきましては、今現在、安井議員からもおただしがありましたけれども、地権者の方々とお話を申し上げまして内諾を得ました。内諾を踏まえまして、現在は、しからば仮置き場の必要な面積のあるいはその整備、これらについて今調査、検討いたしております。

こういったことを踏まえまして、モデル除染によって発生をしました汚染土壌等につきましては、できるだけ早く、当課としましては4月には仮置き場のほうに集積保管をしたいこのように考えておりますので、ご理解の方お願いをいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 1番、安井議員の質問にお答えいたします。

まちづくりへの子供たちの参画についてのおただしであります。まちづくりに未来を担う子供たちが参加し計画にかかわっていくことは、大変重要で貴重な体験をすることになります。子供たちが社会の一員としての自覚や責任を実感することができる貴重な機会になると考えます。

町でも、議員の皆様のご支援を得まして、こども議会を開催しておりますが、これは社会科の生きた学習の機会を提供するとともに、子供たちが自分の住む矢吹町の現状を捉え、将来像を考える機会となることを目的としております。こども議会において、一般質問、要望のあった実施可能な事項については、関係各課の協力により、できるだけ早急に実現するようにして、子供たちが達成感を感じられるようにしております。

また、今年度は、矢吹町中心市街地復興まちづくりプロジェクトチームによる中学生へのアンケートの実施や、2月17日に開催された矢吹町復興まちづくり合同会議主催の第1回矢吹町復興まちづくり車座会議のワークショップへの小・中学生の参加など、子供たちの意見を反映する機会を設けていただきました。さらに、矢吹小づくり検討委員会のワークショップにおいても、子供たちの参画について提案があり、矢吹小大規模改修においては、今後、設計から工事施工まで子供たちの意見を取り入れていくことにしております。今後も子供たちが各種事業等の計画に参画できる機会をふやしていけるよう関係各課と協議してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

ただいま3点について再質問をさせていただきます。

まず、柿の内の除染の進捗についてなのですが、この排水の問題というのがあって、それだけではないでしょうけれども、これが主な理由として今のご答弁で感じられたのですが、排水の問題というのはあの地

形を見ると、その決定段階でわからなかったのかというのは甚だ私から見ると疑問なところがあります。

また、その排水の問題も具体的にどのような今支障があって、排水路を設けるためにはどのようなことを考えなければいけない、そのためにはどれだけの期間がかかるのか、そういったことについても詳しくご答弁を願いたいと思います。

また、こういったものをチェックする体制として、同僚議員からも指摘、提案があったように、やはり町の職員の不足というものが考えられるのではないかという懸念も私は持っておりますし、実際、この町民生活課というところは家裁の関係ですとか、町民のいろいろな生活に関するに要望、ごみの処理ですとか、そういったものに関して大変な仕事の量があって、この中でまたこの震災後の除染の作業というものが加わっている。こういったものは果たしてやり切れるのかどうかということなのです。

先ほどからのご答弁の中では、この県や国の職員の補助も、増援も受けてということですが、こういったことだけで本当にできるのかどうか、具体的にはどれぐらいの増員が見込まれるのかどうか、また、ここはやはり除染に関しては専門の部署を設けるべきではないか、こういったことも改めてお考えをお聞きしたいと思います。

また、第2点目、除雪についてですが、これはもちろんいろいろと建設協力会、それから町の規定もあって進められているということはわかります。ただ、やはりそれだけでは細かいところには行き届かないのではないかと感じております。

そこで、提案的なことも含めてお話をさせていただきたいのですが、例えば、行政区単位、またもっと小さな区単位に対して、トラクターの後に付けるようなアタッチメント、こういったものを中古ですとか、新品とかでもそんなにしないと思います。20万円、30万円ぐらいで購入できるもの。または小さな除雪機です。商店なんかではそういったものを購入してお店の前を除雪されているところも見受けられました。そういったものを購入して地域に委託するという形なども考えられるのではないかと思います。かえって地域に委託することによってきめ細かな除雪もできるのではないかと感じております。

また、15センチの基準で出動するということですが、15センチという一律の基準だけではなく、ことしのように寒波が訪れるそういったところでは、例え雪が上がったとしても雪が解けづらい。それからもちろん町のほうでも把握しているとは思いますが、阿武隈道の高架橋の下などそういったところはアイスバーン状態、つるつるの状態になっています。ここは幾ら15センチ降って、除雪が進められても1週間、2週間ずっとそのような危険な状態が残っているというところがあります。こういったところもきちんと把握していただいて、もし大きなところでは手が回らない。当然手が回らないのではないかと思います。町の復興に関しても建設協力会の方々、建設関係、道路関係の施工にも携わっておりますからなかなかそこまで手が回らない。であれば、地域に委託して小さな規模で小回りのきく除雪をやっていく、こういったことも検討されてはいかがかなと思います、ご提案としてお考えを伺いたいと思います。

また、まちづくりへの子供の参画ということですが、これはぜひ進めていただきたいと思います。前向きに進めていただけるということです。ただ、これは震災だけのことではなくて1989年の国連の子どもの権利条約以降、なかなかこの日本の中でもこういった条約が批准されているということも余り知られていない。だから、そういった中でも矢吹町はこういったワークショップも進められたりとか、こども議会で進められているいろいろ



なことが実現しているということで、このワークショップだけではなくて、もっと定期的に毎年毎年の制度として子供がいろいろな町の課題、子供だからこそのわかることがあると思います。除雪に関しても普段通っている通学路だからわかる。それからこの道路が壊れているなんていうのも、震災の影響でどこが壊れていて危ない何ていうのも子供目線だからわかるということがあると思います。

また、まちづくりだけではなくて、いじめの問題ですとか、いろいろな子供の権利を守ることについても子供たちでそういったことを話し合う機会、こういったものも先進的自治体もあると思います。千葉市などではこういったものを毎年子供たちを募集して、年間8回ぐらいのワークショップを開催して一つのテーマについて話し合ってもらおう。それがまちづくりにも生かされていると聞いています。こういったものもぜひ研究していただきたいなと思います。その辺の一步進めることについてのお考えについてもお聞かせ願いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 安井議員の再質問に対し答弁させていただきたいと思います。

柿の内の除染、さらには除雪、また、子供のまちづくりの参加、3点についてのご質問がございました。

まず1点目の柿の内の除染について排水の問題等があったと、これについては当初から想定することができなかったのかというようなご質問、さらには町の職員の不足も背景にはあったのではないのかというようなご質問、それらについて私も同じような感覚を持っております。

排水の問題等については、これについては設計の段階ではなかなか見通せなかった。これらについては、今回の震災、そしてまた除染ということでの仮置き場の設置、想定外のことでもございまして、まさしく初めての経験でございました。マニュアルもなくでどういうふうな手順、どういうふうな手法で仮置き場を設置するのかというようなことについて職員の数の問題も含めて、また計画するほうの知識不足も手伝ったのではないのかというふうに思っております。

そうしたことで町の職員の不足というものも考えられるのではないのかということについても、これについても平成23年度より町職員の体制のあり方についても十分に協議を深めてきて、対応はとってきたつもりでございます。

昨年、町民生活課に先ほども答弁させていただいたように、除染対策室ということで、課の中でも特化したそういう体制を構築させていただきました。さらに今後は除染のスムーズな運営というものをしていきたい。そして、住民のいち早い安全・安心な環境づくりをしたいということで、さらに限られた職員の数ではございますが、除染の対策ということで、それに対応できるそういう技術系の町のプロパーの職員の配置についても予定をさせていただいておりますし、またさらには、国、県、東電に対して職員の技術的な支援をいただける、そのような要望活動をしていきたいということで、数についてはまだ正式には決まっておりますが、今後、具体的にどのぐらいの人数が町に対して支援いただけるかということを具体的に協議を深めていくということで、先日も私のほうで東電、国に対して要望してまいりましたので、この後は事務レベルでの話し合いになる

ということで考えております。

いずれにしても、この除染については、町の復興は除染なくして復興なしというような位置づけをしておりまして、喫緊かつ重要な課題でもございますので、そのような課題解決に向けて努力をさせていただきたいというふうに思っております。

除雪については、今回の大雪に対する対応について皆様にご迷惑をしたことについては、再々におわびをさせていただいております。確かに建設協会の対応だけでは難しいのかなというふうに思っております。それだけにことしの雪は想定を超える範囲の雪でございました。気象情報の確認、大型寒波の予測も含めて、そうした見通しというものについても十分今後は協議を深めていかなければならないというふうに思っておりますし、さらに今回さまざまな課題が浮き彫りになってきましたので、それらの対策について十分町として対応をしてみたいというふうに考えております。

なお、安井議員からご提案がありました行政区へ、さらには民間へのアウトソーシング、そうした点についても、さらには小型除雪機、さらには農業用トラクターの利活用、そうした点についてもどうした形で組織化、さらにはご支援をいただけるか、そうしたことについても協議を深める対象としていきたいとそうように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3点目の子供の参画については、私もこの子供の視点、目線というものは非常に大切だということを就任以来感じてまいりました。そのためにもさまざまな子供がまちづくりに参画できるような、そのような仕掛けづくりをさせていただいております。

例えば、小学校に出向いてまちづくりと一緒に考えたというようなことを善郷小学校でさせてきていただいたり、さらにはこども議会についても震災前から開催をさせていただいております。そうした有益な考え方については、子供の目線から町の事業として取り込んでいきたいということで、先ほどもさまざまな子供の意見に伴って、事業として盛り込んだ事業もございまして、今後もこの震災も含めて、今後におきましても安井議員のおただしのように、子供の権利、社会参加、そうしたものについて積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、この後もさまざまなご意見、お考えを町のほうにお示ししていただくことを切にお願いをしながら、再質問に対する答弁とさせていただきたいと思ひます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 安井議員の再質問にお答え申し上げます。

いじめの問題や、その他子供の権利等に関してもいろいろな機会を見つけて子供の意見等を反映させることが大事ではないかというおただしでもございましたが、私もそのように思ひます。

それで、これまで例えば町におけるこども議会もそうですが、7月下旬には子供国会というのが参議院でございました。そこにも小学生を県代表として、矢吹町からしかその立候補がなかったということで、結局、矢吹町から県代表として10名ほど派遣することができまして、実際に参議院へ行って、本会議やら委員会活動などに子供たちは積極的に自分の意見を述べていくことができた。そういうようないろいろな機会があれば機会を見つけて、自分の意見を述べたり、また多くの意見を聞いたりして、みずからの力としていけるように今

後もしていきたいと思います。

また、町におけるあるいは地域における、学校における、このいろいろな問題、あるいはいろいろな場面で、子供たちがみずからの学校や地域のよりよい発展にみずからかかわっていくことができる。そういう場があれば教育委員会としても積極的にかかわっていけるように働きかけをしてまいりたい。

そしてまた、教育委員会自身の事業であれば、そういうことに子供たちの意見も取り入れていけるような場をつくっていきたいと考えております。今後ともよろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

1 番。

○1 番（安井敬博君） 除染について再々質問させていただきます。

町長としてもその仮置き場の排水の問題等同じように感じられたということですが、結局、設計がうまくいかなかった、わからなかったというお話を町民生活課長からも聞いておりますが、この業者、記憶するところによりますと新規参入の業者であったと思います。そして、入札価格もほかの業者よりもちょっと低いような価格でされている。新規の業者が本当にできるのかどうかということもきちんと考慮されていたのか、そういったことも今後必要なのではないかと思います。ここをただすというよりもこういったことをしっかりとやっていただいでくださいということをお願いしたいと思います。

また、実際にこのご回答では仮置き場がいつできるのかがまだよくわかりません。ここはこの場で示していただきたいところですが、一刻も早くわかり次第具体的な計画、今もう課題はわかっているわけですから、排水量の問題ということで、いつできるのかこの見通しを早くさせていただいて、地元のほうにも示していただきたい。また、4区赤沢、五本松のほうの除染も9月にならないとできないということですが、それではやはりおそいのではないかと思います。こういった今の課題も盛り込めばもっと早くできると私は考えますが、その辺りのことも含めて、今後の意気込み等をお聞かせ願いたいと思います。

また、除雪の問題、ぜひその地元のほうのきめ細かな意見の活用とか、地元の方の活用も考えていただきたい。これはぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

子供の目線での参画ということですが、これも子供だけではなくて、いろいろな面で言えると思います。除雪の問題、除染の問題、また、お年寄りならお年寄りの抱える問題、交通弱者の抱える問題、こういったものも反映させるような、個別のテーマを持ってやっていけば、先ほど来の同僚議員からの質問にもありましたような町政懇談会のほうに人が集まらないというようなことも少なくなるのではないかと考えております。きちんとテーマを事前に明確にして懇談会を開催する、そういったことも必要ではないかと思っております。ぜひ、その辺の意気込み等についてもお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 安井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

1 点目の除染、先ほど排水の点について問題があるようなそういう限定した発言をさせていただきましたが、

これについては、先ほど来説明しているように、さまざまな要因が重なり合っております。これについては安井議員も既にご承知のとおりだというふうに思っております。ただ、今ほどの業者の適性についてのさらなる質問がございましたが、これについては適正に行われているということをお願いしたいというふうに思っております。

なお、その詳しい内容等については、仮置き場がいつできるのかを含めて、町民生活課長より答弁をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、平成25年度の面的除染ということで、4区赤沢、五本松、いわゆるJR東北線の西側を予定しておりますが、こうしたことについては9月秋ということではなくて、できるだけ早い時期に着手すべきだということについては、私たちも十分そうしたことについては認識しておりますので、そうしたことが可能となるよう最大限の努力をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

除雪については、地元の方たち行政区、さらには農家の方たちも含めて、またはボランティアの方々を含めて、どうしたことができるか、どうしたネットワークが図れるか、そうしたことについても、先ほどの答弁と同様、十分に協議を深めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げ、再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町民生活課長、会田光一君。

〔町民生活課長 会田光一君登壇〕

○町民生活課長（会田光一君） 安井議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、仮置き場の測量設計の業者の関係でございますけれども、測量につきましては、町内の業者ではなく栃木県に本社があります測量大手の矢吹町に出張所のある業者が受注をいたしております。

それから、設計でございますけれども、設計は福島市町村支援機構、こちらのほうに当町の除染にかかわる一切の造成、あるいは管理業務、あるいは面的除染、これらについて委託をいたしております。

次に、仮置き場の完成の見通しでございますけれども、発注いたしまして今現在は準備ということで施工計画書あるいは現地の測量を実施いたしております。見通しとしましては、今議会で繰越承認いただきまして、工期の変更をかけまして、7月には完成をさせたい。このように考えております。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 以上で1番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◇ 佐藤幸市君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告6番、4番、佐藤幸市君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 佐藤幸市君登壇〕

○4番（佐藤幸市君） 会場の皆様、きょうは寒い中ご来場いただきましてありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは、1番、白河市大信ウッドパワー発電所、県内汚染瓦れき処理問題について。この問題は矢吹町堰の

上の水利組合に隣接する白河市大信に建設計画が進められていたバイオマス計画のことで。

これは、堰の上の水利組合の反対により一応中止になりました。ですが、去年3月13日の日本経済新聞によりますと、白河市内の企業が放射性汚染瓦れき及び樹皮ごみの受け入れを開始する記事が掲載されておりました。大信地区の住民から苦情の声が上がりました。白河市は、県に即時停止を求め事業を停止させました。市担当課が全く知らなかったと申しましたが、誰も知らないことを市民は信じるのでしょうか。堰の上水利組合の反対でバイオマス発電所の計画は中止になりましたが、別の場所での建設計画がされています。

それと、堰の上水利組合のバイオマス発電所計画に反対した理由は、大信中新城にある発電所を見に行けば一目で理解できると思います。燃料となるチップ材は野積みされ雨ざらしです。そして自然発火防止のため、大量の山水、これらの水は汚水処理升もなく側溝へ直接流されています。このような発電施設が建設されれば、田んぼは放射能汚染により耕作不能となり、自然が破壊され荒廃してしまう。そういう理由で反対したと聞いております。

美しい田園の風景を水質汚染から守り、放射能、大気汚染による健康被害等を子孫の未来のためにも環境を守り継承する責任があります。

○議長（栗崎千代松君） 暫時休議します。

（午後 2時 分）

---

○議長（栗崎千代松君） 再開します。

（午後 2時 分）

---

○4番（佐藤幸市君） すみませんでした。

環境を守り継承する責任があります。近隣地域の計画だから関係ないでは済まされないと思います。行政の取り組みはいかにするか、町長の考え方を伺いたい。

2つ目、大正ロマンの館・土地、建物取得及び改修についてをお伺いいたします。

6月議会一般質問で、大正ロマンの館を町が財産取得する旨の質問に対する町長の答弁は、まずは、中心市街地から考えるとの答弁でした。

今回の中心市街地復興事業内容及びスケジュール等（案）によると、文化通り道路拡幅整備都市マスタープランの中心市街地編の案を作成し、都市建設課と協議を進めながら各種事業との調整を行うとされています。ロマンの館は、拡幅道路に接してあります。拡幅内容が未決定なのに、取得改修が決定しているかと思われる内容ですが、道路拡幅は計画だけで実行は難しいということでしょうか。

また、複合施設、東邦銀行跡地取得、これにおいては、各団体と協議し住民説明会を行うとしておりますが、大正ロマンの館においては、住民説明会は行われないのでしょうか。

また、ロマンの館は1階がカフェバーとなっていますが、どのような運営方法なのかご説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 4番、佐藤議員の質問にお答えします。

初めに、県内汚染瓦れき処理問題についてのおただしですが、東日本大震災とともに発生した福島第一原子力発電所における事故から2年が経過いたしました。放射性物質の拡散問題はまだまだ終息しておらず、現在、除染及び健康管理の取り組みにより町民の安全・安心の確保を目指しております。

心配されております工場の設置につきましては、工場立地法あるいは福島県工業開発条例の対象となる電気供給業であることから、工場敷地面積または工場建築面積に応じた届け出が必要であり、届け出提出先の行政機関では当該工場の立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるか審査の上、受理通知を行う仕組みとなっております。

この審査においては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規正法などに関する数値的資料が必要であり、住民生活に影響する環境汚染は排除されるよう指導改善あるいは不受理となります。

本町に建設予定があれば、本町として審査の上、意見を付すこととなります。周辺市町村における建設計画があるということについては、現段階ではその情報は入っておりませんが、そのような情報で本町への影響が予測される場合には、西白河市町村会において工場立地に関する情報の共有を図ることにより、町民の不利益とならない対応をしてみたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、大正ロマンの館・土地、建物取得及び改修についてのおただしですが、町では商工会、中心市街地復興協議会、町職員による中心市街地復興まちづくりプロジェクトチームから中心市街地復興の提案をいただきました。この提案を今後立ち上げます（仮称）中心市街地復興まちづくり推進協議会での審議や、東京大学生産技術研究所からのアドバイスやワークショップなどを実施しながら、町の計画として決定していくと考えております。しかしながら、早い復興を図るため、早急に実施すべきものについては臨機応変な対応が必要であると考えております。

ご指摘の大正ロマンの館は、さきの3団体からも復興のシンボルとして整備することの提案があり、また、震災直後、町外、県外の本町出身の方や、ゆかりのある方などから修復を求める声が数多く寄せられております。

2月17日に第1回車座会議として開催されたワークショップでは、利活用についてカフェ、チャレンジショップや、案内所等の提案がありました。また、東京大学生産技術研究所からは歴史的財産価値が非常に高く、修復、保存について協力したい旨の申し出がありました。これらのことを踏まえ、町が復興のシンボルとしていち早く活用すべきであると判断いたしました。

さらに事業の実施に当たっては、道路整備事業等を考慮し取り組んでまいりたいと考えております。なお、現段階において、日本経済再生に向けた緊急経済対策により財政的に有利なメニューが創設されていることから、活用について検討しているところであり、今後、具体的な内容を詰めた上で住民説明会を経て実施していく予定でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で4番、佐藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（佐藤幸市君） バイオマス発電所について再質問をさせていただきます。

県内には汚染瓦れき、汚染樹皮があふれております。国はこれらの汚染物質の処理の方法としてバイオマス発電所、または鮫川村で建設されております汚染牧草焼却炉と、小規模な施設の建設がこれからも予定されると思います。

このような施設が、当町及び近隣市町村において計画された場合、行政はどのように対処するのかお伺いたします。よろしくをお願いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 4番、佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

全体条件としましては先ほど説明したとおり、本町に建設の予定があれば本町として審査の上、意見を付すこととなります。

なお、本町へもし他の近隣町村で建設が予定されて、本町への影響が予測される場合には町民の不利益とならない対応をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

[発言する者あり]

○議長（栗崎千代松君） 以上で4番、佐藤幸市君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で本日の一般質問は打ち切ります。

本日の会議を閉じます。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時56分)





平成 2 5 年 3 月 1 2 日 (火曜日)

(第 3 号)

## 平成25年第374回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成25年3月12日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

議案第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号・第25号・第26号・第27号・第28号・第29号・第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号・第36号・第37号・第38号  
陳情第1号・第2号・第3号

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(15名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
16番	栗崎千代松君		

欠席議員(1名)

15番 吉田伸君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 長野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教育長 栗林正樹君 企画経営課長 藤田忠晴君

総務課長	水戸邦夫君	税務課長	井戸沼寿量君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	円谷政雄君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	圓谷誠君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	円谷清茂君	教育次長兼 学校教育課長	陳野秀敏君
会計管理者 兼出納室長	円谷一雄君	生涯学習課長 兼中央公民館 長	近藤尚一君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	須藤源太	主幹兼 局長補佐 兼次長	菊地利雄
--------	------	--------------------	------

---

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さんおはようございます。

ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（栗崎千代松君） 本日の日程に入ります。

日程第1、これより、前回に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（栗崎千代松君） 通告7番、6番、青山英樹君の一般質問を許します。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議場の皆様、おはようございます。

通告に従いまして、早速、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、私のほうで通告しました内容に関しまして、5番目ではありますが若干訂正をさせていただきたいと思えます。

5番目の文言の表記が一部不適切な部分がございます、2年間で4億円強の黒字会計という、国保会計におきまして2年間で4億円の黒字会計という表記がある部分は、近年2年間とも、22年度、23年度の決算いただきまして、その近年2年間とも2億円強の黒字会計という部分について、ちょっと誤解のある表記をしてしまいました。よって、その部分に関しまして、近年2年間とも2億円強の黒字会計というふうに訂正をさせていただければ幸いです。

また、関係者様皆様にご迷惑をおかけしましたことを、この場をかりましておわび申し上げます。

さて、1番目として、当町におきまして8つあります公営事業会計、そのうち唯一、地方公営企業法の適用を受けている水道事業特別会計についてお尋ねいたします。

9月定例会におきまして、過去に本来納める必要のない消費税を納めており、5年間分で2,700万円の還付金を税務署より受けたとの報告がございましたが、消費税は平成元年からおよそ9年間で3%、その後5%の税率が課税されておりました、この間、同様に今回5年間分の過納分、いわゆる消費税として納めなくてもいい部分を納めてしまったという部分と同じような会計をしているとすれば、そうであるとすれば、これは億の金額を超える、その単位の損失があったというふうに認められるわけでございます。これだけの金額であれば、町民に対しまして、これは何もなかったごときとして看過すべきものではないという考えのもとに、この経緯及び町としてどのような対処をされていくのか、その点につきましてお尋ねいたします。

そして、2番目としましては、公共工事の入札に関してであります、当町での入札における落札率は相変

ならず高どまりであります。ホームページで公表されている落札状況からも、2月末で95.72%という数字がはじき出されるわけでありまして、過去におきましては平成20年、これが91.96%、21年93.48%、22年92.2%、23年97.23%、そして2月末段階で95.7%というふうに非常に高どまりの状態であると。24年度、今年度2月末の段階では67件の発注件数が公表されておりますが、この95.72%という平均落札率、これを下回っているのは67件中5件でありまして、62件は平均を上回っていると。つまり、その5件が、数字的には5件と62件ということで、もう大体おわかりと思いますが、その5件のほうが極端に落札率が低いと。逆に62件のほうは平均を上回っていながら高い率であるということが言えるわけであります。

また、2月末段階で総額約10億8,000万円の発注を町ではしております。その受注内訳を見ますと1社が抜きんでておりまして、およそ35%、3億8,000万円近くを1社が受けておりまして、次いで15.4%、14.3%と続きまして、3社でおよそ65%を占めているような状況です。国・県からの交付金、支出金、補助金等、そういったものも元を正せばやはり町民一人一人の、また、国民のお金であります。国家財政、これも悪化が進んで財政再建が強く叫ばれておりまして、行政あるいは町民、業者さんを含め国民総立ちで改善すべき課題であることは明白であります。その一翼としての矢吹町行政運営におきまして、これらの入札状況についてはどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、その入札に参加するその資格の審査におきまして、その確認作業というものは実情としてはどうなっているのかも、あわせてお示し願いたいと思います。

3番目としまして、原発事故における健康被害についてお聞きします。

先月13日に、新聞等の報道によりまして福島県、本県の18歳以下の3人に甲状腺がんが診断されました。そして、7人に疑いがあると発表されたわけでありまして。通常、甲状腺がんでありますと100万人に1人か2人と言われておりまして、この数値からしてかなり多い割合となっております。これが原発の放射能の影響によるものなのかどうかはわかりませんが、その可能性もあるわけでありまして、現状での原発放射能被害における健康の問題として、何か町として措置を講じることをあるのかないのか、その認識をお尋ねしたいと思います。

次に、4番目としまして、同僚議員からも質問がございましたが、大正ロマンの館及び東邦銀行跡地につきまして、その取得・運用など町民とのコンセンサスをどのように図ってきたのか。同僚議員の質問と重複する部分がございますが、なお私なりに説明されたことを受けながら、そのコンセンサスをどのように図っていくのか、また、その日程は今後どのように計画されているのかを再度お聞きしたいと思います。

5番目になります。国保会計でございますが、先ほど若干申し上げましたが、訂正させていただきましたが、22年度、23年度と、22年度が2億2,500万円ほど、23年度が2億5,300万円ほどの実質収支は黒字だったかと認識しております。震災・原発関係におきまして資産価値が低下し、また、国保加入者自体が弱者の方々が非常に加入している現状など、そういったものを鑑みますと、せめて課税において資産割に関しては撤廃してはいいかがかという考えがございます。実際に、郡山市あたりでは撤廃されているかと思いますが、それらについての方策というものを町長はお持ちなのかお聞かせ願います。

それから、最後になりますけれども、総じて政治の役割というものがどういうものであるのか。そこを問う町民の方が多くおられます。多くは経済の活性化、つまりは仕事の確保、所得増、そして税負担の軽減化、社

会保障の充実化等が私たち国民、町民の望みでありますが、結果として生活、暮らしの改善ということであり、広範囲に及ぶものであります。誰が何をどう取り組むのか。町民は大いに、町長を初め町執行部、議員に期待しているところかと存じます。

まちづくり総合計画、それと町民の声を聞くということをよりどころとしているという答弁を何度もお聞きしておりますけれども、その政治の実践、過去の町長答弁は聞いておりますが、具体的に産業振興、農業、まちづくり、生活、教育など、具体的に何をするのかというのが町民の関心事でございます。いつも聞かれる言葉としましては「検討している」ということとございますが、検討する検討するというのもう数年続いておまして、多くの方々はやはり心待ちにしている部分がございます。具体的な形というものをお示しいただければ幸いです。

以上につきまして、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、7番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、水道事業会計に係る消費税申告についてのおたただしであります。地方公営企業法適用の水道事業会計においては、水道使用料等を徴収する際に消費税も徴収しており、税務署へ毎年消費税を申告し納入しております。さらに、使用料以外に一般会計からの繰入金で補填されている場合においても、消費税納付の必要がある場合、消費税を納入してまいりました。この一般会計からの繰入金については、消費税法において、どの経費へ充当するかにより、納める消費税の金額が変わるため、当初、税務署との消費税申告協議の中で、一般会計からの公料金繰入金については受水費への充当が正当であるとの考えから、本町では受水費に充当してまいりました。

平成23年度の監査委員の指導により、税理士へ委託を行い、税務署との消費税還付申告協議の中で要綱制定や、市町村の定めにより受水費だけでなく人件費等に充当することができるようになり、結果として財源の確保につながったものと考えております。したがって、当時の消費税申告において一般会計からの公料金対策としての繰入金補填の消費税に関しましては、受水費への充当が税務署協議の中で適正な事務処理であったと認識しております。消費税申告に関しましては、今後も税理士の指導を受けながら、引き続き適正な事務処理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公共工事の落札率について、さらに入札参加資格の確認を含めた現状の入札状況についてのおたただしでございます。初めに、町発注の公共工事につきましては、工事費等の設計額を算出し、その予定価格を設定の上、入札見積りによる落札者の決定を行い、契約を締結するという一連の流れにより執行しております。工事等設計額につきましては、国の統一基準に基づき適正に算出しており、これら算出した工事設計額に対し予算執行の効率性及び確実な工事施工を十分に考慮し、予定価格を設定しております。

また、町では公共事業等が確実に施行されるよう、さらに透明性、公平性を確保するため、予定価格事前公表事務取扱要領を定め、予定価格を事前に公表しており、設計価格130万円以上の工事等の請負及び設計額50

万円以上の工事に関する設計、測量及び調査の委託について競争入札を執行する場合に適用しております。これらの一連の手続により入札を行い、応札業者において経営努力が働き、最も低い金額の入札者が落札者として契約に至ることになります。

議員おただしの落札率についてであります。予定価格の事前公表により落札率が高くなる傾向もありますが、設計額の算出、予定価格の設定及び入札の執行においては適正に対応しており、入札結果についても適正なもの判断しております。

なお、町の入札結果の公表基準に基づき公表している予定価格が200万円以上の工事、及び100万円以上の設計等の入札結果の件数、及び平均の落札率については、平成22年度が25件で91.6%、平成23年度が133件で96.8%、平成24年度は現在までに67件が発注され、落札率は95.7%となっております。これら落札率については、県南建設事務所所管の工事発注状況を見ましても、町と同様な落札率の推移となっており、震災による公共事業発注件数が大幅にふえたことが落札率を引き上げている大きな要因とも考えられます。

次に、入札参加資格の確認につきましては、指名競争入札に参加する者は、必要な資格の審査を受けるため2年に1度登録申請を行います。これは、申請に対し指名競争入札参加資格審査委員会において厳正に審議を行い、入札に参加する資格があると認定された者が工事等請負有資格業者名簿に登録されることとなります。町発注の工事等において指名競争入札を行う場合は、この工事等請負有資格業者名簿から適用方針に応じた工事費及び施工の難易度を考慮の上、5社以上の業者を選考し、工事等指名委員会に内申いたします。工事等指名委員会では、内申を受けた案件について審議し、入札参加者を決定しております。

このように、今後とも入札制度につきましては透明性、公平性、競争性、確実性を重視しながら、時代に対応した入札制度の構築に努めてまいります。また、入札の結果等につきましても閲覧に供するとともに、町ホームページにより積極的に公開しながら、町民の方々にもわかりやすい情報提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、甲状腺がんについてのおただしであります。東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの町民の皆様が放射性物質の健康への影響に対し不安を抱えている状況にあり、特に放射線の健康被害として放射性ヨウ素の内部被曝による小児の甲状腺がんが心配されております。県においては、子供たちの健康を長期に見守るため、甲状腺の超音波検査について18歳以下を対象者に実施しており、平成23、24年度で14万9,660人が受診しております。

この検査結果を踏まえ、平成25年2月13日に、放射線の専門家が委員となり、検診結果について助言を行う第10回県民健康管理調査検討委員会が開催され、甲状腺検査における悪性所見についての報告がなされております。

その内容といたしましては、平成23年度受診者は3万8,114人、そのうち細胞診検査実施者が76人、うち10人が悪性または悪性の疑いと判断されております。この10人については特定の地域に偏った傾向は見られず、その中の3人は既に手術が終了し、以前と変わらない日常生活を過ごされております。このような状況から、検討委員会の総合的な意見としては、今回診断された甲状腺がんは、断言はできないが医学的、科学的、診療経験等から総合的に見て、今回の事故による放射線の影響により生じた甲状腺がんとは考えにくいという評価になっております。

なお、甲状腺検査の実施時期につきましては、平成25年10月中旬に実施する予定となっておりますが、このように専門家による検討委員会からの評価があるものの、今後も町民の皆様の安全・安心を第一に、生涯にわたる疾病の早期発見、早期治療及び不安の軽減に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大正ロマンの館、東邦銀行跡地の町取得についてのおただしであります。昨日の佐藤議員の答弁内容と重複する部分がありますが、町の計画につきましては、商工会や中心市街地復興協議会、町職員による中心市街地復興まちづくりプロジェクトチームからの提案を受け、今後立ち上げます（仮称）中心市街地復興まちづくり推進協議会での審議や、東京大学生産技術研究所からのアドバイス、ワークショップで出された意見等をもとに決定していく考えであります。

旧4号線を中心とする商店街は、古くは宿場町の時代から現在に至るまで、矢吹町の顔として繁栄してきた歴史ある場所であり、先人たちの努力、栄誉を時代に引き継いでいくことが私たちの使命であると考えております。大正ロマンの館については、歴史的な見地からも非常に貴重な建築物であり、復興事業におけるシンボリックな施設として整備することが有効であるとの提案をいただいているところであります。東邦銀行跡地については、商店街の中心となる重要な場所に位置することから、にぎわいを持たせるために多くの町民が集まる施設を整備することが大切であるという提案がされております。

また、万が一、不特定の者がいたずらに取得することで町の復興を阻害するおそれも心配されるところであります。これらの事業に対し、新たに財政的な支援制度が創設され、有利な補助金を活用できる可能性があることなどから予算計上をいたしました。そのほかにも、ご提案いただきました屋台村やデマンド交通、チャレンジショップなどの施策につきましても、ワークショップでの意見や東京大学生産技術研究所からのアドバイスを参考にし、（仮称）中心市街地復興まちづくり推進協議会での実施計画の決定や住民説明会を経て進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国民健康保険税の課税減額についてのおただしであります。これまで町では国民健康保険財政の健全化と円滑な運営に取り組んでまいりましたが、少子高齢化が急速に進展し、超高齢化社会の中にある現在、医療需要の高まりや医療の高度化等により、国保が負担する保険給付費は年々高額になってきております。被保険者に負担していただく国保税についても年々増加するなど、国保財政が大変厳しいことから、平成21年度以降、一般会計からの基準がえの繰り入れにより収支均衡を図るなど、本来の独立採算から乖離した状態が続いております。

おただしの平成22年度、23年度、2年間の黒字会計となっていることにつきましては、平成22年度決算額2億2,464万7,000円、平成23年度決算額2億5,309万1,000円の単年度収支であります。平成22年度決算額は全て平成23年度へ繰り越しているため、繰越金を除いた平成23年度決算額については、単純に計算しまして2,844万円の黒字ということになります。

なお、本来、安定した国保運営のためには、矢吹町国民健康保険条例第15条に規定されておりますとおり、国民健康保険給付金支払準備基金が必要となります。この基金の必要額は、現在の矢吹町では約3億円となりますが、本町の現在高は6,000万円となっております。このようなことから、急激な国保税の負担の増を避けるため、平成21年度から毎年7,000万円を一般会計から繰り入れを受けることについて、議員の皆様にご理解をいただき、被保険者が安心して医療を受けることができる運営を行ってまいりました。



また、資産割の課税撤廃につきましては、平成22年12月に県が、市町村国保の財政安定化の観点から、事業運営の広域化、財政運営の広域化、県内の標準設定等を推進するための指針として、福島県市町村国民健康保険広域化等支援方針を策定しており、国保税の賦課については国標準割合の応能、所得割・資産割50%、応益、被保険者均等割・世帯別平等割50%を参考に、その中で資産割の縮小廃止へ向けた環境整備を進めております。

現在、県内では4保険者が資産割を廃止しておりますが、50号保険者においては所得割、資産割、均等割、平等割の4方式のままとなっております。本町においても、資産割の縮小廃止については、今後の県の動向を注視するとともに、議員の皆様と協議を深めてまいりたいと考えております。

国民皆保険の根幹をなす国保制度は、長引く景気の低迷なども重なり、国保財政の健全化に向けた取り組みが進まないなどの諸課題があり、その取り巻く環境は厳しいものがあります。また、国による医療制度改革も実施される見通しにあることから、これらの動向を踏まえ、引き続き国保財政の健全化を図っていく必要がありますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、住民の生活改善のための政治の役割についてのおたがしであります。私の政治の実践の姿は、まちづくり総合計画の実現に向けた行財政運営そのものであり、町民の皆さんとの対話のまちづくりを進めることで総合的な住民福祉の向上を図ることを目指しております。

経済の活性化、税制改正、社会保障制度の構築については、ナショナルミニマムとして国の責任分野であると認識しておりますが、市町村は最も住民に近い行政主体として、真に地域住民が求める行政サービスを提供する責任を果たす必要があります。それらを明らかに示したものが第5次矢吹町まちづくり総合計画であります。

第5次矢吹町まちづくり総合計画は、町民の福祉の向上に資する具体的なまちづくりの推進のための実用として策定し、矢吹町の将来像を「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」を実現するため、自立した行政運営、まちづくり、財政の健全化を目的とし、20の政策と48の施策、334の事務事業を位置づけております。また、平成24年度からは東日本大震災と原子力災害からの復旧・復興の取り組み内容、スケジュール等を取りまとめた矢吹町復興計画を策定し、第5次矢吹町まちづくり総合計画を補完する計画とし、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指した取り組みを実施してきたところであります。

平成25年度における具体的なものとしては、その一部を紹介すると、産業振興課においては企業誘致促進事業による企業誘致を進めた企業立地奨励金の支給や、中小企業事業者支援事業による県の補助金に10%の町上乗せを行い、中小企業事業者の事業再開と営業改善による地域の復興を促進してまいります。

また、商業活性化事業による空き店舗の改装や賃貸等に際し、中心市街地活性化のための活動事業の一部を補助することにより、空き店舗解消促進を図ります。

農業については、水田農業構造対策事業による米の生産調整の推進として、加工米、そば、大豆等に対する助成や、強い農業づくり推進事業による、地域性を生かした園芸産地や農業生産法人などによる大規模園芸生産、さらには集落営農による園芸作物の生産など、多彩な園芸産地づくりを支援することにより、自給率向上と新規需要米等の生産拡大や、園芸産地拡大を図ってまいります。また、農作物のイメージアップとして、地域ブランド推進事業によるトマトラーメンの取り組みや、トマトを使った新メニューの開発研究等を展開してまいります。

まちづくりについては、まちづくり団体支援事業及び行政区活動支援事業により、住民みずからが主体的に

自立運営できるように、地域活動等に対して財政的支援を行うこと、花いっぱい事業による道路等の植栽を行い、町並みの景観形成を実施することにより、協働のまちづくりの推進を図ってまいります。また、都市マスタープラン見直し事業により、新たな将来像を描く都市づくりの基礎となる見直しを行うことや、中心市街地復興まちづくり支援事業による街路整備、町並み整備、拠点施設整備、シンボル施設整備に取り組み、復興を見据えたまちづくりに着手し、にぎわいの創出と活性化を図ってまいります。

生活については、自然環境保全と地球温暖化の取り組みとして、自然エネルギー利用促進事業として太陽光発電設置費補助を行うことにより、新エネルギー導入の促進及び温室効果ガスの排出量の削減を図ってまいります。また、寄附講座設置支援事業等による県南地区の第2次救急医療の確保等、充実した医療体制の確立を図ってまいります。

教育については、第3子以降幼稚園・保育園無料化事業による保育料の無料化を実施し、子供を生み育てやすい環境を創出すること、特色ある子ども教育推進事業による学力向上を目指し、特に英語学習に重点を置き、小学生の宿泊研修、中学生は日帰り研修の実施を予定しております。また、学力向上対策事業による学力向上を目指した夏期講習会を実施し、町独自の取り組みとして、4小学校の6年生全員が中学校を会場として学習することとしております。

復興については、矢吹産農産物PR事業による風評被害払拭へ向けた調査費と、PR活動を展開することでイメージアップを図ることや、災害公営住宅事業による被災者さんの意向に沿った建設の検討を進めることとしております。

また、除染については平成24年度から継続し、除染計画に基づき町内全域の除染作業に取り組んでおり、放射線の低減化に努め、矢吹町矢吹東側地区の除染について作業を進めている状況であります。こうした取り組みは町民の健康を守り、安全・安心の確保を図るとともに、農産物等の風評被害払拭活動にもつながることから、本町の産業の復興に向けても大きな意義をもたらすものと考えております。除染なくして復興なしとして、本町の復興の主要施策として継続的な取り組みを進めてまいります。

各分野における事業の実施は、第5次矢吹町まちづくり総合計画及び復興計画を実現するために体系的に遂行しております。今後は、厳しい財政状況の継続が見込まれることから、限られた財源の中、効率的、効果的な事業を展開するとともに、本町の総合的な行財政運営においては、これまで以上に住民の声を聞き、寄り添うことが最も重要になると考えており、政策が町民の方々に目に見える形で具体的に伝わり、将来の明るさ、豊かさが実感できるまちづくりを目指していかなければならないと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） 再質問をさせていただきます。

私が11分ほど質問しまして、町長が22分ほど、倍の時間をご丁寧に説明いただきましたこと、ありがとうございます。感謝申し上げます。

まず、水道事業会計につきましてですが、受水費への繰り入れをしたという説明でございました。繰入金、

繰出金というのは、本来、赤字補填という意味合いが強いものであり、また、上水道関係、これ地方公営企業法の適用を受けていますと、一般会計からは繰出金ではなくて補助費に該当する。その関係からいきますと、受水費への繰り入れというものが、これはもう早期の段階で異質性というものがわかってくるのではないかと。今、申し上げました2点に関しては、そういったことがあるのではないかというふうに私は思います。

その辺については、実際どうだったのか。まして、行政のプロの皆様方におきまして、そのようなことがあったということ自体が私にはちょっと驚きもございますし、町民の方々自体も、我々とは違った、行政に携わる人間と違った観点で見ますので、その観点、そのスタンスで見た場合においてはちょっと理解できないのではないかというふうに思いますので、そこをどういうふうと考えられるのかお話し願いたい。

また、大事なことなのですが、結果としまして5年間で2,700万円のお金が戻ってきた。町としてはいい結果でございましたが、さかのぼること、これ同じ会計がなされていたとする場合、平成元年から平成9年までですと、これかなりの金額なんですね。3%の金額で計算しますと、3,800万円ほどになるんです。それが同様に抜け落ちていたのか。いわゆる納めなくてもいいものを納めていたのか。あるいは、平成10年からこの5年をさかのぼる部分を除いて18年まで、この部分も、これ5%で計算しますと1億800万円ほどになってくる。

つまり、合計するだけで1億6,000万円近く、1億4,500万円何がしのお金が、結局、町民の皆様方の税金を預かった上で運営されている中で取りこぼされていた。つまり、明らかに町民に対しての損失というような考え方というものをお持ちになるのかならないのか。町長さん初め町執行部、また、我々議会人もそうですが、これを町民に与えた損失という認識があるのかどうか。私は、やはり損失ではなかったのかという認識を持っておりますが、その辺についてはどのような考えなのか、2点です。

そして、もう1点、金額的に、私が申し上げましたが、これがずっと同じような会計処理をなされていたとすれば、今、申し上げましたように1億4,500万円ちょっとのお金になりますわけで、その辺というのは、これはもう時効、いわゆる5年という時効のもとに、このまま封印されてしまうのか。そういったものというものは推計としてもう出てこない数字なのか。そこについて改めてご説明願えればお願いいたします。

それから、次に、落札に関してですが、落札率に関して。企業、入札に参加する方々かなりおりますけれども、土木建築業者で大体落札した方々、この24年度2月末で見ますと11社ほどございますが、その中にあって、この3社で65%という、その数値に関しては、我々一般町民からすると何でそんなに偏っているんだという、そういうイメージが強いんです。

これはやっぱり入札というところで競争性と公平性のもとに行われている、適正であるという認識のもとの理由として、町民としては納得できるものなのかというのは、これは町民に聞いてみないとわかりませんが、大方、何でそんな偏るのというようなことがあります。

それと、予定価格を公表しているということでございますけれども、では、これがなくなった場合にはどうなるのかですね。そういったことによって、もう少し金額等が下がってくる、あるいは公平性が保たれてくる、あるいは発注の仕方としまして多少高くなるかもしれませんが、分離発注。きのうも同僚議員から質問がありましたが、そういったことも踏まえていくと、もう少し改善されてくるのか等のこともございますので、その辺についてのお考えというのはあるのかないかお聞きしたいと思います。

また、もう1点、その入札参加資格に関しては、審査委員会等において審査されるというのはよくわかりま

した。ただし、町内に営業拠点がある企業と、町内に営業拠点がなくない企業の参加においては、どういった差があるのか私にはわかりませんが、営業実態というものがあった場合はどうなるのか。そんなことはあり得ないと申すかもしれませんが、町内に支店、営業所を構えつつ、そこが機能していないとした場合、しかもその参加者が落札してしまったという場合においては、どのような規定のもとにどういう処理をされるのか、お示し願いたいと思います。

それから3番目、健康被害等に関しまして、原発による放射線による甲状腺等に関しましてですが、確かに町長おっしゃいましたとおり、いわゆる甲状腺がんは、福島県立医大の教授の言葉等によりますと、甲状腺がんは最短で4年から5年で発見というのがチェルノブイリの知見であると。今の調査は、もともとあった甲状腺がんを把握しているというようなこと。つまり、福島原発事故による放射線の影響ではないんじゃないということをおっしゃいますし、検討委員の山下座長、いろいろ話題がありますけれども、ミスター大丈夫なんて言われたりもしていますけれども、原発推進派かと思いますが、そういう方々の指摘を受けますと、人体に悪影響を及ぼす放射能がそういう原因ではないと、そういうような発言をしております。

しかし、通常、皆さんおっしゃいますように安全・安心という観点を考えるのであれば、やはりこれは、県・国がやらないのであれば町がやるしかない。そういう考えも一理あってしかるべきかと私は思うわけがあります。特に、県民健康調査、町長さんも出されているかと思いますが、そろそろもう返ってきていますね。内部被曝の数値が戻されております。この県民健康調査におきましては、これ矢吹町としては何名の方が出されているのか。県の段階で40%を超えたか切っているか、まだそれぐらいではないでしょうか。その数値をもとにした中であって、健康管理をしていく上において、今回のこの甲状腺がんの比率を見た場合において、3名が甲状腺がんで疑いが7人あると。100万人に1人か2人という割合に対してということを見た場合において、これはちょっと看過できない数値というふうな認識を持つのが普通ではないのか。町民、県民、安全・安心を願うのであれば、そういったことも考えなくてはいけない。

一方、2月17日かちょっと日にちは忘れましたが、福島県知事が除染に対して非常に今、苦慮してございまして、1ミリシーベルトというその数値を上げていただけないかということをお漏らしてございました。これは新聞で報道されました。とすれば、これは健康被害にも影響してくるわけであって、ただ単に県あるいはその福医大の座長等が影響ないと言われても、さほどこれは信じるようなことにはなっていないかと思っておりますので、この辺についてどういうお考えかをお尋ねしたい。

それから、大正ロマンの館等に関しましてですけれども、いろんな団体が審議していただいている。ところが、商工会さんのほうからも確か、大正ロマンの館さんを取得してということが出ているということですが、どうも私も議員でありますので、あちこちの方々から意見を聞いてはいるんですが、商工会の理事の方でさえ、そんな話は聞いていないという方もおるんです。

また、声なき声、サイレントマジョリティーというものもございまして、やっぱり声に出して言わないけれどもという方もなかなかいる。大方、一個人が利得を得るような、そういう運営はやめていただきたいという声もあり、また、館委員さんのその存在は非常にありがたい。かんぶら医者というように言われたような、そういうお話も聞きながら助けられた方も非常に多い。また、過去において、12月議会で申し上げましたが、非合法的な営業をしていた飲食店等による、その救済も医者という立場から行っていたという意味においては、

非常に前向きに考えるべきところもございしますが、反面、デメリットといいますか、その風評等におきましては忌まわしいこともささやかれているわけでございます。

そういった中にありまして、再度、補助費を出して、あるいは町のお金として取得する場合におきましては、補助費を出しても結果として町民の利益にならないものもあるんですね。失敗とかそういうことを言うのではなくて、菜種油の搾油機とか、あれだけのことをして結果としては、もう今では使われない捨てられた補助金みたいな、そういうものもあるわけですね。そういうことを懸念しながら、改めてコンセンサスを図ることを私は強く申し上げたいし、その辺をどういうふうに考慮されるのかをお聞きしたいと思います。

それから、国民健康保険会計におきまして、資産割等を廃止していく方向に向けて考えていくことも、今回、言質をいただきましたこと、ありがとうございます。極力そういう形で町民の負担が減り、町民の総意に沿った運営がされることを望むと考えております。

最後になりますが、時間、申しわけございませんが、総じてその政治の役割というものに関しては、町民の方々の要望というのは誰がやるんだということですね。いつやるのかということなんです。最近のコマーシャル等でもやっていますけれども、塾なんかでやりますけれども、「誰がやる、君でしょう。いつやる、今でしょう」というような言葉もございます。

そういうことを考えていった場合において、検討する検討するというようなことでございますが、同僚議員からも出ました、小学校の冬のバスの問題、これも今じゃないですね、もう3年前、その前から出て、それなりに対策はしていただいたこともあります。それをきのうの答弁を聞いておりましたが、また検討しますというふうに来年持ち越しになってしまうのか。そういうことを考えていくと、少しやはり町民の望みとはちょっと違う方向に来ているのではないかと。やはり、そこを誰がやるという部分と、いつやるという部分では、早目にご返事いただけるような方向をとっていただきたいというふうに思っております。その辺についてはどのように取り組まれるのか、お伺いしたいと思っております。

とりあえず、その点についてお答え願います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、6番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

再質問の内容が多岐にわたっております。適格に適正に答弁できるかどうか。なお、抜け落ちた点等を含めて担当課長のほうから詳細説明をさせていただくようにさせていただきますと思います。

水道事業、さらには落札率の問題、甲状腺がんの問題、大正ロマンの館の問題、町の事業の問題ということで質問を受けました。

水道事業については、受水費というのは異質のものが、地方公営企業法に適用ということであれば、本来そうした扱いについてはどうなんだと。なかなか住民のほうからも理解をいただけないのではないかと。さらには、今まで気づかなかった部分、消費税として、受水費のほかにも人件費等に充当しないがために失った利益というものは、損失に該当するのではないかとというような扱いでございますが、これについては先ほども答弁させていただいたように、当然のように町のほうでも住民から預かった税金に基づいて水道事業会計も運営さ

れておりますので、これらについては町の人も相当な神経を使いながら、この消費税の扱いについても取り組ませていただきました。

先ほどお話ししたとおり、税務署とも相談をしながら、受水費というようなものについて、受水費の充当が当然であろうというような、そういう考え方のもとで矢吹町のほうとしては処理をまいりましたので、先ほど答弁させていただいたように、この会計処理については適正であるというふうに私は認識しております。なお、再調査の結果について、さかのぼれる点についての細かな数字等の報告については、上下水道課長から答弁させますので、よろしくをお願いします。

落札率が偏っていると、さらには3社に偏っているのではないかと、こうしたことについても公平、公正、競争性の観点から適正に行われているのかというようなことでありますし、また、この予定価格の事前公表をなくした場合はどうするのかというようなおたがしであったかというふうに思いますが、さらには、町内に住所を有する事業所、営業の実態についてはどのような処理をするかというような点についてでございますが、私自身は公平、公正、競争性が働いた結果、適正に執行されたという答弁に全く疑いを持たずに再度答弁させていただきたいというふうに思います。

また、予定価格の事前公表をなくすという考えもございません。これについては、経緯を見れば青山議員もわかっただけのらるうと思っております。そのなくした弊害が、過去に矢吹町の歴史の中に汚点ということで残ったものがあって、この入札制度の改革を実施させていただいたというような、そういう経過もございますので、なくす考えはないということをご理解いただきたいというふうに思っております。

町内に住所を有する企業、事業所のない事業所、営業の実態がない事業所に落札された場合どうするのかというような、そうした処理、扱い等については、この内容については総務課長のほうからその入札の経緯と、さらにはその仕組み、そうしたものについての説明をさせますので、よろしくをお願いします。

甲状腺がん、町独自の安全・安心を図るべきだろうと、国・県に頼るだけではなくて町独自にやってほしいということで、町独自にということについては先ほども説明したとおり、順序としては平成24年10月、甲状腺がんの検査を矢吹町の子供たちにも実施する予定になっております。その後、国・県がどういう出方をするのかというものも見極めながら、その後の対策についてはとってまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大正ロマンの館でございますが、あちこちから意見を聞いているということでございますけれども、私も大正ロマンの館も含めて、中心市街地の復興協議会、さらには職員のプロジェクトチーム、さらには商工会のメンバーからいろんな説明を受けておりますし、いろんな集まりにも出ております。ワークショップにも出ておりますし、いろんな事前の協議についても含めて出ております。そして、商工会のメンバーからは、商工会長を初め、副会長、さらには事務局、そうした方からも詳細な復興計画案、その中でも大正ロマンの館についても話を聞かせていただきました。

それでもって、一理事から聞いていないという話については、私らについては、それについては論外だというふうに思っております。役員立場ということを考えれば、そういう発言というものは、なお控えるべきではないかという私個人の考え方を持っておりますし、一個人が利益を得るというものは逆にどこなのか、教えていただけませんか。さらには、非合法ということで説明がありましたけれども、これは何を以て非合法と

言われるのか、これも後ほど説明をいただければ大変ありがたいなと思っています。

私自身は、中心市街地そして住民の皆様が町を復旧・復興、震災以前以上の活力あるまちづくりということで、多くの皆さんが携わってこうした意見、提案をいただいているというふう認識しております。これを単純に町の利益につながらない事業ということで青山議員は片づけようとしておりますが、私はなぜあえてそう言うのかについても教えていただきたい。青山議員については、この大正ロマンの館について最終的にはどういうことを考えるかというものについても教えていただければ、そうしたことも、この後のまちづくり復興推進協議会の中でも、そうした考え方もあるということをあえて説明をさせていただきたいというふうに思っております。

住民がまちづくりを主体的に担っていききたいということで、協働のまちづくりを標榜したまちづくりを進めておりますし、そうしたことで行政区活動支援事業やまちづくり団体支援事業ということで、そういう協働のまちづくりが盛り上がってきている。そういうことを私は大事にしていききたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

国保についての資産割については、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。言質というような表現がございましたが、これらについては前々から検討しておりますので、そういう言質をとらなくても、私の言葉を言質と捉えなくても検討してまいりますので、よろしくをお願いします。

町の事業を誰がやるのか、いつやるのかということでございますが、まさしくそれは第5次まちづくり総合計画の中に、この事業をいつやるか、誰が主体的になってやるか、そういう実用書、後ほど青山議員にもう一度、第5次まちづくり総合計画の後期計画と矢吹町復興計画書を差し上げますので、目を通していただければ大変ありがたいなと思っています。

検討するというので、そこで議員さんがお決めになったまちづくり総合計画、議案としては決定していただいたまちづくり総合計画、復興計画があって、そこに入っていないものについては順次、議員の皆様そういった要望を受けて、その後に盛り込むかどうかということについても考えさせていただくというのが、今、町の仕組みでございますので、検討するというものについては、まちづくり総合計画、復興計画にないものを検討するという説明であって、実施するものについては、いつ誰がどこでというようなことも含めて、全て実用としてございますので、それらについてもご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上で、8分以上、私の再質問答弁、過ぎてしまったと思うんですけども、この後、答弁する機会がないのかな。以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

上下水道課長、円谷清茂君。

〔上下水道課長 円谷清茂君登壇〕

○上下水道課長（円谷清茂君） 6番の青山議員の再質問について、町長答弁のとおりでございますが、担当課現課より一言ご説明を申し上げます。

まず、赤字補填が違法性がないのかということがありました。水道事業、地方公営企業法に基づいて運営をされておりますが、実はこの公営企業法、経営の健全化を推進するというので、繰出基準というものがございます。例えば、消火栓をつくる費用あるいは火事の際に水道水を出す水代、こういったことが果たしてお

金を取れるのかということが一般会計からの繰出基準の中に入ります。この上水道につきましても、実は先ほどからありましたように公料金対策に対する経費というものが、この基準の中に入ります。

どういうことかと言いますと、やはり経営の健全化を見ますと、水道水を出すために幾らかかるんだという計算がなされます。これは毎年出てきます。決算のときに給水原価という数字が出てまいります。総務省は、全国一律にその給水原価という数字を示しております、矢吹町は残念ながら、その数字を超えるものの数字が出てまいります。こういった部分について、基準にありますように一般会計からの繰り入れをしていいんだという決まりがございます。それにのっとりまして、矢吹町も数年来、一般会計からの繰り入れをいただいております。

特に、平成13年から水企業団からの受水を受けております。したがって、当時から経営の弱かった上水道については相当な繰入金をいただいておりますが、今般、18年から5年間、22年まで、その使い道について当時と違った使い方ですという、税理士を交えた形で税務署から指導というんですか、協議の中で決めました。それ以前はどうなっているのかと申しますと、特に平成13年度から17年度までの5年間ですね。これもやはり同じような経理をしておりますので、それが損失という考え方は持っておりませんでした。当然……

〔発言する者あり〕

○上下水道課長（円谷清茂君） はい。料金を上げないための繰り入れということで、受水費に充当していたというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

総務課長、水戸邦夫君。

〔総務課長 水戸邦夫君登壇〕

○総務課長（水戸邦夫君） それでは、6番、青山議員さんの再質問に係る、私のほうに振られました、俗に言う営業の実態のない事業所が落札した場合の対応等についてなんですが、残念ながら、とりあえず町のほうでは、先ほど当初に答弁したように、入札参加資格の確認についてはあらかじめ2年間という登録のもとで、当然、町内に本店、営業を含めてある業者以外の、俗に言う県外、県内のほうに本店、本社がある、俗に言う矢吹町に営業所、さらには支店というような形で配置している場合については、この登録資格審査の上で、あらかじめ当町に所在する実態の確認調査ということで、この登録申請の際に位置図、平面図、さらには付近見取り図など等も含めて、あとは当然ながら本社からの営業一覧という証明書に基づいて審査しております。

そういったもろもろについては、当然ながら登録の際に現地確認も含めて実態については調査しておりますので、現段階のところ、あわせて営業の実績の実態のないという営業所については当町では確認しておりませんので、そういった意味も含めまして、現段階については実態がないということについては認識しておりませんので、そういうことでご答弁を許していただきたいと思っております。

万一このような場合があった場合の対応については、これまでもこういった経験が、契約履行も含めてありませんので、さらにそういった部分については対応方法について検討させていただければと思います。

すみませんが、以上で答弁にかえさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 質問者の時間が残っておりますが、1時間になりましたので、以上で6番、青山英樹



君の一般質問は打ち切ります。

〔「時間が というのはだめなんですか。答弁を求める私の発言権はあるんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） トータルで1時間という目安になっていますので。

〔「では、 答弁を別に求めなくても、私としての発言、意思表示は私の権利として認められているわけじゃないですか、これ。 あと、町長からも2点ほどお聞かせ願いたいということを言われていますので」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 暫時休議します。

(午前11時03分)

---

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午前11時17分)

---

○議長（栗崎千代松君） 議会運営委員会委員長から報告を求めます。

9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） ただいま議会運営委員会を開き協議しました結果、慣例として質問、答弁、1人1時間以内という今までの申し合わせがありましたけれども、例規集の中に、一般質問の時間は1人30分以内としようとなっておりますので、青山議員の質問の持ち時間はまだ6分ほど残っておりますので、質問はお受けして、あと答弁はなしということで議会運営委員会で決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） 6分ということで、手短かに申し上げたいと思います。

まず、今の再質問に対する答弁の中で、町長よりお話を伺いたい旨の発言がありましたが、私のほうとしましては、大正ロマンの館に関して、やはり町民の方が懸念を持っているということをお伝えしたいと思っております。いわゆるその補助金あるいは町が取得する等によりまして、菜種油搾油機等におきましては、その後使われていないわけでありまして、あのようなことがないようにという意味、あるいはまた、一個人等の利益に供することなく、多くの方々のいわゆるシェア、分かち合えるようなものになるような選定をしてほしいということに関して、十分な配慮をしていただきたいということも踏まえ、また、広く多くの声を聞き入れるということを考慮していただきたいということを申し述べさせていただきます。

そしてまた、水道事業関係におきましてですが、いわゆる残念なのは、損失を与えたことになるのかどうかという判断においては、その認識はないということだったかと思っております。いわゆる補助費からのお金を繰入金、水道から取れば繰入金、それを受水費に入れたということによって損失を与えたという認識はないということでしたが、私としては、町民の立場からいくとやっぱりちょっと懸念が生じる認識ではないかということを申し上げたいと思っております。

最後1点だけ申し上げますが、まちづくり、いわゆる政治的な役割というものに関して提言をさせていただきたいと思っております。答弁がないので、私としては提言で幕を閉じたいと思います。

単純に申し上げまして、地方交付税というものが大きな役割を町では担っておりますが、これに関しては、人口を1人ふやせばどれぐらいの交付税がふえるのか。国見町ではやっぱり10万ぐらい超えるんです。ですから、政策的にいろんな意味で細部にわたって町長のほうからご説明いただきましたが、そういう細かいことも大事ですけども、やはり大きな柱として人口をふやしていくということが1つ大きなネックになってくるんじゃないかと思っています。そういったものも踏まえて、これから考慮していただければありがたいというふうに思うわけでございます。

そして、横浜市におきましては、この3年間で1,600か1,700かあった保育所の待機児童、これがこの3年で160名ぐらいに減らしたんです。やる気になるか、その気があるかないか。そういうものだと思います。いつやる、誰がやる、あとはやるかやらないかということを私としてはお考えいただいて、町民の利益に資するほうに向いていただきたいというふうに要望して、再々質問の形をとらせていただきます。

以上、ありがとうございました。

○議長（栗崎千代松君） 以上で6番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◎総括質疑

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。質疑の発言を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議案の第8号について質疑をさせていただきます。

議案第8号の中で、こちらの定例会提出議案説明書のほうを見させていただいたんですが、第6条、これももとのこの議案が提出された内容といたしましては、国のほうで公営住宅法のほうが変わったということで、それに合わせての変更とりましたが、この中で第6条で所得者、所得制限があって入居者の家賃のほうが決められているということ、これが国から町のほうへ、町のほうでこれが独自に決められていることで今回新たにこれが定められていると思うのですが、この額が以前のもので現在のものとどう変わってきているのか。また、その辺の額を決めた経緯、その辺がちょっと不明ですので、その辺をお聞きしたいと思います。

また、その額が値上がりするのであれば、これは災害ということで今、町営住宅等に入居されている方、町営住宅ではなくて借り上げ住宅として入居されている方が、今後そういったものは町営住宅として借り上げられたときに、家賃が値上がりをしてしまうおそれもあるのではないかとということが懸念されます。

実際に、この借り上げ住宅で入居されている方で、お子さんが大勢いらっしゃるって、まだ子育て中の子供がたくさん、子育て、学校に通っていらっしゃるお子さんがたくさんいるということで、そういった方がお父さんだけの収入ではこれを超えてしまって、ここに入居することができなくなるのではないかとのおそれもあります。

また、この住宅の家賃の設定に当たっては、町独自にそういったものも考慮して減免等もできるということがあったと思いますが、その辺は考慮されるのか、その辺もあわせて質問したいと思います。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 安井議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第8号矢吹町の町営住宅等の条例の一部を改正する条例でございますが、その中の第6条等について、どうしてこのような形になっていくのかというようなおたなしで、特に金額について定めた内容等についてのおたなしについてでございますが、ここにも書いてありますように、第6条の2項イに、入居者が身体障害者である場合というようなことで金額の定めがあるわけでございますが、そうした経緯等も含めて金額を定めた内容等についての詳しい説明については、都市建設課長のほうから説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

都市建設課長、藤田豊君。

〔都市建設課長 藤田 豊君登壇〕

○都市建設課長（藤田 豊君） 今の関係なんです、まず入居の階層がありまして、本来であれば一般階層というのが一般世帯の方々を本来階層という位置づけをしております。あと、裁量階層という階層があります。これは身障者あるいは高齢者、あとはそういう方を本来の階層よりも緩和される世帯という、そういう世帯でございます。

それで、入居の裁量階層の範囲なんです、今言ったように、もう少し細かく申し上げますと身障者、あと原発関係の被曝者、あとは60歳以上の世帯、あとは60歳以上と18歳の未満のいる方の世帯、あとは小学校の入学前の子供がいる世帯という方々が裁量階層という位置づけになっておりまして、そういうことでの収入基準で緩和されておるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） その他、質疑ございませんか。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） ただいまのご答弁についてなんですが、裁量世帯ということで緩和されているということでご説明がありましたが、これが今までに比べて条件が厳しくなっているのか、それとも緩和されているのか、そういったことについて先ほどお尋ねしたのですが、その辺についてもお答えをお願いしたいと思います。

また、この震災を考慮したということから考えますと、震災での避難者、そういったものを考慮しますと、特に震災を考慮した緩和条件、そういったものはどのようになっているか、その辺のお答えをお願いしたいと思います。よろしくご答弁、お願いたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回の所得制限について、金額について緩和されているというような内容で答弁をしましたが、緩和されているのは条件が緩くなっているのかどうか、また、震災で避難している方への緩和ということについての緩和の条件というものについて、どういったものがあるのかということについては、詳細を都市建設課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

都市建設課長、藤田豊君。

〔都市建設課長 藤田 豊君登壇〕

○都市建設課長（藤田 豊君） それでは、ご説明申し上げたいと思います。

今まで公営住宅法に基づいて、国のほうの法律の中で決められたのを準用しまして、矢吹のほうでも入居の関係のことを決めておったのですが、これを一括法に絡んで国のほうの基準をもとに条例化をするというような制度でございますので、従来のものとは変わらないということでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） その他、質疑ございませんか。

6番。

〔6番 青山英樹議員登壇〕

○6番（青山英樹君） まず、議案第4号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例というふうにあります。この条例改正案に関しましては、第3条等におきまして「国又は」という文言が入るんですけども、これは他の市町村におきましては、もう既にこれが改正されておりまして、矢吹の場合は遅いのかなというようなところも感じるころなんです。具体的に、この「国又は」というのが入ることによって、どのような事象が起こり得るのか、想定されるのか、わかるようにご説明を願いたいというのが第1点です。

それから、説明資料5ページ、第6条におきまして一番最後のほうになりますが、改正前の最後の行、平成23年特別令第14条第7項、これを改正後は平成23年特別令第14条第8項の規定にと書いてありますが、7を8にするということでありまして、これは改正前の7を改正後8という数字にするのか。とすれば、何か新しいものが入るのか。あるいは、入らずにそもそも第8項というものが改正前にあって、それを改正後、第8条というふうにするのか。そこをご説明願いたいと思います。わからなかったら、後でまた聞いてください。

もう1点ございます。

議案第8号におきまして、一番最後のところでもございまして、改正後でもって身体障害者等の場合の金額が21万4,000円と書いてあります。これは、改正前だと25万9,000円かなと思うんですが、これが下げられるということにおきまして、現在、その対象になっている方々は公営住宅から出なくてはいけないのか。そういう方がおれば、該当者の数をお知らせいただきたいという点と、これは内閣府のほうからは地域主権の関係上、各自治体でその裁量のもとに決めてもよろしいというような判断が出ているかと思うんです。

ですから、これは地域主権のごとく、町として何でかんで国のその数値に従わなくてはいけないということではないと思いますので、災害があり、放射能等の問題もありますので、福祉の分野からこの数値が下がる、25万9,000円かとは思いますが、それが21万4,000円まで下げられてしまうことによる不利益をこうむる者ができるだけ少なくなるような、政策としては、この21万4,000円という数字にこだわらずに、再度この数値を上げてでもよろしいのではないのか。町の裁量で決めてもよろしいのではないのかという考えがあるわけでありまして、それについてどのようにお考えかをお聞きしたいと思います。

以上、3点ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（栗崎千代松君） 暫時休議します。

（午前11時38分）

---

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午前11時57分）

---

○議長（栗崎千代松君） 議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、9番、大木義正君。

9番。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 議会運営委員会を開きまして、先ほどの青山議員の質問について協議いたしました結果、議員必携にあります「質疑とは」という中で、委員会に付託して審査する場合は、説明の後に、その議案に対する総括的な質疑を行い、詳細な個別質疑は委員会で行うことになるというふうになっておりますので、先ほどの青山議員の質問は詳細な質疑というふうに判断いたしましたので、総括的な質疑は受けませんが、詳細な質疑は委員会で行うということで、先ほどの青山議員の質疑は受けないということにいたします。

○議長（栗崎千代松君） そのほか、総括的な質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を集結いたします。

---

### ◎議案・陳情の付託

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより議案、陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号は、7名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第23号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第38号は、7名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

○事務局長（須藤源太君） 第1予算特別委員会、安井敬博委員、薄葉好弘委員、鈴木隆司委員、竹元孝夫委員、大木義正委員、角田秀明委員、諸根重男委員。

第2予算特別委員会、加藤宏樹委員、佐藤幸市委員、青山英樹委員、鈴木一夫委員、熊田宏委員、柏村栄委員、藤井精七委員。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第4号から第22号までについては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

次に、3月4日までに受理した陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、各委員会に付託いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

（午後 零時02分）



平成 2 5 年 3 月 1 8 日 (月曜日)

(第 4 号)



## 平成25年第374回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成25年3月18日(月曜日)午後1時開議

- 日程第 1 議案 第 4 号・第 5 号・第 19 号・第 20 号  
陳情 第 3 号  
審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案 第 6 号・第 7 号・第 11 号・第 12 号・第 13 号・第 14 号・第 21 号・第 22 号  
陳情 第 1 号  
審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案 第 8 号・第 9 号・第 10 号・第 15 号・第 16 号・第 17 号・第 18 号  
陳情 第 2 号  
審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案 第 24 号・第 25 号・第 26 号・第 27 号・第 28 号・第 29 号・第 30 号・第 31 号  
審査結果報告 第 1 予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案 第 23 号・第 32 号・第 33 号・第 34 号・第 35 号・第 36 号・第 37 号・第 38 号  
審査結果報告 第 2 予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程追加の議決
- 日程第 6 同意第 1 号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第 39 号 矢吹町大和久地区第 1 回工事(災害復旧)請負契約の一部変更について
- 日程第 8 議案第 40 号 矢吹町寺内地区第 1 回工事(災害復旧)請負契約の一部変更について
- 日程第 9 議案第 41 号 公共下水道災害復旧工事(2 工区)請負契約の一部変更について
- 日程第 10 議案第 42 号 公共下水道災害復旧工事(3 工区)請負契約の一部変更について
- 日程第 11 議案第 43 号 公共下水道災害復旧工事(4 工区)請負契約の一部変更について
- 日程第 12 議案第 44 号 公共下水道災害復旧工事(5 工区)請負契約の一部変更について
- 日程第 13 議案第 45 号 公共下水道災害復旧工事(6 工区)請負契約の一部変更について
- 日程第 14 議案第 46 号 耐震性飲料水兼用貯水槽設置工事請負契約の締結について
- 日程第 15 議案第 47 号 田内地区仮置場管理工事請負契約の締結について
- 日程第 16 発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)
- 日程第 17 発議第 2 号 地方財源の確保を求める意見書(案)
- 日程第 18 閉会中の継続調査の申し出について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（15名）

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
16番	栗崎千代松君		

欠席議員（1名）

15番 吉田伸君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	藤田忠晴君
総務課長	水戸邦夫君	税務課長	井戸沼寿量君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	円谷政雄君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	圓谷誠君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	円谷清茂君	教育次長兼 学校教育課長	陳野秀敏君
会計管理者 兼出納室長	円谷一雄君	生涯学習課長 兼中央公民館 長	近藤尚一君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	須藤源太	主幹兼 局長補 兼次長	菊地利雄
--------	------	-------------------	------

---

### ◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

会議に先立ち報告いたします。11番、角田秀明君からおくれる旨の届け出がありました。

（午後 1時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（栗崎千代松君） これより、去る3月12日の本会議において各常任委員会、第1・第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題とし、審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

---

### ◎議案第4号、議案第5号、議案第19号、議案第20号、陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第1、議案第4号、第5号、第19号、第20号及び陳情第3号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

総務常任委員会審査結果報告書。

第374回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりですので割愛をさせていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第4号、議案第5号、議案第19号、議案第20号、陳情第3号の審査結果は次のとおりであります。

議案第4号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、地域の自立性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴う条例改正で、町が国等に対する寄附の制限がなくなったことから、国等を対象に加えるための所要の改正です。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 矢吹町税条例の一部を改正する条例。

本案は、国税における全ての処分について理由を付記することになったことを受け、町税条例も同様に、地方税に基づく不利益処分や許認可を拒否する処分について、矢吹町行政手続条例に基づき理由を示すため、当

該条例の一部を改正するものです。平成25年度より全期前納報奨金の制度を廃止するため、当該条例の一部を削除するものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 矢吹町復興計画の一部変更について。

本案は、新たな復興事業を追加するもので、社会情勢の変化と国・県の制度に対応するための改定であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定の一部変更について。

本案は、矢吹町集会施設の指定管理の指定についての一部変更で、新町集会所の平成25年4月1日供用開始に向け、従来どおり第3区行政区を指定管理者として指定するための改正であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第3号 地方財源の確保を求める意見書提出の陳情について。

本件は、今般、閣議決定された、地方財政計画上の人件費削減を通じた地方交付税の削減の見直しを要望することについて意見書の提出を求めるものであります。

審査に入り、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。

ただいまの第5号議案について反対の立場で討論をさせていただきます。

本案の中で、いわゆる平成25年度より全期前納報奨金の制度を廃止するという事で、その部分を削除するという案件がありますが、これにつきましては、全期前納というものが一部の払える人だけが払えるもので、お金があつて払えるもので、そのほかの方から見たら不公平ではないかというご説明も町のほうからありましたが、一部の方が、そのような該当する方もおるとは思いますが、私が聞いたところによりますと、この全期前納というのは、少ない収入の中でやりくりをして何とか払っている。そのため、決してお金を持っている方、そういう方だけが恩恵を受けるような制度ではない。また、全期前納をしていない方から見ても、これが決して不公平だという声は出ておりません。

また、この全期前納の報奨金の制度を廃止している自治体もほかにもあります。その中でも、徐々に段階的に廃止していくというところも少なくありません。

そういった点からいきますと、もうちょっとこの辺は町の住民の方の意見ですとか、廃止するというのをいきなりにするのではなくて、きちんとしたコンセンサスを得る、そういったことが重要ではないかと考えます。そういった立場で反対の意見を述べさせていただきます。同僚議員の皆様のご検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

9番。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 皆さん、こんにちは。

私は、議案第5号 矢吹町税条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論いたします。

町税は地方税法などにより、町民の財産や所得に応じて公平に課税されるものであり、また、その納税につきましては、納期が設定されており、納期内に徴収することが定められております。反対の趣旨とされています固定資産税の全期前納報奨金につきましては、年間の税金を一括して納めることができる方には全期前納報奨金が支払われ、納期ごとに完納した方には報奨金がないという制度であり、同じ年度内に一括で納めるか納期ごとに納めるかの違いにより差異が生じている状況があります。

また、県内の状況を見た場合、多くの市ではすでに廃止しており、町村においても廃止または廃止の方向で進んでおります。

このようなことから、矢吹町においても、平成25年度からコンビニ収納の導入により納税者が納付しやすい環境の整備が図られ、納付機会が拡充されることもあるため、本案に対し賛成するものであります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第4号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号 矢吹町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案5号は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号 矢吹町復興計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これより陳情第3号 地方財源の確保を求める意見書提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は原案のとおり採択されました。

---

**◎議案第6号、議案第7号、議案第11号～議案第14号、議案第21号、議案第22号、陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決**

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより議案第6号、第7号、第11号、第12号、第13号、第14号、第21号、第22号及び陳情第1号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、13番、諸根重男君。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） 皆さん、こんにちは。

文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第374回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1番から6番までは記載のとおりでございますので省略させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第6号、議案第7号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第21号、議案第22号、陳情第1号の審査結果は次のとおりです。

議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、東日本大震災に対処するための特例の財政援助及び助成に関する厚生労働省関係規定の施行等に関する法令の一部改正に伴う条例改正であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 矢吹町火葬場使用料条例の一部を改正する条例。

本案は、平成25年3月31日をもって、白河市が火葬場協議会を脱退することから、矢吹町火葬場使用料条例の一部を改正するものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 矢吹町新型インフルエンザ等対策本部条例。

本案は、矢吹町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 矢吹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例。

本案は、地域の自立性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴う条例制定であります。介護保険の改正に伴い、指定地域密着型サービスに従事する従業者及びその員数に関する基準等を市町村の条例で定めることになったため、必要な事項を定めるものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 矢吹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

本案は、地域の自立性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴う条例制定であります。介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者及びその員数に関する基準等を市町村の条例で定めることになったため、必要な事項を定めるものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号 矢吹町暴力団排除条例。

本案は、福島県暴力団排除条例（平成23年7月1日施行）が及ばない町の事業等に関する暴力団の排除規定について条例の制定を行い、暴力団排除に関し基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにすることで、町民の安全で平穏な生活を確保するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 矢吹町福祉会館の指定管理者の指定について。

本案は、東日本大震災により被災した福祉会館の指定管理者について、平成25年4月1日より矢吹町公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募とし手続を進めてきた「公益社団法人矢吹町シルバー人材センター」を指定管理者として指定するためです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 矢吹町、泉崎村、中島村及び白河市火葬場協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

本案は、平成25年3月31日をもって、本協議会より白河市が脱退することに伴い、規約の一部を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号 白河市大信に建設計画が進められているバイオマス発電所建設に反対に関する陳情。

本件は、同地内においてバイオマス発電所建設計画されたことに対し、下流域における建設反対陳情の署名者が228名を数え、当委員会としてもその趣旨は理解するものであるが、今回計画されていた白河市大信下新城地区における事業計画に関連した利害関係者の同意（水路使用のための同意書交付願）については、平成25年1月22日付で矢吹西部土地改良区に取り下げ書の提出があり、建設計画そのものが白紙撤回されたものと解するものであります。

審査に入り、全委員異議なく不採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号 矢吹町火葬場使用料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号 矢吹町新型インフルエンザ等対策本部条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号 矢吹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号 矢吹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号 矢吹町暴力団排除条例を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号 矢吹町福祉会館の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号 矢吹町、泉崎村、中島村及び白河市火葬場協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これより陳情第1号 白河市大信に建設計画が進められているバイオマス発電所建設に反対に関する陳情書についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。

本件を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

---

◎議案第8号～議案第10号、議案第15号～議案第18号、陳情第2号の委員長報告、質疑、  
討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより議案第8号、第9号、第10号、第15号、第16号、第17号、第18号及び陳情第2号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、8番、鈴木一夫君。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 議場の皆様、こんにちは。

産業建設常任委員会審査結果報告書。

第374回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書1番から6番までは記載のとおりでございます。ご一読お願いいたします。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、陳情第2号の審査結果は次のとおりであります。

議案第8号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例。

本案は、公営住宅法の改正に伴い、公営住宅等の整備に関する基準等を条例で規定するための所要の改正であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例。

本案は、都市公園法の改正に伴い、配置及び規模に関する技術的基準等を条例で規定するための所要の改正であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例。

本案は、下水道法の改正に伴い、公共下水道の技術上の基準を条例で規定するための所要の改正であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 矢吹町道路構造に関する基準を定める条例。

本案は、道路法の改正に伴い、市町村道の構造基準を市町村の条例で定めることになったため、必要な事項を定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 矢吹町道路標識に関する基準を定める条例。

本案は、道路法の改正に伴い、管理する道路に係る道路標識の寸法及び文字の大きさについて市町村の条例で定めることになったため、必要な事項を定めるものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 矢吹町準用河川管理施設等の構造に関する基準を定める条例。

本案は、河川法の改正に伴い、準用河川における河川管理施設等の構造基準について市町村の条例で定めることになったため、必要な事項を定めるものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 矢吹町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例。

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、特定公園施設の設置に関する基準について市町村の条例で定めることになったため、必要な事項を定めるものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

本件は、国・県の関係機関に、福島県の最低賃金を政労使の代表からなる「雇用戦略対話」の合意内容に沿った引き上げと、その早期発効について意見書の提出を求めるものであります。

審査に入り、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第8号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。  
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。  
これより議案第10号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。  
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。  
これより議案第15号 矢吹町道路構造に関する基準を定める条例を採決いたします。  
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。  
これより議案第16号 矢吹町道路標識に関する基準を定める条例を採決いたします。  
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。  
これより議案第17号 矢吹町準用河川管理施設等の構造に関する基準を定める条例を採決いたします。  
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。  
これより議案第18号 矢吹町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を採決いたします。  
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これより陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情書についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は採択と決しました。

---

#### ◎議案第24号～議案第31号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第4、これより議案第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第1 予算特別委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 第1 予算特別委員会審査結果報告書。

第374回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件について、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりですので省略いたします。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号の審査結果は次のとおりです。

議案第24号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,226万7,000円を追加し、総額を23億3,040万5,000円とするものがあります。

歳入の内容は、使用料及び手数料10万円、国庫支出金1,831万4,000円、前期高齢者交付金613万円、県支出金272万4,000円、共同事業交付金974万2,000円、諸収入251万7,000円をそれぞれ増額し、国民健康保険税556万円、繰入金170万円を減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費1,818万5,000円、共同事業拠出金1,418万2,000円をそれぞれ増額し、総務費10万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ792万円を追加し、総額を4億6,620万3,000円とするとともに、地方債補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料111万3,000円、国庫支出金3,748万円をそれぞれ増額し、繰入金2,307万4,000円、町債760万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費792万円を増額するものであります。

次に、地方債補正の主な内容につきましては、災害復旧事業補助金の増額により、災害復旧事業債1,230万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号 平成24年度矢吹町土地造成事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳出予算の組み替えを行うものであります。

歳出の内容は、一本木第2宅地分譲地売買に伴い、予備費692万7,000円を減額し、土地造成事業費692万7,000円を増額し、矢吹町土地開発基金へ積み立てをするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ117万円を追加し、総額を2億447万7,000円とするとともに、地方債補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、繰入金746万9,000円を増額し、町債630万円を減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費117万円を増額するものであります。

次に、地方債補正の主な内容につきましては、公営企業災害復旧事業への国の震災復興特別交付税として、一般会計繰出金の増額により、災害復旧事業債940万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ653万7,000円を追加し、総額を11億6,955万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、支払基金交付金11万2,000円、繰入金2,820万4,000円をそれぞれ増額し、保険料686万円、国庫支出金1,128万7,000円、県支出金363万2,000円、財産収入4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費904万6,000円を増額し、地域支援事業費35万7,000円、基金積立金215万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号 平成24年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ83万3,000円を減額し、総額を1億2,292万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、使用料及び手数料1万6,000円、繰入金96万5,000円、諸収入19万9,000円をそれぞれ増額し、後期高齢者医療保険料201万3,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費38万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金44万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号 平成24年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）。

本案は、収益的収入につきましては、既定の額から8,000円を減額し、収入予算総額を4億6,332万6,000円とし、収益的支出につきましては、既定の額から90万円を減額し、支出予算総額を4億6,021万4,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、受託工事収益80万円、他会計負担金185万9,000円を減額し、手数料150万円、加入金60万円、雑収益55万1,000円をそれぞれ増額するものであります。

支出の内容につきましては、委託料169万円、路面復旧費41万円を減額し、修繕費100万円、備消耗品費20万円を増額するものであります。

また、資本的収入につきましては、既定の額に392万4,000円を増額し、収入予算総額を1億2,194万4,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、国庫補助金392万4,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 平成25年度矢吹町一般会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ93億4,300万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成24年度当初予算と比較して15億5,600万円、19.98%の増額となっております。

歳入予算の主な内容は、町税が1.9%減の20億1,031万4,000円、自動車取得税交付金については58.8%増の2,700万1,000円、地方特例交付金については65.2%減の543万7,000円、地方交付税については6.3%減の18億4,700万円、国庫支出金が37.2%増の11億5,355万4,000円、県支出金につきましては福島第一原子力発電所事故に伴う除染対策交付金等により151.1%増の24億6,418万2,000円、財産収入が140.8%増の1,485万7,000円、繰入金及び繰入金が財政調整基金繰入金の増額により74.7%増の6億624万6,000円、町債が農業災害復旧事業債等の災害復旧事業の減額により38.5%減の6億4,870万円などとなっております。

歳出予算の主な内容は、全体の26.36%を占める衛生費が14億6,442万円、17.64%の民生費が16億4,804万4,000円、10.72%の土木費が10億217万1,000円、9.47%の教育費が8億8,540万4,000円、9.44%の総務費が8億8,212万3,000円、8.38%の公債費が7億8,298万3,000円などとなっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議案第31号 平成25年度矢吹町一般会計予算につきまして反対の立場で討論を行います。

震災以降2年がたちまして、災害復旧等が進み、日々、震災当時よりは落ちつきを取り戻してきている会計年度になってくるかと思えます。改めて新しい年度が始まる重要な予算でございます。まして今までにない規模の予算となっております、今後の一つの目安となってくる予算編成になってきているわけでございます。

そういう中にありまして、一つには産業経済等の担い手になります人員等に関しまして、少子高齢化等の問題がまだ根強く残っており、またデフレ等においても、今、国の基幹産業、あるいは国の政策によって改善されるという点は予想されるものの、今後、その財政運営等におきましては、いまだ、また不透明な部分がございます。

そういう中にありまして、この予算編成にありましては、まだまだ補助金というものに頼っていかなければならない部分がございますが、今、申し上げましたように、今後のその方向性におきまして、補助金ありきでもって飛びつくこと、いわゆる震災でもって空白となった土地、建物等に関して過大な取得等をしていくことに関しましては、これは警鐘を鳴らすものでございます。そういう点におきましては、もう少し町民との合意を図りながら、町民の意図に基づいたような総合的なものをつくった上で、再度取得に向けて取り組むことが重要ではないかというふうに思います。

いわゆる震災等により空き地ができた等によりまして、そこに何々があればいいという、あるいは補助金が来て震災復興に係る柔軟な使い道があるからといって、むやみに取得していく方向をとれば、それは過去と同じことの過ちになる可能性がございます。そういう箱物行政には、ある程度警鐘を鳴らしていかなければいけないという思いが町民の中にはありまして、その意をもとに、今後、町民との合意をもう少し図り、なおかつ意見を取り入れた予算編成が望まれるものというふうに思い、ここに反対する次第でございます。

また、補助金があるからという理由のもとに、取得等を計画していくのであれば、これは合成の誤謬ということもございましたが、そのような体質のもとに財政が危なくなってくる可能性がございます。特にここ23年度、24年度という形では、町債の起債分と公債費返済の部分では町債の起債部分が非常に多く、財政的には悪化の傾向にあるというふうに判断されるものと思えます。そのような観点からこの予算編成におきましては、もう少し公債費の額が多くてもよかったのではないかと。今、性急に土地取得等に携わるべきではなく、もう少し町民合意が必要なものと考えて反対する次第でございます。

皆様方のお考え、何とぞ私の意見等を参考にされてご判断くださいますようお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

3番。

〔3番 薄葉好弘君登壇〕

○3番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

議案第31号 平成25年度矢吹町一般会計予算について賛成の立場で討論をいたします。

平成25年度当初予算編成につきましては、東日本大震災による影響や原子力災害の継続的な対策を図り、震災以前以上の活気に満ちあふれる矢吹町を目指すため、本格的な復興に十分に応える予算編成の内容となっております。評価すべきものであります。

評価すべきは、昨年に引き続き、本町の基幹産業である米作等を中心とした農業に大きな支障が生じないよ



う、農業施設及び農地の復旧を最優先事業として取り組んでいることや、除染なくして復興なしと、復興の大前提の一つである除染活動についても、町内全域を視野に入れ、農地や一般家庭等における除染を予定するなど、町民の健康を守り、放射線量の低減に取り組んでおり、復興の大きな意義をもたらすものと考えております。また旧4号国道においても、震災により深いダメージを負っており、商店街の復興、中心市街地活性化は重要課題として関係団体と連携を図り、復興の取り組み実現に向け予算を確保していることから大いに評価すべきものであります。

そして、子供、妊婦による被曝線量調査事業、昨年に引き続き実施するなど放射線に対する不安を取り除き、健康に影響が及ぼすことのないようとする対策は、未来を担う矢吹町の子供たちの育成に対し大いに評価するものであります。

今後も続く震災対応につきましては、行動力のある野崎町政に期待しつつ、本案に私は賛成いたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第24号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号 平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号 平成24年度矢吹町土地造成事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これより議案第28号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これより議案第29号 平成24年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これより議案第30号 平成24年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号 平成25年度矢吹町一般会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

（午後 1時55分）

---

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 2時13分）

---

◎議案第23号、議案第32号～議案第38号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第5、これより議案第23号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、

第38号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第2 予算特別委員長、12番、柏村栄君。

〔12番 柏村 栄君登壇〕

○12番（柏村 栄君） それでは、第2 予算特別委員会審査結果報告書。

第374回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1番から6番までは記載のとおりでございますので省略させていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第23号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第38号の審査結果は次のとおりです。

議案第23号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1億1,641万9,000円を減額し、総額を107億5,533万9,000円とするものです。それにより、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものです。

歳入の主な内容は、町税、国庫支出金、諸収入、町債をそれぞれ増額し、県支出金、繰入金をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が県南・会津・南会津地域給付金事業等により1億1,662万7,000円の減額、民生費が東日本大震災による災害廃棄物追加処理に係る広域圏衛生費分担金等により2,917万5,000円の増額、農林水産業費が農地除染対策事業等により3,401万9,000円の減額、土木費が道路除染対策事業等により5,578万1,000円の減額、消防費が国の補正予算である「日本経済再生に向けた緊急経済対策」として取り組む災害対応力整備事業等により1億3,744万7,000円の増額、教育費が教育施設除染対策事業等により4,893万2,000円の減額となるものであります。また、繰越明許費補正の内容について、「放射線対策事業」等の24事業について、年度内完了が困難なことから総額20億4,352万1,000円を追加するものであります。

次に、債務負担行為補正の内容については、国営土地改良事業限戸川地区負担金設定機関を矢吹町公園指定管理料及び都市計画マスタープラン見直し業務委託料につきましては、限度額をそれぞれ変更するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、地方道路等整備事業債1,400万円、消防防災施設整備事業債9,080万円をそれぞれ増額し、臨時財政対策債2,100万円を減額し、防災拠点施設整備事業債6,240万円を廃止するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億9,771万6,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであります。

歳入の主な内容は、国民健康保険税4億8,191万9,000円、国庫支出金5億3,860万4,000円、療養給付費交付金6,774万6,000円、前期高齢者交付金3億6,297万円、県支出金1億362万5,000円、共同事業交付金2億5,237

万4,000円、繰入金2億8,873万9,000円となっております。

歳出の主な内容は、保険給付費13億3,191万9,000円、後期高齢者支援金等2億8,513万円、介護納付金1億3,921万7,000円、共同事業拠出金2億5,237万6,000円となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号 平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,190万9,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであります。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料1億834万3,000円、繰入金2億2,571万4,000円、町債1億3,060万円となっております。

歳出の主な内容は、総務費1億945万6,000円、事業費1億1,407万8,000円、公債費2億8,417万5,000円となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号 平成25年度矢吹町土地造成事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56万8,000円とし、一時借入金について定めるものであります。

歳入の内容は、繰越金56万8,000円となっており、歳出の内容は、一般管理費56万8,000円となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号 平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億108万4,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであります。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料2,556万8,000円、繰入金1億3,353万5,000円、町債4,130万円となっております。

歳出の主な内容は、維持管理費5,158万円、公債費1億4,425万4,000円、災害復旧費525万円となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号 平成25年度矢吹町介護保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,652万5,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであります。

歳入の主な内容は、保険料2億280万3,000円、国庫支出金2億5,050万9,000円、支払基金交付金2億9,322万6,000円、県支出金1億5,213万3,000円、繰入金1億7,779万7,000円となっております。

歳出の主な内容は、総務費3,764万3,000円、保険給付費10億920万1,000円、地域支援事業費2,887万5,000円となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号 平成25年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,726万6,000円とし、一時借入金について定めるものであります。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料9,420万5,000円、繰入金4,244万2,000円となっております。

歳出の主な内容は、総務費584万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億3,087万3,000円となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号 平成25年度矢吹町水道事業会計予算。

本案は、収益的収入につきましては、総額4億5,287万6,000円を計上し、主な内容は、水道使用量を主とする営業収益が3億6,980万9,000円、他会計負担金を主とする営業外収益8,306万5,000円となっております。

収益的支出につきましては、総額4億6,490万円を計上し、主な内容は、受水費1億6,810万8,000円、減価償却費1億4,626万1,000円、企業債利息4,767万7,000円となっております。

資本的収支予算につきましては、収入額が、出資金2,678万3,000円、他会計負担金350万円など、合計3,038万3,000円に対して、支出総額は1億8,520万円となり、差し引き不足額1億5,481万7,000円は過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

資本的支出の主な内容は、工事請負費2,600万円、企業債償還金1億5,280万円を予定しております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第23号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これより議案第32号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

これより議案第33号 平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。  
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

これより議案第34号 平成25年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

これより議案第35号 平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

これより議案第36号 平成25年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

これより議案第37号 平成25年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これより議案第38号 平成25年度矢吹町水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会、特別委員会付託案件などの審議、採決は全て終了いたしました。会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議2件がありましたので、提出議案等の概要の説明のための全員協議会及びその取り扱いについて議会運営委員会を開くため、暫時休議いたします。

(午後 2時27分)

---

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午後 3時11分)

---

#### ◎会議時間の延長について

○議長（栗崎千代松君） ここで時間を延長したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 時間延長で進めたいと思います。

---

#### ◎日程の追加

○議長（栗崎千代松君） それでは、追加議案の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、9番、大木義正君。

〔「議長、議案書見ろよ。 議案書もないのに」「議案書なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 暫時休議します。

(午後 3時12分)

---

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午後 3時12分)

---

○議長（栗崎千代松君） 大変失礼いたしました。

議会運営委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） ただいま開催されました議会運営委員会の結果についてご報告いたします。

会期中に町長から追加議案10件、議員発議2件、継続調査の申し出1件が提出されました。この取り扱いについて企画経営課長及び議会事務局長から説明を求め協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。

以上で、議会運営委員会からの報告を終了いたします。

皆様のご協力よろしく願いたします。

○議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議

題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の資料のとおりであります。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第6、これより同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔「議長、 に対して意見するの」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明の後に退出を求めます。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議員の皆様、こんにちは。それでは説明申し上げます。

同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてであります。今月末をもって副町長の任期が満了することから、本案につきましては、平成21年4月から現在にわたり副町長として行政運営全般に及ぶ業務に尽力されております渡邊正樹氏を副町長に再任することについて、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

渡邊正樹氏は昭和48年4月より本町職員となられ、生涯学習課長、企画開発課長、企画情報課長、総務課長、企画経営課長とを歴任され、平成20年3月に退職となり、平成21年3月議会定例会において満場一致の同意により選任され、現在まで副町長の重責を担っていただいております。

渡邊氏は長く本町職員として、また副町長に選任されてから、本町発展のために活躍され、これまで蓄積された経験を十分生かし、すぐれた識見と人格により私を補佐してくれるものと確信しており、矢吹町まちづくり総合計画及びこれを補完する矢吹町復興計画の実現や、職員の資質向上など本町発展のための力となる副町長の最適任者として、本提案をするものでございます。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） ここで渡邊正樹君の退場を求めます。

〔副町長 渡邊正樹君退場〕

○議長（栗崎千代松君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。



この採決は、起立により行います。

同意第1号について賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（栗崎千代松君） 全員起立であります。

よって、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについては同意することに決しました。

それでは、渡邊正樹君の入場を許します。

〔副町長 渡邊正樹君入場〕

○議長（栗崎千代松君） ここで、ただいま同意されました副町長を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 3時19分）

---

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 3時20分）

---

#### ◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第7、議案第39号 矢吹町大和久地区第1回工事（災害復旧）請負契約の一部変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第39号 矢吹町大和久地区第1回工事（災害復旧）請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成23年11月14日に議会の議決を受けました、矢吹町大和久地区第1回工事（災害復旧）請負契約の締結についての一部変更を行うものであります。

変更内容につきましては、現場状況に応じた105.65メートルの管路の敷設がえの減少及びその他現場精査に伴う各種数量の増減であります。

これら変更に伴い、1,078万1,400円が減額となり、契約金額が5,253万3,600円に変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て変更契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号 矢吹町大和久地区第1回工事（災害復旧）請負契約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第8、議案第40号 矢吹町寺内地区第1回工事（災害復旧）請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明申し上げます。

議案第40号 矢吹町寺内地区第1回工事（災害復旧）請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成23年12月12日に議会の議決を受けました矢吹町寺内地区第1回工事（災害復旧）請負契約の締結についての一部変更を行うものであります。

変更内容につきましては、現場状況に応じた165.8メートルの管路の敷設がえの減少及びその他現場精査に伴う各種数量の増減であります。

これら変更に伴い、1,286万4,600円が減額となり、契約金額が2億81万400円に変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て変更契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号 矢吹町寺内地区第1回工事（災害復旧）請負契約の一部変更についてを採決いたしま

す。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第9、議案第41号 公共下水道災害復旧工事（2工区）請負契約の一部変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明申し上げます。

議案第41号 公共下水道災害復旧工事（2工区）請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成23年11月14日に議会の議決を受けました公共下水道災害復旧工事（2工区）請負契約の締結についての一部変更を行うものであります。

変更内容につきましては、現場状況に応じた35.57メートルの管路の敷設がえの増加及び舗装復旧面積2,040.4平方メートルの増加、その他現場精査に伴う各種数量の増減であります。

これら変更に伴い、2,350万8,450円が増額となり、契約金額が1億6,420万8,450円に変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て変更契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号 公共下水道災害復旧工事（2工区）請負契約の一部変更についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第10、議案第42号 公共下水道災害復旧工事（3工区）請負契約の一部変更についてを議題とします。  
提出者の説明を求めます。  
町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明申し上げます。  
議案第42号 公共下水道災害復旧工事（3工区）請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成23年12月12日に議会の議決を受けました公共下水道災害復旧工事（3工区）請負契約の締結についての一部変更を行うものであります。  
変更内容につきましては、現場状況に応じた97.1メートルの管路の敷設がえの減少及び舗装復旧面積704.1平方メートルの増加、その他現場精査に伴う各種数量の増減であります。  
これら変更に伴い、887万1,450円が増額となり、契約金額が1億5,062万1,450円に変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て変更契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。  
質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
これより議案第42号 公共下水道災害復旧工事（3工区）請負契約の一部変更についてを採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第11、議案第43号 公共下水道災害復旧工事（4工区）請負契約の一部変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明申し上げます。

議案第43号 公共下水道災害復旧工事（4工区）請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成23年12月12日に議会の議決を受けました公共下水道災害復旧工事（4工区）請負契約の締結についての一部変更を行うものであります。

変更内容につきましては、現場状況に応じた392.67メートルの管路の敷設がえの減少及び舗装復旧面積1,389.3平方メートルの増加、その他現場精査に伴う各種数量の増減であります。

これら変更に伴い、128万7,300円が減額となり、契約金額が1億1,410万7,700円に変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て変更契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号 公共下水道災害復旧工事（4工区）請負契約の一部変更についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第12、議案第44号 公共下水道災害復旧工事（5工区）請負契約の一部変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明申し上げます。

議案第44号 公共下水道災害復旧工事（5工区）請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成24年1月19日に議会の議決を受けました公共下水道災害復旧工事（5工区）請負契約の締結についての一部変更を行うものであります。

変更内容につきましては、現場状況に応じた85.57メートルの管路の敷設がえの減少及び舗装復旧面積2,210.0平方メートルの増加、その他現場精査に伴う各種数量の増減であります。

これら変更に伴い、1,225万1,400円が増額となり、契約金額が1億5,610万1,400円に変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て変更契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号 公共下水道災害復旧工事（5工区）請負契約の一部変更についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第13、議案第45号 公共下水道災害復旧工事（6工区）請負契約の一部変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明申し上げます。

議案第45号 公共下水道災害復旧工事（6工区）請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成24年1月19日に議会の議決を受けました公共下水道災害復旧工事（6工区）請負契約の締結についての一部変

更を行うものであります。

変更内容につきましては、現場状況に応じた9.00メートルの管路の敷設がえの減少及び舗装復旧面積1,026.0平方メートルの増加、その他現場精査に伴う各種数量の増減であります。

これら変更に伴い、1,213万1,700円が増額となり、契約金額が1億4,600万6,700円に変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て変更契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号 公共下水道災害復旧工事（6工区）請負契約の一部変更についてを採決いたします。  
お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第14、議案第46号 耐震性飲料水兼用貯水槽設置工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明申し上げます。

議案第46号 耐震性飲料水兼用貯水槽設置工事請負契約の締結についてであります。本案は、火災発生時の消防水利はもとより、地震等大規模な災害が発生し、上水道が使用不可能な状況の際、町民の飲料水を確保するため、耐震性飲料水兼用貯水槽を設置する工事請負契約を締結するものであります。

工事内容につきましては、一本木地内の矢吹町文化センター駐車場敷地の地下に、貯水量100トンの飲料水としても利用可能な耐震性貯水槽を設置するものであります。

入札につきましては、平成25年3月15日、株式会社平成工業、株式会社ヨシダ建設、株式会社阿部工業、伸

和建設株式会社、高田工業株式会社、株式会社あおい矢吹支店の6社による指名競争入札の結果、議案書のとおり7,581万円で、矢吹町大町192番地、高田工業株式会社が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号 耐震性飲料水兼用貯水槽設置工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第15、議案第47号 田内地区仮置場管理工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明申し上げます。

議案第47号 田内地区仮置場管理工事請負契約の締結についてであります。本案は、住宅地等の面的除染、道路、集会所など公共施設の除染作業に伴い排出された放射性物質を含んだ汚染土壌等を仮置き場に安全に保管するため、工事請負契約を締結するものであります。

工事内容につきましては、田内地区の山林、約7,000平方メートルを造成した敷地内に、汚染土壌等、約1トン1袋とし約4,000袋を3カ所に分け、20メートル四方で3段に積み重ね、その上を遮水シートや放射線の低い土で覆い放射線を遮蔽し、国が設置する中間貯蔵施設が完成するまでの間、汚染土壌等を安全に保管するための工事であります。

入札につきましては、平成25年3月15日、株式会社平成工業、株式会社ヨシダ建設、株式会社阿部工業、伸



和建設株式会社、高田工業株式会社、株式会社あおい矢吹支店の6社による指名競争入札の結果、議案書のとおり6,825万円で、矢吹町新町207番地1、伸和建設株式会社が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て契約を締結するものがあります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号 田内地区仮置場管理工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第16、発議第1号を議題とします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

8番、鈴木一夫君。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に、各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引き上げについては、2010年6月、政労使の代表から成る「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として、できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全

国平均1,000円を目指すことで合意された。

しかし、現在の福島県最低賃金は、時間額で664円となっており、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は2007年からの5年間、全国水準で31位と全国でも低位にあり、県内労働者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いものとなっている。

最低賃金の引き上げは、働く者のセーフティーネット機能を高めるとともに、労働意欲の向上、ひいては企業の業績向上へも寄与することにつながり、あわせて福島県の復興、再生という観点から見た場合においても、県内の労働力の確保や、労働人口の県外流出防止のために非常に重要なことである。

最低賃金の引き上げは、拡大する非正規労働者や、パートタイム労働者のセーフティーネット機能を高めるとともに、労働意欲の向上、ひいては企業の生産性の向上や、内需の拡大へ寄与することにつながり、あわせて福島県の復興を促進させる上でも、県内の労働力の確保や、若年層を中心とした労働人口の県外流出防止のために非常に重要なことである。

よって、本町議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する次の事項について強く要望をする。

- (1) 福島県最低賃金については、2010年6月に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図る。
- (2) 福島県の復興促進、労働人口の流出に歯どめをかけることを踏まえ、上積みの改正を図る。
- (3) 中小地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。
- (4) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い、発効を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年3月18日。

内閣総理大臣、安倍晋三殿。厚生労働大臣、田村憲久殿。福島県労働局長、河合智則殿。

福島県矢吹町議会議長、栗崎千代松。

○議長（栗崎千代松君） これより、発議第1号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号の意見書は提出することに決しました。

---

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第17、これより発議第2号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 地方財源の確保を求める意見書（案）。

地方はこれまで、極めて厳しい財政状況に置かれる中、自主的に行財政改革や人件費削減、給与の抑制などを国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。

このような状況の中、政府は「地方財政計画上の人件費削減を通じた地方交付税の削減」を閣僚決定した。

しかし、地方交付税は本来、地方の税収とすべき税を国税として国がかかわって徴収し、国税の一定割合を合理的な基準で再分配をする地方固有の財源であり、その用途は何ら制限がなく、各団体の自主的判断に任せられている一般財源である。また、その交付総額は、地方財政計画に基づいて決定されるものである。

今般、閣議決定された「地方財政計画上の人件費削減を通じた地方交付税の削減」は地方財政計画に国の考え方を一方的に反映し、地方に国の考え方を強制する内容であり、地方固有の一般財源であるという地方交付税の理念や、地方分権の考え方に大きく反することとなり、看過することはできない。

また、福島県において、災害、原子力災害からの着実な復旧・復興に向け、献身的に公務を遂行している自治体職員の給料を一方的に引き下げるとは、労働意欲の低下につながり、復旧・復興の妨げになることも危惧され、あわせて自治体職員の給与は、地元企業に働く労働者や各種団体職員の給与の指標とされており、その引き下げによる影響は大きく、地域経済の疲弊に直結することになる。

よって、本町議会は次の事項を実現するよう強く要望するものである。

1、地方の一般財源総額について、2012年度の地方財政計画の水準を下回らない交付額とする。

2、自治体職員の人件費の決定に当たっては、従来どおり自治体の自主性（慣行）を尊重する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年3月18日。

内閣総理大臣、安倍晋三。財務大臣、麻生太郎。総務大臣、新藤義孝。

以上であります。

○議長（栗崎千代松君） これより、発議第2号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第2号 地方財源の確保を求める意見書は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号の意見書は提出することに決しました。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（栗崎千代松君） 日程第18、これより閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長から次回定例会の運営協議のため会期外付託の申し出がございます。

お諮りいたします。委員長申し出のとおり、会期外付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの次回定例会の運営協議のため会期外付託の申し出のとおりとすることに決しました。

以上で本日の議案審議は全部終了いたしました。

---

#### ◎議長発言

○議長（栗崎千代松君） それでは、私から一言お礼の言葉を申し上げたいと存じます。

本定例会を最後に退職をされます、会計管理者兼出納室長、円谷一雄さん、保健福祉課長、円谷政雄さんにおかれましては、議会運営及び審議に多大なご協力、ご指導をいただき心から感謝を申し上げる次第であります。在職中の功績は町政の歴史に刻まれるものと確信をしております。

今後は、40年9カ月、そして39年の長い経験を生かされ、議会活動に温かいご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。お礼の言葉といたします。長きにわたり、まことにご苦労さまでした。

---

#### ◎閉会の宣言

○議長（栗崎千代松君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において全員協議会、なお終了後、大震災及び原発事故調査特別委員会を開催いたします。

これにて第374回矢吹町議会定例会を閉会といたします。  
ご協力、まことにありがとうございました。

(午後 3時58分)



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 7月30日

議 長 栗崎 千代松

署 名 議 員 角田 秀明

署 名 議 員 柏村 栄